

第7次佐世保市総合計画

後期基本計画

(素案)

余 白

余 白

市長あいさつ

写 真

写 真

写真

余 自

目次



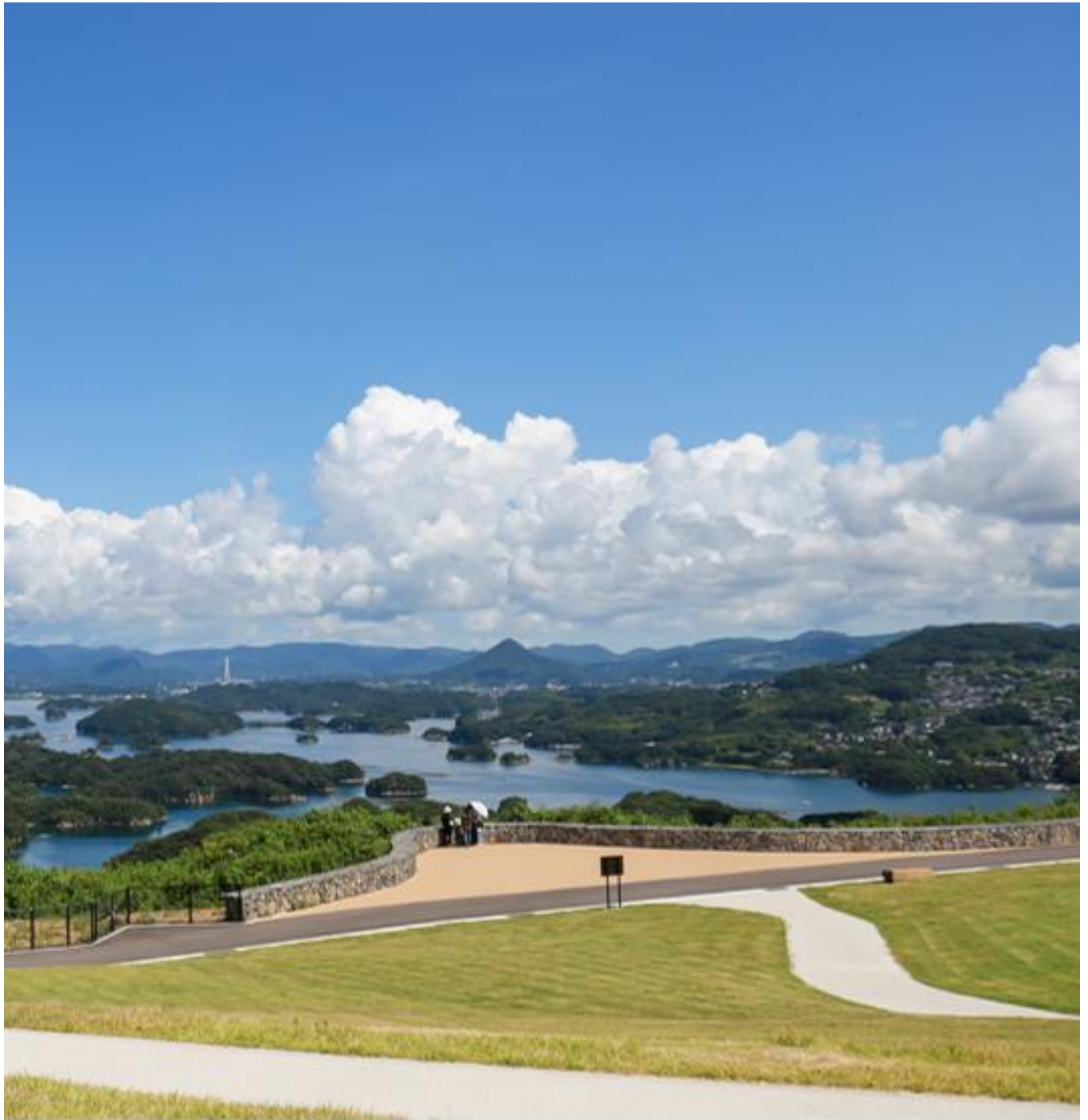
七つの洋に 展けゆく
波をしずめの この港
集まる商船も 日にしげく
ほまれの歴史 享けつぎて
栄えいやます わが佐世保

二

八重の汐路に かすみたる
九十九島の 島々に
松のこかげの 綾なして
平和のすがた かもめ飛ぶ
ほまれの歴史 享けつぎて
栄えいやます わが佐世保

三

その名もゆかし 烏帽子の
嶺の朝陽と 競いつつ
世界に伸びる 産業の
資源の山に 命わく
ほまれの歴史 享けつぎて
栄えいやます わが佐世保



一
み
ど
り
の
山
に
囲
ま
れ
て

佐世保市歌

佐世保の歌

昭和 27 年に市制施行 50 周年を記念して、「佐世保市歌」を制定しています。

多数の応募の中から入賞した郷土の作家・辻井一郎（永石三男）氏の作品を歌詞とし、佐世保にゆかりのある作家吉田絃二郎氏の校定を経て、昭和の日本を代表する作詞家・作曲家堀内敬三氏（『若き血』（作詞・作曲 慶應義塾応援歌）、『蒲田行進曲』（作詞）、『家路（遠き山に日は落ちて）』（作詞））の手により完成しました。

曲中には、九十九島や烏帽子岳といった美しい自然を有し、海と山に囲まれた港町である佐世保市らしさが見事に表現されています。

観光



九十九島

九十九島は、佐世保湾の外側から北八平戸までの約25kmの海域に点在する海域のことで、複雑に入り組んだリアス海岸と島々が織りなす美しい自然景観が広がっています。ほぼ全域が「西海国立公園」に指定されており、島の密度は日本一といわれています。九十九(くじゅうく)とは数がたくさんあるという意味で使われる例え言葉で、実際の島の数は208あります。2018年4月には、国内5例目として九十九島湾が世界で認められた湾として「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟・認定されました。



ハウステンボス



YOSAKOI
させほ祭り



九十九島パールシー



佐世保バーガー



レモンステーキ



世知原茶

グルメ



九十九島かき

佐世保・九十九島の冬のグルメの代表格といえば「九十九島かき」。208の島々からなる九十九島の、入り組んだ海岸線に連なる洋上の島々から送られる養分をたっぷりと吸収した「九十九島かき」は、やや小さめの殻いっぱい詰まった身が特徴。食感もぷりぷりで味が濃厚です！

世界遺産

佐世保市の黒島の集落を含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、平成30年に世界遺産に登録されました。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、キリスト教禁教期の厳しい生活条件の下、既存の社会・宗教と共生しつつ、自らの信仰を継続していった潜伏キリシタンの人々の歴史を物語る、他に例を見ない遺産です。

これらの遺産のうち、本市の黒島には、「潜伏キリシタンの伝統」を示す潜伏キリシタンの指導者屋敷跡や墓地、仏像を聖母マリアとして礼拝した仏教寺院があるほか、国重要文化財黒島天主堂など多くの文化財が残っています。



日本遺産

佐世保市の歴史と文化を代表する、「鎮守府」（日本の近代化と海軍の遺産）と「三川内焼」（日本磁器のふるさと肥前）は、平成28年に「日本遺産」として認定されました。

「日本遺産」は、平成27年度から始まった事業で、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するものです。

<認定ストーリー>

『鎮守府横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～』

『日本磁器のふるさと肥前～百花繚乱のやきもの散歩～』



姉妹都市

佐世保市は、国内外に複数の姉妹都市・友好都市を設けており、国際交流の一環として各都市との交流を深めています。



アルパカーキ市



コフスハーバー市



サンディエゴ港



廈門市



瀋陽市



坡州市



釜山広域市西区



九重町(大分県玖珠郡)

日本本土最西端

日本本土最西端の地「神崎鼻(こうざきばな)」

平成元年に国土地理院による人工衛星を使った位置測量を行い、正式に日本本土最西端の地として認定されました。

最西端の地を訪れた方には、「日本本土最西端到達証明書」を発行しています。



市章

明治44年10月に制定。

カタカナの「サセホ」を組み合わせて、図案化したものです。

菱形の囲いのうち、右斜め上が「サ」、左斜め下が「セ」を表し、中央に「ホ」を入れています。

SASEBO



市の花

平成14年に市制施行100周年を記念して、「カノコユリ」を市の花に制定しています。

「カノコユリ」は国内では絶滅が心配されていますが、佐世保市では、南九十九島一帯・世知原町・吉井町・里美町など海岸から山地まで、局所的ですが広く生育しています。

南九十九島が、国内でも有数の自生地です。



市の木

平成元年に「ハナミズキ」を市の木に制定しています。

4月から5月、パステルカラーの紅白の花から受ける印象は明るく都市的であり、その姿はアメリカの桜といわれるだけあって見ごたえがあります。

国際都市を目指す本市イメージの引き立てに最適な樹木であり、本市の発展に明るい彩りを添えています。

SASEBO

余 白

序 論

第1章 総合計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市は、令和9年度を目標年次とする第7次佐世保市総合計画基本構想（以下「基本構想」という。）に掲げるまちの将来像「海風 薫り 世界へはばたく“キラっ都” SASEBO」の実現に向け、令和2年度から令和5年度までを計画期間とする第7次佐世保市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）に取り組んできました。

この間、新型コロナウイルス感染症を契機としたDXの急速な進展やウクライナ情勢の長期化等に伴う原油価格・物価高騰など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

また、人口減少の進展に伴い、平成27年10月に、佐世保市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、前期基本計画策定に合わせ総合戦略を統合し整合性を図りながら人口減少問題に取り組んできました。

第7次佐世保市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定においても、後期基本計画と地方版デジタル田園都市構想総合戦略を統合することにより、人口減少社会及び少子高齢化社会に向けて、より迅速かつ柔軟に取り組んでいきます。

後期基本計画は、社会経済の変化を踏まえ、前期基本計画の施策の進捗状況を検証し、施策の継続性と新たな視点に着目するとともに、アフターコロナ社会にいち早く対応し、回復（再生）・発展に取り組んで、基本構想の実現に向け策定するものです。

2. 計画の名称

本計画の名称は「第7次佐世保市総合計画 後期基本計画」とします。

3. 計画の役割

総合計画とは、行政運営を行うにあたっての指針で、本市が策定するすべての計画の上位に位置し、事業を実施する場合の基本的な根拠となり、また、市民が活力を維持し、かつ健やかに暮らしていくための行政と市民の役割に関して必要となる基本的な考え方を示したもので、佐世保市総合計画条例に基づき策定される計画です。

また、この総合計画は、人口減少に歯止めをかけることを目指した計画としても策定しており、この意味で、地方創生をひとつの大きな目的としています。したがって、本計画と同一の趣旨・同一のまちづくりの方向性をもつ「地方版デジタル田園都市構想総合戦略」を包含し、官民連携を前提とした一体的な計画として策定することとしています。これらを踏まえて、本計画は、具体的に次の6つの役割を担います。

- 本市が策定する全ての計画の上位に位置し、事業を実施する場合の基本的な根拠となる計画
- 本市の行財政運営を行うにあたっての指針（方向性）を示す計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した地方版総合戦略
- 西九州させば広域都市圏の発展を目指す計画
- 旧軍港市転換法に基づく旧軍港市転換計画
- 国・県等が地域計画を策定する場合の基本となる計画

4. 計画策定の視点

本計画は、次の3つの視点を持って策定しています。

みんなの総合計画

行政だけの総合計画ではなく、市民、関係団体、事業者等の様々な立場の皆さんと話し合い、目的を共有し、ともに取り組んでいく方向性を記載した総合計画

戦略性のある総合計画

本市の目指すまちづくりの姿とその方向性を明確にし、それを実現するための具体的な数値目標を設定しながら、戦略的に事業を展開する総合計画

確実な実効性をもつ総合計画

PDCA サイクルにより、設定した数値目標を効果的に進行管理することで、着実な目的達成へと向かう実効性のある総合計画

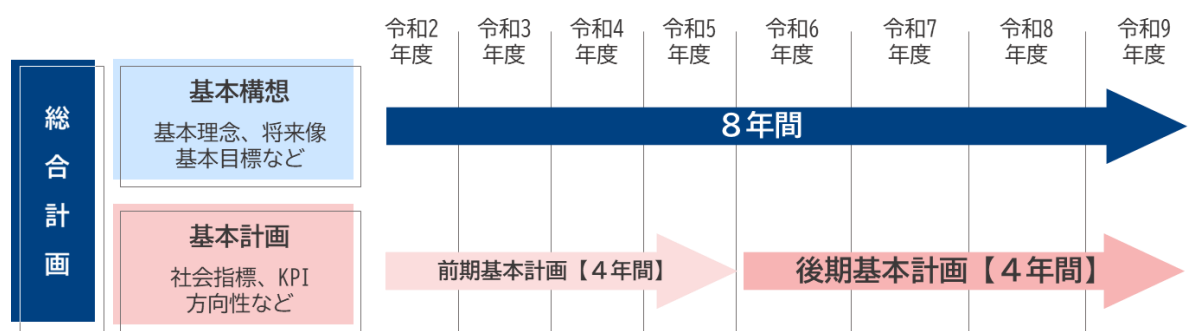
5. 計画の構成等

本計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成されます。

「基本構想」は、佐世保市総合計画条例に基づき、概ね10年程度の期間を展望しながら、長期的な視点で本市における総合的かつ計画的な運営を図るための基本的な方針を示しています。

また、「基本計画」は、基本構想に基づき実施すべき政策・施策を示しており、社会情勢や市民のニーズを的確に捉え行政課題へ迅速に対応するため、その計画期間を市長任期と連動したものとします（計画1期あたり4年間）。

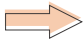
そのため、基本構想における目標年次については8年間を展望した中で設定することとし、本計画の基本構想では令和9年度としています。



6. 前期基本計画の振り返り

しごと

観光商工政策

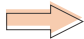
社会指標	現状値(H28年度)	目指す方向	実績値(R2年度)
市内総生産(第2次・第3次産業)	737,540 百万円	 (維持)	749,574 百万円

令和2年度、全世界において猛威をふるい、未曾有の事態となった新型コロナウイルス感染症の拡大への対応については、この3か年を通じて、国、県からの財源等を活用し、切れ目のない対策を段階的に応じて適切に展開し実施してきました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、生産、サービス、輸出ともに大きく落ち込みを見せたが、その後、緊急事態宣言の解除や行動制限の緩和とともに企業活動は回復傾向を示してきています。

しかしながら、世界的なエネルギー・食料品価格等の高騰など、取り巻く環境は厳しさが増しており、市内事業者の経営環境はもとより、市民生活にも大きな影響が出てきています。

農林水産政策


社会指標	現状値(H28年度)	目指す方向	実績値(R2年度)
市内総生産(第1次産業)	14,734 百万円	 (維持)	13,692 百万円

農林水産業における就業者の減少が続いているものの、生産性の向上と品質の向上による高付加価値化など、これまで各種施策・事業を有効的に実施してきたことから、市内総生産(第1次産業)を一定維持しています。

しかしながら、人口減少、就業者の高齢化も進んでおり、引き続き就業者人口は減少していくことが想定されます。

このことから、今後も市内総生産を維持していくためには、新規就業者をはじめとする産業の担い手のさらなる確保が喫緊の課題となっています。解決のためには、生産性や販売単価を向上させることにより「儲かる農林水産業」の仕組みを確立し、所得・新規就業者数の増加を目指さなければなりません。また、生産の基盤である農地や水産資源についても、就業者の減少や環境変化に対応しながら維持していく必要があります。

企業立地政策

社会指標	現状値(H30年度)	目指す方向	実績値(R4年度)
就職率	45.6%	 (維持)	38.1%


社会指標である就職率は、基準年度(平成30年度)以降、令和元年度：43.2%、令和2年度：39.8%、令和3年度：39.5%と下落傾向で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う企業の経済活動の停滞が一因と考えられます。

一方で、佐世保公共職業安定所管内の有効求人倍率は、令和2年度に一旦下落したものの、

上昇傾向にあり、有効求人倍率が上昇傾向にあるにもかかわらず、就職率が下落していることは、「求人（企業が求める人）」と「求職（人が求める職種(企業)）」のミスマッチが要因の一つと考えられます。

ひと

子ども未来政策

社会指標	現状値(H30年度)	目指す方向	実績値(R3年度)
合計特殊出生率	1.71	 (増加)	1.67

合計特殊出生率は、近年は横ばいの動きにて推移しています。

同規模の中核市のなかでは高水準で推移しており、これは、各施策・取組の成果として一定の効果があったものと考えています。

しかし、出生数自体は減少傾向に歯止めはかかっておらず、将来目指すべき希望出生率〔国民1.80（2025年）〕と比較すると、大きな乖離が生じています。

社会指標	現状値(H30年度)	目指す方向	実績値(R3年度)
子ども女性比	0.22470	 (増加)	0.21329

子ども女性比は、近年は漸減の傾向にあります。

合計特殊出生率と同様に、長崎県・全国と比較すると高水準ではありますが、子ども・女性の人口は減少傾向が続いています。

教育政策

社会指標	現状値(H30年度)	目指す方向	実績値(R4年度)
市民1人あたりの生涯学習に関わった回数	8.8回/人	 (増加)	6.9回/人


多様な学習機会の充実など関係施策を推進してきましたが、生涯学習事業への参加者や生涯学習拠点施設及び拠点スポーツ施設等の利用者は減少傾向にあり、結果として平成30年の現状値と比較し実績値が下がっています。

最大の要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大であり、日常生活があらゆる面で制限を受けることとなり、対面での学習や講演・実践など、生涯学習の主だった機会についてその多くが失われることとなりました。

しかし、そのような状況下でも市民の学習意欲は依然として高く、リモート講座やオンライン参加等により活動や交流を継続するなど、時間的空間的な制約を超えた学びなどデジタル時代にも対応した新たな学習の形態も生まれました。

まち

都市政策


社会指標	現状値(H30年度)	目指す方向	実績値(R4年度)
都市部(都市核※、地域核※、生活核※等)における人口密度	44人/ha	 (維持)	42人/ha

本市の人口減少は国の推計(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」)よりも早く進行しており、人口密度の低下に拍車がかかっています。

区域別の人口減少を見ると、全体的に減少が進んでいるものの、その中で市域全体を比較したときに、市街化区域は最も減少は緩やかです。


ただし、本庁・支所管内別の人口を見ると、地域核をもつ相浦、大野、日字、早岐がほぼ横ばい又は微増であるのに対し、人口の3分の1を擁する市役所本庁管内の人口減少率が高くなっているということが大きな課題となっています。

水道政策

社会指標	現状値(H30年度)	目指す方向	実績値(R4年度)
水の安定供給日数	363日	 (増加)	365日

水道事業は、渇水や施設の老朽化に伴う断減水のリスクに対して「水の安定供給」を確保することを目的に社会指標を設定しています。


渇水については、令和4年度において少雨により節水広報等の対策に至ったものの給水制限には至りませんでした。また、老朽化施設は増加傾向にあり管路の事故が毎年発生しているものの、適切な維持管理と計画的な更新により大きな断減水事故は発生していません。

社会指標	現状値(H30年度)	目指す方向	実績値(R4年度)
公共下水道により生活排水を処理している人口の割合	53.5%	 (増加)	56.2%

下水道事業は、早期の普及促進を図ることを目的とした社会指標を設定しています。

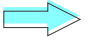
公共下水道の整備とともに接続促進の取組により一定の進捗は得られたものの、当初の整備計画に対する遅れを十分には取り戻せておらず、計画の見直しを含めた検討を行っているところです。

土木政策

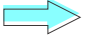
社会指標	現状値(H30年度)	目指す方向	実績値(R4年度)
道路による都市間速達性の確保率	62.5%	 (増加)	66.7%

西九州させば広域都市圏への佐々町の加入に伴い指標が上昇していますが、実質的には速達性は上昇していません。

都市間接続道路の整備については、東彼杵道路の環境影響評価への移行、西九州自動車道佐世保道路4車線化工事の全面展開、板山トンネル開通など、一定の成果を得ています。


社会指標	現状値(H30年度)	目指す方向	実績値(R4年度)
土木施設の老朽化に伴う事故死亡者数	0人	 (維持)	0人

土木施設の計画的な点検・診断、また点検結果に基づく対応を図ってきたことにより、施設の老朽化に伴う死亡事故の発生は回避することができたものの、防護柵の老朽化に伴う転落事故が発生してしまいました。

社会指標	現状値(H30年度)	目指す方向	実績値(R4年度)
水害・土砂災害による死亡者数	0人	 (維持)	0人

急傾斜地や河川などにおける災害危険箇所についても、計画的な施設整備を行ったことにより、災害に伴う死亡事故の発生を回避することができました。

環境政策


社会指標	現状値(H28年度)	目指す方向	実績値(R2年度)
温室効果ガス削減率(平成25年度比)	24.7%	 (増加)	35.9%

2020(令和2)年度の市域から排出された温室効果ガスの総排出量は1,204千t-CO₂と、基準年度(2013年度)と比較すると△35.9%であり目標は達成できました。主な削減の要因としては、電力使用に伴うCO₂排出係数の低減や市民・事業者・市役所の省エネ等による電力消費量の削減が大きいものと考えられます。

令和4年2月に「佐世保市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和5年3月には佐世保市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画)の改定に伴い中長期目標を設定しました。当面の目標として、国が示す2030(令和12)年の温室効果ガス排出量削減目標2013(平成25)年比46%削減を目指すこととしています。

目標達成には、さらに190千t-CO₂の削減が必要であり、市民・事業者・市役所の電力消費及び自動車による排出削減に重点的に取り組むことで目標達成を目指します。

港湾政策


社会指標	現状値(H30年度)	目指す方向	実績値(R4年度)
佐世保港を利用する船舶の総トン数	14,855 千トン	 (増加)	7,408 千トン

平成 30 年の現状値に対して、令和 4 年実績値は▲7,447 千トンとなっており、減少の主な要因としては、外航商船の減少によるものですが、これはクルーズ客船の寄港数の減少によるものであり、平成 30 年のクルーズ客船の寄港数が 108 隻に対して、令和 4 年は新型コロナウイルス感染症の影響により 6 隻の寄港に留まっています。

令和 5 年 3 月からの国際クルーズ客船の運航再開を受け、今後、寄港数の増加が見込まれ、それに伴い総トン数も増加していくものと推察されます。

くらし

市民生活政策

社会指標	現状値(H28年度)	目指す方向	実績値(R2年度)
安全・安心な暮らしの状況を確認できる件数(1,000人あたり)	6.6 件	 (減少)	5.2 件

平成 30 年の数値はそれぞれ刑法犯罪認知件数 786 件、交通事故発生件数 861 件に対し、令和 4 年は刑法犯罪認知件数 739 件、交通事故発生件数 481 件となっており、ともに減少しています。

年ごとに見てみると、交通事故発生件数が大きく減少しているのに対し、刑法犯罪認知件数は、令和 3 年、4 年と増加しています。

新型コロナウイルスによる外出自粛の影響なども考えられますが、通常の生活に戻りつつあるため、「コミュニティの活性化の推進」「安全安心施策の推進」「人権の尊重と男女共同参画社会の推進」施策を常に見直しながら、今後も安全で安心な市民生活が維持できるよう努めていきます。

保健福祉政策

社会指標	現状値(H29年度)	目指す方向	実績値(R4年度)
平均寿命に対する健康自立度	96.63%	 (増加)	97.70%

令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の流行拡大を背景に、必要とされる体制や取組等を強化しながら、感染防止や生活支援等の対策について、重点的な推進を図るなど、市民の生命とくらしを守ることに注力してきました。

このような未曾有の厳しい状況下において、保健福祉政策の各施策・事業の展開にあたっては、様々な面で制約を受ける中、DX[※]の推進や官民連携等の観点から実施方法を見直すなど、臨機かつ適切な対応を図りながら、保健・医療・福祉に係る法制度等を踏まえた分野別計画に基づき、必要な事業・サービスを継続して提供するとともに、地域包括ケアシステム[※]の構築・運用や、地域福祉の推進における重層的支援体制の整備等を通じ、各種の事業・

サービス間での切れ目・隙間を埋めるための仕組みづくりに取り組んできました。


そのような中、社会指標である「平均寿命に対する健康自立度^{*}」は、平成 29 年度の 96.63%に対し、令和 4 年度は 97.70%と向上しており、当該政策の望まれる姿「いくつになっても健やかに安心して暮らせるまち」の実現に一定寄与できたものと捉えています。

今後、人口減少・少子高齢社会のさらなる進展に伴い、いわゆる 2025 年問題が間近に迫る中で、アフターコロナに応じた事業展開等という面も考慮に入れながら、引き続き、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供できる体制づくりに取り組んでいくことが求められています。

消防政策


社会指標	現状値(H30 年度)	目指す方向	実績値(R4 年度)
建物火災1件あたりの焼損床面積 (5年間の平均値)	41.2 m ²	 (減少)	62.1 m ²

建物火災1件あたりの焼損床面積は、令和2年までの5年間で49.2 m²、令和3年までの5年間で58.1 m²、令和4年までの5年間で62.1 m²となっています。建物火災の件数は減少傾向にありながら建物火災1件あたりの焼損床面積が増加したのは、比較的大きな建物火災が深夜帯に数件発生し、発見や通報が遅くなり全焼してしまったことで実績値が上がってしまったものと考えられます。

社会指標	現状値(H30 年度)	目指す方向	実績値(R4 年度)
心肺停止患者の1か月後の生存率 (5年間の平均値)	12.4%	 (増加)	6.5%

心肺停止患者の1か月後の生存率は、令和2年までの5年間で9.4%、令和3年までの5年間で9.0%、令和4年までの5年間で6.5%となっています。生存率の向上には、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による応急手当の協力が必要ですが、コロナ禍による救急講習等の中止や医療機関への搬送時間が長引いたことなどにより実績値が下がってしまったものと考えられます。

防災危機管理政策

社会指標	現状値(H30 年度)	目指す方向	実績値(R4 年度)
災害死亡者数	0 人	 (維持)	0 人

各種災害から住民の生命、身体、財産を守るために、地域防災訓練や地域の特性に応じた地区防災計画の策定による防災意識啓発等を通じて住民の防災意識を高め、自助力、共助力の向上に寄与しました。

また、国土強靱化地域計画に基づく関係部局の防災減災事業の効果と災害応急対策等の指針を定めた地域防災計画による取組が奏功したものと分析します。

経営1：的確な分析による戦略的な行政経営の推進

新型コロナウイルス感染症を契機とするリモートワーク等の働き方やライフスタイルの変化により地方移住への機運が高まる中、オンラインによる移住相談や SNS・動画等を活用した広報活動等を行い、移住支援制度の周知や本市の PR を強化するとともに、移住の受け皿となる地域の振興を図りました。

市内公共交通は、利用者の減少や燃料高騰等により、経営が厳しくなる中、運転手不足による減便もよぎなくされましたが、必要な財政支援に取り組み、計画路線（ネットワーク）を維持することができました。

コロナ禍でありましたが、オンラインを利用した海外姉妹都市との青少年交流や国際交流員による市民文化講座の実施、「やさしい日本語」の普及に向けた動画配信など、広報活動等を行ったことで、国際交流や多文化共生に興味を持つ市民の参加に繋げることができました。

経営2：市民の視点に立った行政基盤の整備

人材育成の基礎となる各制度の改革を実施するとともに、組織的に業務改善運動に取り組む風土の浸透を図り、業務改善・自発的改革の視点から人材育成に取り組みました。

また、「佐世保市 DX 戦略」を策定し、AI・RPA等の先進技術や電子決裁の導入、行政手続きのオンライン化などの DXに取り組むとともに、光ファイバの敷設による情報通信基盤整備への支援を図りました。

経営3：健全で持続可能な財政運営の推進

市税徴収率の向上による市税収入の増加や受益者負担の取組など自主財源確保に努めてきました。また、行政サービスを安定的に提供するための持続可能な財政運営に努めることで、健全財政を堅持してきました。

経営4：効果的で効率的な行政運営の推進

人口減少下や時代の変革期においても市民サービスの質を向上させ、行政サービスを持続的に提供できる自治体を目指し、スマート自治体への転換に向けた各種施策を展開しました。

経営5：基地との共存共生の推進

佐世保港のすみ分け等の課題解決や基地所在に伴う経済的効用等を楽しめる機会の拡充といった基地との共存共生に向けた取組を行うとともに、本市の基地政策に係る方向性と取組を示した「佐世保市基地政策方針」を策定しました。

基本構想[概要]

第1章 基本理念

1. 基本理念

本市のまちづくりは、常にひと（市民）が中心です。

また、すべての市民が健康で、幸せを実感しながら暮らすことができる社会を構築し、これを持続していくことが前提となります。

しかし、これまで世の中が経験したことのない人口減少社会を迎え、労働者をはじめ様々な担い手が不足することで、社会全体の生産力、消費や社会的負担に大きな影響がでてくることが予想されます。

このようなことへの対応をまちづくりという視点で考えると、広く社会参加を促し担い手を確保すること、また、負担増に対応するため大胆で先進的な取り組みを展開していく必要があると言えますが、このために必要とされる考え方（理念）は、「共生」社会を前提とし、「多様性」という強みを活かして「創造」「挑戦」することではないかと考えられます。

そこで、第7次佐世保市総合計画の推進にあたっては、市民全体（市民・事業者等・行政）で佐世保の価値を高め、シビック（市民の、都市の）プライド（誇り）をもって、市内外にこれを力強く発信し、人口減少社会においても持続可能で幸福な社会の実現を目指していくこととし、その心構えとして、次の4つを基本理念として置くこととしています。

変革、発展を推し進め、活力あふれるまちづくりに「挑戦」します。

常に高いクオリティと新たな価値を求め、夢と希望に輝くまちを「創造」します。

様々な文化、価値観を互いに尊重し認め合う「多様性」のあるまちをつくります。

郷土愛、共感を育み、ともに暮らし支え合う「共生」の精神を持つまちづくりを行います。

第2章 将来像

1. 佐世保市の将来のイメージ

海風 薫り 世界へはばたく “キラっ都”SASEBO

日本本土最西端の地である佐世保。
平成から令和へ大きな時代の節目を迎え、
佐世保がもつ可能性を形にすべく、
本市も今まさに新時代へ進もうとしています。
市民が育ててきた“寛容性”と“多様性”を
地域の誇りとしながら、
異文化理解や英語教育によるグローバルな人材育成、
海外クルーズ客船の寄港など、
世界に目を向けた事業を積極的に展開していく。
そして、世界中にきらめく感動を広げたい。
海風薫る日本の最西端・佐世保が、
国際都市“SASEBO”として、世界へはばたきます。



2. 各分野において目指す都市像

人口減少局面において、本市が目指すべき都市像は、わかりやすく提示するため、一定の方向性を共有する政策ごとのまとまりで、具体性のあるものとして表します。

ひと

学力、体力、豊かな心、
共感力等の育成に重きを
置いて取り組むことを表す都市像

育み、学び、認め合う
「人財」育成都市

西九州を牽引する
創造都市

人口減少・高齢化社会に
対応するため、都市圏の中心市として、
将来を見据えた計画的なまちづくりを
目指す都市像

まち

しごと

活力ある産業の育成により、
国際競争を勝ち抜くことを
表す都市像

活力あふれる
国際都市

地域が社会を築く
安心都市

地域の力（市民力）で、
安心な社会を
築いていくことを
表す都市像

くらし

みんな の させぼ

3. 目指すべき社会の状態

人口減少社会においては、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少による経済規模の縮小、労働力の不足、医療・介護給付費の増大など社会保障制度の受益と負担のバランスの崩壊、税収減による行政サービスの低下など、今後、様々な社会的課題に直面することになります。

また、わたしたちの生活や経済を支えている道路、上下水道、廃棄物処理施設、港湾等の社会インフラの維持・更新に係るコストが増加し、このままでは本市の経済・社会水準の維持を図ることは困難となります。

このことを踏まえ、縮小する社会へ対応していくとともに、限られた労働力でより多くの付加価値を生み出し、市民一人あたりの生産性を高めることで、持続的な発展を目指す必要があります。

そこで、本計画においては、目標とすべき社会の状態として、次のような「堅持すべき目標」を掲げました。



※1 人口と総生産、2つの目標達成を目指すもの

※2 市内総生産(第1、2、3次)産業+輸入品に課される税等

※3 総生産維持のためには、一人あたりの生産性を高めることが必要

基本計画

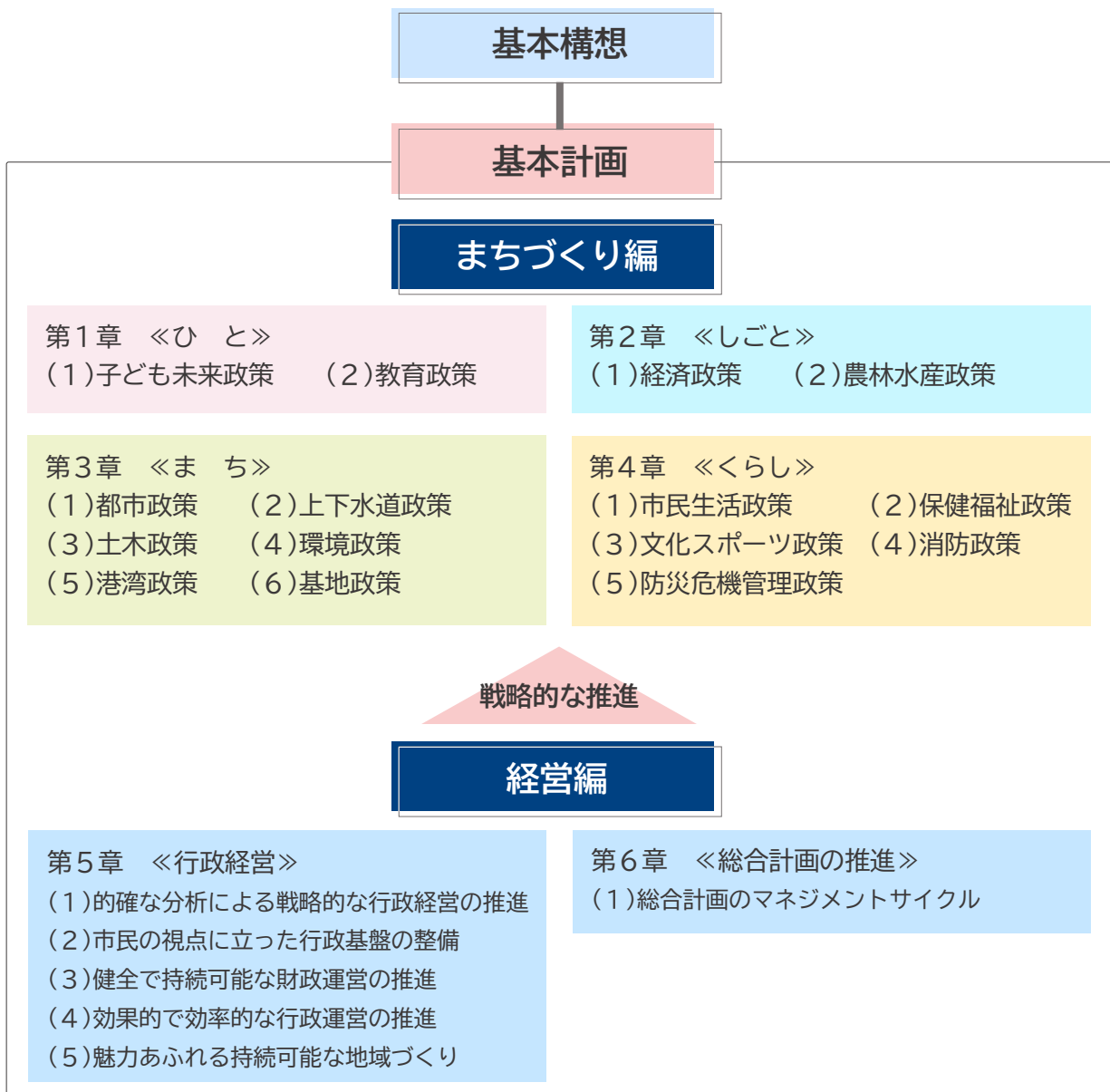
序章 基本計画の概要

1. 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げた本市の将来像（各分野において目指す都市像や目標とすべき社会の状態）を実現するため、政策・施策・事業の内容や目標等を示すものです。

2. 基本計画の構成

基本計画は、「まちづくりの取組」からなる『まちづくり編』と、「行政経営の取組」と「総合計画の推進にあたって」からなる『経営編』をもって構成します。



3. 基本計画の政策・施策体系

基本構想では、「ひと」「しごと」「まち」「暮らし」の4つの分野において、本市が目指すべき都市像を設けました。

基本計画では、これらの都市像を実現するための政策、施策、事業等を主な内容として策定されています。

「政策」… 目指すべき社会状態に変化させるための方針（基本構想に掲げる4つの都市像を実現するために、望まれる姿や課題、今後の方向性を示すもの）

「施策」… 目指すべき社会状態に変化させるために行う行政活動（政策を実現するための基本的な目的・目標）

「事業」… 施策を実現するために行う個別の取組・方向性

分野	政策	施策
ひと	子ども未来政策	① 母子保健の推進 ② 地域での子育て支援 ③ 幼児教育・保育の充実 ④ 経済的支援の推進
	教育政策	① 学校教育の充実 ② 豊かな心を育むまちづくり ③ 生涯学習の充実

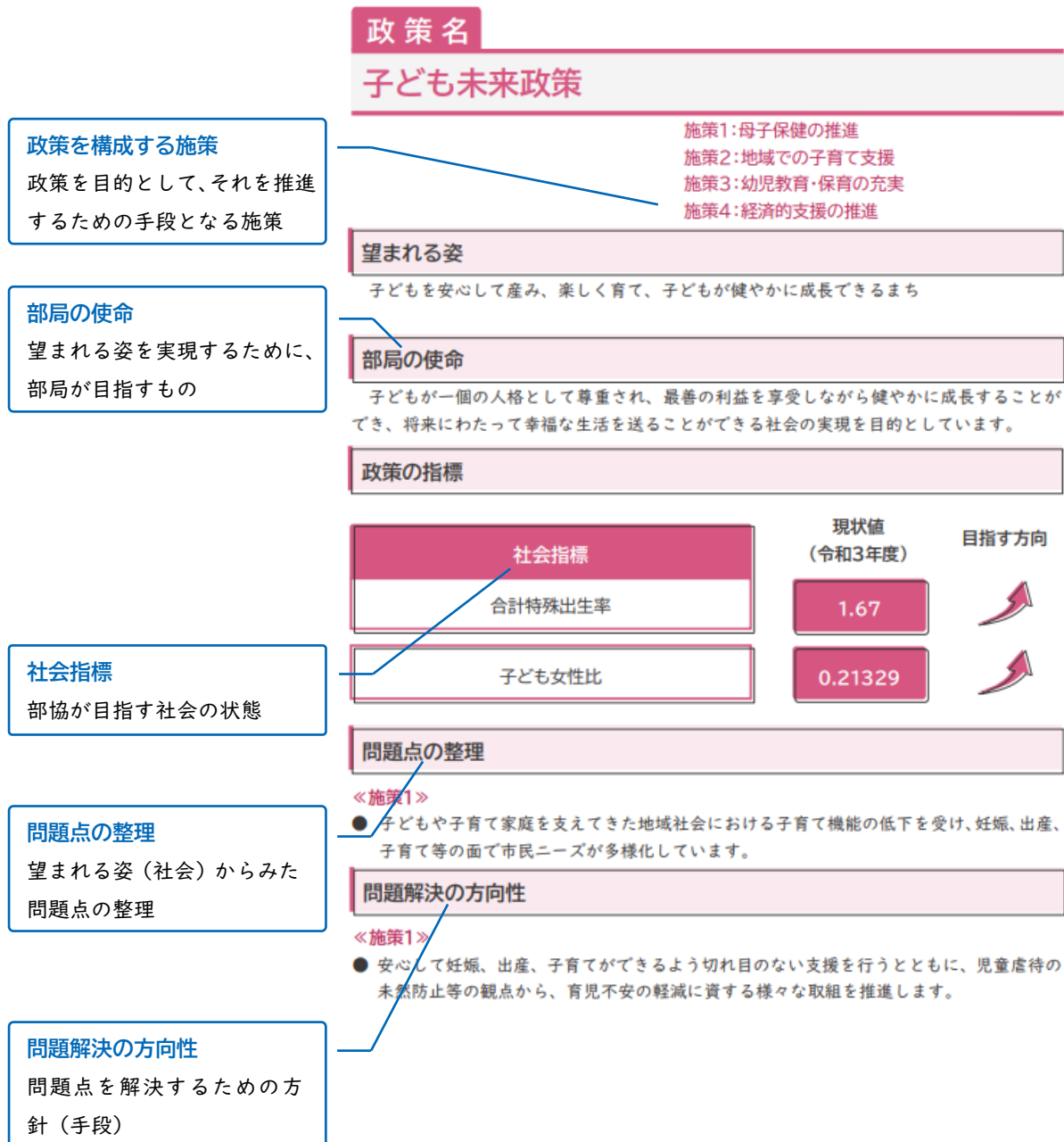
しごと	経済政策	① 観光の振興 ② 地場企業の振興 ③ 企業立地の推進 ④ ふるさと納税制度の推進 ⑤ 競輪事業収益の確保
	農林水産政策	① 農林業の振興 ② 水産業の振興

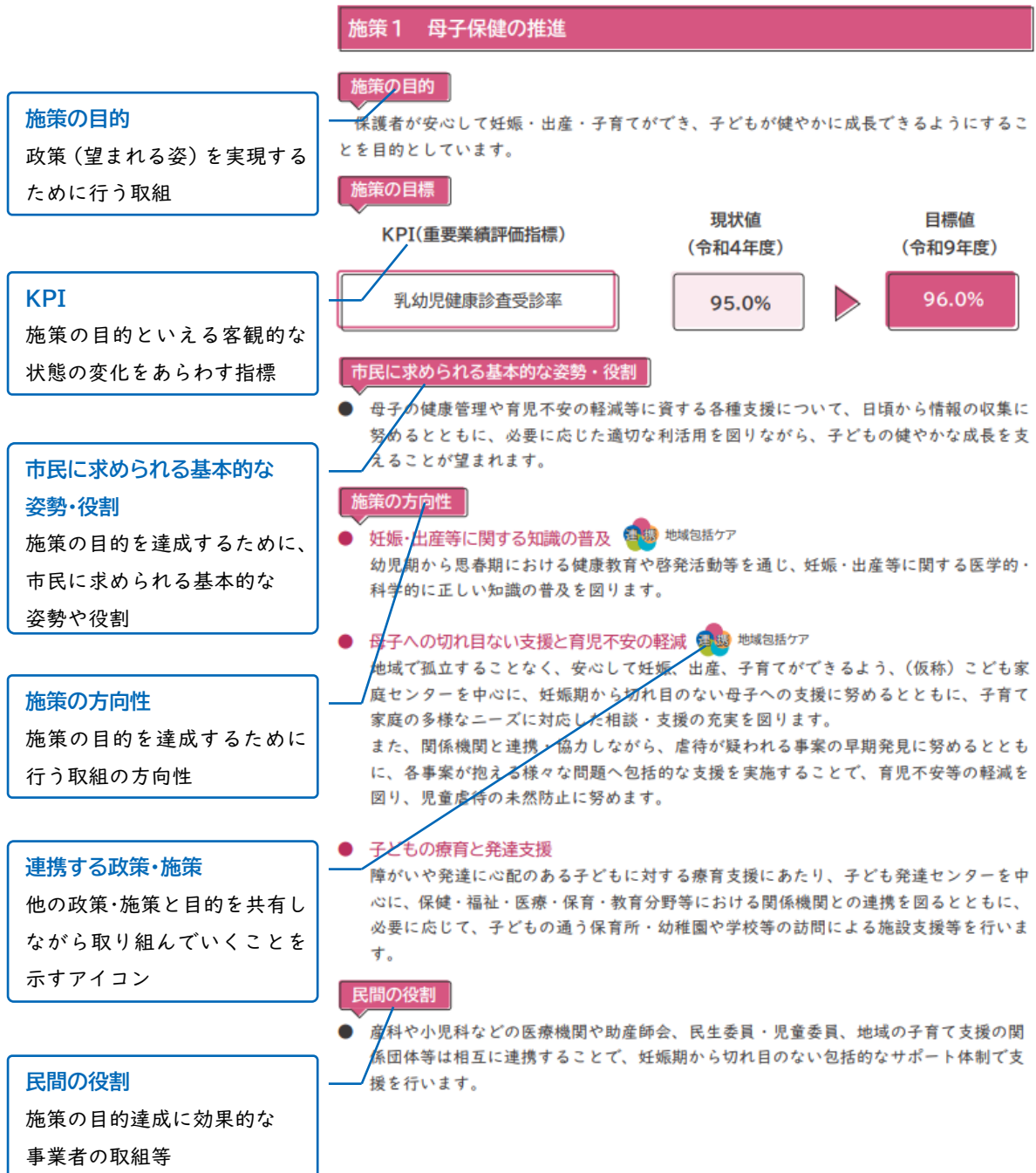
まち	都市政策	① 持続可能な都市形成と拠点の再生 ② 安全で快適な住環境の確保 ③ 公園の適切な管理・運営
	水道政策	① 水の安定供給の推進 ② 公共下水道の普及と安定処理
	土木政策	① 市内の円滑な循環を阻害する渋滞箇所等の改善 ② 土木施設の安全・機能確保
	環境政策	① カーボンニュートラルの推進 ② 環境保全活動の推進 ③ ごみの減量化と適正処理の促進
	港湾政策	① 人流と物流を支えるみなとづくり
	基地政策	① 基地との共存共生の推進

暮らし	市民生活政策	① 地域コミュニティの活性化の推進 ② 安全安心施策の推進 ③ 人権尊重と男女共同参画社会の推進
	保健福祉政策	① 健康づくりの推進 ② 質の高い地域医療体制の確保・充実 ③ 高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり ④ 障がい者の自立と社会参加の環境づくり ⑤ 健康を守る安全な生活環境づくり ⑥ 国民健康保険事業等の適切な実施 ⑦ 生活保護の適正な実施と自立促進
	文化スポーツ政策	① 文化振興・国際交流の推進 ② スポーツの充実
	消防政策	① 火災や自然災害対策の推進 ② 救急・救助の高度化 ③ 火災予防対策の推進
	防災危機管理政策	① 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

4. 基本計画の構成と見方

政策のページ





余 白

まちづくり編

余 自

第1章 ひと

政策名

子ども未来政策

- 施策1:母子保健の推進
- 施策2:地域での子育て支援
- 施策3:幼児教育・保育の充実
- 施策4:経済的支援の推進

望まれる姿

子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち

部局の使命

子どもが一人の人格として尊重され、最善の利益を享受しながら健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (令和3年度)	目指す方向
合計特殊出生率	1.67	
子ども女性比	0.21329	

問題点の整理

《施策1》

- 子どもや子育て家庭を支えてきた地域社会における子育て機能の低下を受け、妊娠、出産、子育て等の面で市民ニーズが多様化しています。
- また、児童虐待について、市民の意識の高まりなどから、虐待に係る相談や通告等が増加する傾向にあります。

《施策2》

- 身近な地域に相談できる相手がいないため、助け合う機会も少なくなっていることから、子育て家庭が孤立し、その負担感が増大しています。また、子どもの放課後における生活をめぐっては、核家族化の進展や女性の社会進出等の変化に伴い、その過ごし方が多様化し、居場所について、ニーズの高まりとともに、質の確保も求められています。

《施策3》

- 保育所等の待機児童について、平成17年度から年度当初には発生していないものの、年度途中において解消するまでには至っていない状況にあります。また、ライフスタイルや就業形態等が多様化する中、幼児教育・保育へのニーズもきめ細かなものに変化しています。

一方、乳幼児期は人格形成の基礎を培う大事な時期であることから、幼児教育・保育において、質の確保が重視される傾向にあります。

《施策4》

- 子どもや子育て家庭においては、経済的な不安定さや子育てや教育にかかる費用負担などから多くの市民が子育てに係る経済的な不安を感じています。

問題解決の方向性

《施策1》

- 安心して妊娠、出産、子育てができるよう切れ目のない支援を行うとともに、児童虐待の未然防止等の観点から、育児不安の軽減に資する様々な取組を推進します。

《施策2》

- 地域における子育て支援の充実を図るとともに、子どもと子育てに関して、地域全体で支え合う環境づくりを推進します。

《施策3》

- 幼児教育・保育における量の確保と質の向上に取り組むとともに、市民ニーズに応じた多様な事業・サービスの展開を図ります。

《施策4》

- 安心して子育てができるよう、市民の利便性等を考慮した各制度の適切な運用を通じて、子育て家庭への経済的支援の取組を推進します。

施策1 母子保健の推進

施策の目的

保護者が安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに成長できるようにすることを目的としています。



施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
乳幼児健康診査受診率	95.0%	96.0%

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 母子の健康管理や育児不安の軽減等に資する各種支援について、日頃から情報の収集に努めるとともに、必要に応じた適切な利活用を図りながら、子どもの健やかな成長を支えることが望まれます。

施策の方向性

- **妊娠・出産等に関する知識の普及**  地域包括ケア
幼児期から思春期における健康教育や啓発活動等を通じ、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及を図ります。
- **母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減**  地域包括ケア
地域で孤立することなく、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、(仮称)こども家庭センターを中心に、妊娠期から切れ目のない母子への支援に努めるとともに、子育て家庭の多様なニーズに対応した相談・支援の充実を図ります。
また、関係機関と連携・協力しながら、虐待が疑われる事案の早期発見に努めるとともに、各事案が抱える様々な問題へ包括的な支援を実施することで、育児不安等の軽減を図り、児童虐待の未然防止に努めます。
- **子どもの療育と発達支援**
障がいや発達に心配のある子どもに対する療育支援にあたり、子ども発達センターを中心に、保健・福祉・医療・保育・教育分野等における関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、子どもの通う保育所・幼稚園や学校等の訪問による施設支援等を行います。

民間の役割

- 産科や小児科などの医療機関や助産師会、民生委員・児童委員、地域の子育て支援の関係団体等は相互に連携することで、妊娠期から切れ目のない包括的なサポート体制で支援を行います。

施策2 地域での子育て支援

施策の目的

子どもの健全育成に資する居場所づくりを推進し、子育て家庭が、地域で支えられながら楽しく子育てできるようにすることを目的としています。



施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
地域子ども・子育て支援事業の 平均利用回数	30.9回	50回

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 身近にいる子どもに関心を持ってふれ合い、地域の親睦を深めながら子どもを育てる活動を進めることが望まれます。

施策の方向性

- **地域における子育て支援の充実**  地域包括ケア
未就園児とその保護者が相互に交流等を行う「地域子育て支援センター」を拠点に、認定こども園における「子育て支援事業」との連携等を図るほか、子育て等の援助を受ける方とその援助を行う方との相互援助活動をコーディネートするファミリーサポートセンター等の事業により、地域における子どもと子育ての支援を進めます。
また、子育てに関する育児相談や講演会などの啓発の場を通じて、子育てに対する不安や負担感の緩和を図り、子育て家庭を地域全体でサポートしていきます。
- **地域における子どもの健全育成**  地域包括ケア
放課後児童クラブの運営等による子どもの健全育成に資する地域での居場所づくりを図るとともに、各種団体や関係機関等の連携強化等の面で様々な取組を進めます。
また、名切地区の中央公園内に官民連携のもとで整備した「屋内遊び場」のほか、子ども・子育てを通じ人が集い、繋がり合う場を提供します。

民間の役割

- 町内会等の地域関係団体及び子どもの育成に関わりのあるボランティア団体、NPO法人などは、身近にいる子どもに関心を持ち、体験学習の機会を提供するなど、子どもを育てる活動を積極的に進め、子育てに係る地域コミュニティの輪を広げるよう努めます。

施策3 幼児教育・保育の充実

施策の目的

子どもが充実した幼児教育・保育サービスを受けられ、また、保護者が子育てと仕事を両立できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
保育所待機児童数 (10月1日現在)	0人	0人

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 幼児教育・保育に係る各種サービスについて、日頃から情報の収集を行うとともに、子育てと仕事の両立など、状況に応じて適切な利活用を図ることが望まれます。

施策の方向性

- **幼児教育・保育における量の確保と質の向上**
安心してこどもが施設を利用できるよう、既存施設の老朽化に伴う改修への支援及び保育士等の処遇改善などによる保育人材確保策により、地域の実情に応じた幼児教育・保育の量を確保するとともに質の向上を図ります。
また、幼児教育センターをはじめとして、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、保育士等に対する各種研修・講座の開催や保育所等における保育内容の確認等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。
- **幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開**
共働き家庭の増加や多様な就労形態に応じた保育ニーズに対応できる体制を充実させるとともに、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、支援を必要とする子どもの健やかな育ちを支えるための施策の充実を図ってまいります。

民間の役割

- 幼児教育・保育を行う施設等は、需要に対する供給量の確保や幅広いニーズに対応するなど、利用する市民の立場を考慮したきめ細やかな支援を行います。
特に、幼児教育・保育における質の向上のための取組については積極的に推進します。

施策4 経済的支援の推進

施策の目的

児童手当や児童扶養手当、福祉医療費など子どもに関する手当や助成について適切に制度を運用し、子どもが健やかに成長できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
保乳幼児福祉医療費受給資格 の認定率	98.3%	100%

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 子育てに係る経済的不安の軽減等に資する各種支援について、必要に応じて適切に活用することで、子どもの健全な成長を支えることが望まれます。

施策の方向性

- **経済的支援の推進**
子育て家庭への経済的支援の取組を推進するため、児童手当や児童扶養手当、福祉医療費について適切に運用するとともに、必要な支援についても逐次対応します。また、「子ども政策DX*」を推進しデジタル技術を活用した手続の簡素化等を通じて子育て世帯等の利便性向上に努めます。

民間の役割

- 子育てに係る経済的不安の軽減に資するため、医療機関等は、福祉医療の推進に協力することが望まれます。また、民生委員・児童委員や地域の子育て支援団体等は経済的支援施策の周知や実施に協力することが望まれます。

政策名

教育政策

施策1:学校教育の充実

施策2:豊かな心を育むまちづくり

施策3:生涯学習の充実


望まれる姿

学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができるまち

部局の使命

学校教育や生涯学習環境の場において、子どもたちを含む市民が生涯を通じて自らが学ぶことができる環境の充実を図ることにより、生きがいに満ちた暮らしを実現します。

政策の指標

社会指標	現状値 (令和4年度)	目指す方向
市民1人あたりの生涯学習に関わった回数	6.9回/人 (5.0回)	

※ () 内は拠点スポーツ施設の利用回数を除いた数字

問題点の整理

《施策1》

- これからの時代を生きる力、次代を切り開く力の育成に向けた教育の質の向上、また、教育と地域を含めた社会との連携強化による個人と社会の不断の成長が課題です。

《施策2》

- 核家族化や少子高齢化、デジタル化の進展等により、子どもを取り巻く環境が変化している中で、他者への関心の低下等から、子どもを健やかに育む地域の連携・支援等が希薄化（弱体化）しています。

《施策3》

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により一時縮小した生涯学習活動を再開し、さらに活動の幅を広げるよう取り組む必要があります。

問題解決の方向性

《施策1》

- よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を共有し、学校・家庭・地域が一体となった教育の充実を推進します。

《施策2》

- 学校・地域・家庭が連携し社会全体で、豊かな心や人間性と社会性を育む地域の教育力を高め、青少年の健全育成活動や体験学習活動を推進します。

《施策3》

- 社会の変化に応じて多様な学習の場を提供し、デジタル技術を活用した学習環境の整備等にも取り組むことで、生涯学習の推進を図ります。

施策1 学校教育の充実

施策の目的

児童・生徒が自分のよさや可能性を認識し、多様な他者と協働しながら社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の作り手として主体的・創造的に豊かな人生を切り開くことができるよう、学校・家庭・地域が一体となった教育の充実を図ることを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
全国学習状況調査児童生徒 質問紙結果(学習意欲)	61.4%	70.0%
全国体力・運動能力調査結果 ・運動習慣調査(運動好き)	85.3%	90.0%
全国学習状況調査児童生徒 質問紙結果(自己肯定感)	79.9%	90.0%

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 家庭や地域は、学校と連携・協働しながら子どもたちの教育を行うことが望まれます。

施策の方向性

● 確かな学力及び体力の向上

各学校の創意工夫や地域特性を生かした学校経営ビジョンに基づく、特色ある学校づくりを推進します。また、新しい時代に求められる教育の在り方を追究し、児童・生徒が自ら進んで自己を高める態度を涵養します。そのため、教職員の新たな研修制度や働き方改革等を推進し、児童・生徒及び教職員を含めた学校のウェルビーイング※を向上させるとともに、生涯にわたって学び続け、運動に親しむ資質や能力を育成します。

● 豊かな心を育む教育の充実

全教育活動を通じて行う道徳教育の充実と、家庭や地域との連携を重視した心の教育を推進することにより、生命を尊重する心、いじめを生まない思いやり、郷土を愛する心をはじめとする道徳性の涵養を図り、児童・生徒の豊かな人間性と社会性の育成に努めます。

また全国的に急増している不登校児童生徒への支援について、多様な相談体制の確立や教育支援体制の充実を図ってまいります。さらに誰一人取り残されない学びの保障に向け、不登校特例校等の設置を研究し、児童生徒の社会的自立を支える教育環境を整備します。

● **新しい時代に求められる資質・能力の育成**  多文化共生

学習指導要領に基づいた教育実践を徹底するとともに、社会の現状や 2030 年以降の変化（技術革新、グローバル化の進展、雇用環境の変化等）に対応した教育及びデジタル技術の利活用の一層の推進による教職員の ICT 活用指導力の向上及び児童生徒の個別最適な学びの実現に努めることにより、変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生き抜く力を育みます。

● **時代の変化に合った新しい学校の創造**

学習環境を維持するための適切な学校規模、持続可能な学校施設の更新、学校と地区自治協議会との関わりといった輻輳する課題を、総合的、複合的に検討し、保護者や地域等とのていねいな合意形成に努めながら今の時代に合った新しい学校へと再編していきます。また、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクール[※]の拡充や運営の充実を目指します。

施策2 豊かな心を育むまちづくり

施策の目的

学校・地域・家庭が一体となって、市民一人ひとりが社会に対して主体性を持ち、思いやりのある活動（行動）ができる意識の醸成を目的とします。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
地域学校協働活動※等に携わった大人の人数	10,692人	30,000人
健全育成事業への参加者数	13,376人	18,000人

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 学校・地域・家庭が一体となって青少年育成に対する意識を醸成するため、市民が青少年育成活動に取り組むことが望まれます。

施策の方向性

● 学校・地域・家庭・行政の連携促進

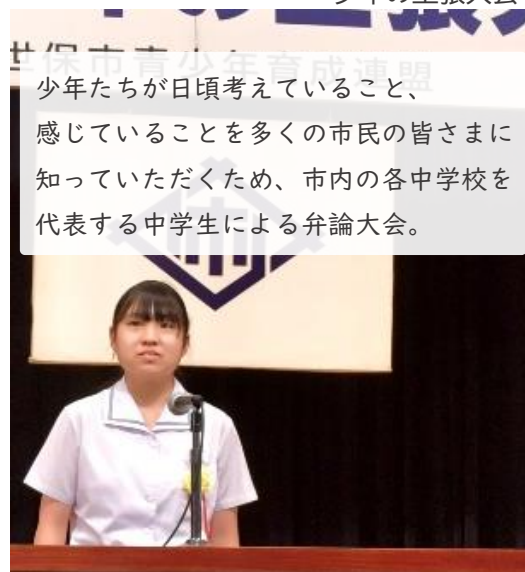
子どもたちを地域で見守り心豊かに育むため、学校・地域・家庭が連携・協力し、安全で豊かな放課後の時間を実現するための地域学校協働活動の充実に努めるとともに、保護者や青少年育成関係者をはじめとした市民への研修・支援等を行うことにより、子どもたちを健やかに育む地域の教育力の向上を図ります。

● 青少年の健全育成

青少年健全育成を行う団体への支援を通じて、地域での啓発活動や環境浄化活動に携わる市民の関心を醸成するとともに、青少年を取り巻く環境に目を配りながら、非行・犯罪の未然防止のための活動を地道に行うことで、事件・事故に巻き込まれないための見守りを実施していきます。

また、「心豊かな人」「明るく住みよいまち」を創造していくためには、佐世保市徳育推進会議との協働により青少年をはじめとした市民全体への啓発事業に取り組み、思いやりの心や規範意識等の醸成といった徳育の推進を図っていきます。

少年の主張大会



民間の役割

- 地域住民等は地域学校協働活動等へ幅広く参画し、地域の特性に応じた活動を展開することにより、子どもたちに多様な見守りや学習、体験、交流の機会と場を提供することが望まれます。
- 佐世保市青少年育成連盟等は、青少年育成への関心を喚起する啓発活動の実施や青少年育成に関わる団体や関係者を対象とした講演・研修の実施により、実態に即した青少年の健全育成活動に取り組みます。
- 佐世保徳育推進会議は、一徳運動の実施などにより本市の徳育啓発に取り組みます。

施策3 生涯学習の充実

施策の目的

地域のつながりや豊かな郷土を作るために、多くの市民が生きがいをもって生涯学習に取り組むことができる環境を充実させることを目的とします。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
生涯学習事業への参加者数	133,504人	150,000人
生涯学習拠点施設の利用者数	1,047,685人	1,269,000人

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 市民が自ら学んだことを披露・発表・活用することで学習の成果の周知と生涯学習の啓発を図ることが望まれます。
- 市民が学習する機会を捉えて、自主的に学習活動に取り組んでいくことが望まれます。

施策の方向性

● 生涯学習の環境整備

市民が自らの意思で生涯にわたり学び続けることのできる学習の「場」(コミュニティセンター、市立図書館、少年科学館等)と「情報」(主催講座や講演会、体験活動、地域の社会教育活動等)の提供や周知を図ります。

● 生涯学習の充実

生涯学習拠点の充実と、市民の関心の高い講座や地域の問題解決のための講座など、多様な講座の実施により、受講者の自己実現を支援するとともに、地域の課題解決に主体的に取り組む人材の育成を図ります。

また、本市の特性と資源を活かし世界で活躍できる人材の育成と都市アイデンティティ[※]の確立のため、グローバル教育に関する事業を展開します。

● 歴史文化の保存・活用・継承

郷土の歴史・文化を今に伝える文化遺産(有形・無形文化財、伝統文化等)を市民共有の財産として適切に保存し、後世へ継承していくため、文化財の調査・整備・伝統文化の顕彰・支援等を推進し、生涯学習などへの活用を図ります。また、郷土の文化遺産に対する市民の関心を喚起し、保護意識の醸成を図るため、ホームページでの情報発信や市民向け講座等学習機会の提供を図ります。

民間の役割

- 現在、活動しているサークルが拡充されて、生涯学習活動が一層活性化することが望まれます。



市民の皆さんと行政が官民協働チームを組み
企画から運営までを実施している事業です。
市民と外国の方々がともに参加し、
日本と外国の文化を体験しながら
学びと交流を深める体験型イベントです。

Expo

市民の皆さんと行政が官民協働チームを
組み、スポーツを介して市民と
外国の方々がともに参加し
学びと交流を深める
体験型イベントです。



国際交流運動会

余 自

第3章 しごと

政策名

経済政策

- 施策1:観光の振興
- 施策2:地場企業の振興
- 施策3:企業立地の推進
- 施策4:ふるさと納税制度の推進
- 施策5:競輪事業収益の確保


望まれる姿

人や財が流入・交流する活力ある産業のまち

部局の使命

将来にわたって活力ある地域社会を支える地場産業を支援するとともに企業誘致を推進し、地域資源を活かした産業づくりと交流人口の拡大を進め、活力とにぎわいにあふれるまちづくりの実現を目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (令和2年度)	目指す方向
市内総生産(第2次・第3次産業)	749,574 百万円	

問題点の整理

《施策1》

- 新型コロナウイルス感染症は人々の生活スタイルを変え、価値観の多様化が更に進み、観光客のニーズを的確に捉えることが難しくなっています。
- コロナ禍を経てインバウンド需要も高まっていますが、需要の集中する都市部から地方への誘客が課題となっています。
- 佐世保市を訪れる旅行者は日帰り観光が多く、観光消費額を維持するためには、域内での周遊や滞在時間の延長、市内宿泊へつなげ、個人の旅行消費単価を増やす取組が求められます。
- 国では、令和5年3月に観光立国推進基本計画が策定され、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」の3つのキーワードで観光政策を推進することとされたことから、これらの基本的な方針を踏まえ観光振興の施策を進めていく必要があります。

《施策2》

- 市内企業の持続的かつ安定的な経営が、少子高齢化、人口減少の進行に伴う人手不足と国内市場の縮小等により困難になっています。また、コロナ禍後の事業環境の変化や消費者の価値観や生活スタイルの変化など社会経済状況への対応も課題となっています。
- 生活インフラでもある地域商店街は、インターネットショッピングや郊外型大型店舗等の進出による売上減少等に伴い、事業の継続が困難となり、空き店舗が増加しています。
- 市内中小企業における雇用環境は、新規学卒者をはじめとした生産年齢人口の市外流出が続いており、今後も人手不足がさらに加速することが見込まれるため、女性や高齢者、外国人等の多様な人材が活躍できる働き方への対応が求められています。
- 「させば産品※」は、ふるさと納税の返礼品として多くの寄附を集める「地場産品」があるものの、個々の産品がブランド力を備えたPR等に至っていないものも多く、市内外において必ずしも認知度が高いとは言えない状況があります。

《施策3》

- 本市では、20歳～24歳の年代において転出超過が顕著です。また、産業別新規求人における「製造業」の割合は1割に満たない状況です。加えて、有効求人倍率は1.45倍(R5.4)と高い水準にありますが、事務系求職者の有効求人倍率は0.69倍(R5.4)と1倍に達していません。これは、求人と求職の間にミスマッチが生じているためと考えられます。

《施策4》

- 多くの自治体が財源確保の重点策として、ふるさと納税に取り組んでおり、国全体の寄附額の増加に合わせ、自治体間での返礼品競争が激化しています。

《施策5》

- 車券売上は、インターネット投票の大きな伸びにより全体として増加していますが、競輪場やサテライトでは来場者・車券売上ともに減少しています。これらの変化を的確に把握し、対応しながら車券売上と収益を確保していく必要があります。また、施設の老朽化が課題となっています。

問題解決の方向性

《施策1》

- コロナ禍で変化した旅行需要と行動の変化を探るため、観光客の実態を把握するデータ収集と分析を進め、観光マーケティングを強化します。
- さらに誘客へつなげるため、ニーズに応える商品の造成と魅力の発信に取り組みます。
- 「ハウステンボス」「九十九島」の二大観光拠点を柱に、日本遺産など本市独自の観光資源を活用しながら市内周遊・滞在を促進し、観光消費の向上を目指します。

- 国の観光立国推進基本計画に基づく施策の動向を見据えながら DMO※と連携し、地域住民や環境、文化等に配慮した持続可能な観光施策を実践し、観光地・観光産業の高付加価値化を図ります。

《施策2》

- 地域経済活性化に向けて事業者の経営基盤の安定と強化を進めるとともに、雇用の安定が図られるよう売上増や人材確保といった事業継続に貢献できるよう、新事業や新分野への展開といった事業再構築への支援をはじめ、慢性的な人手不足への対応としてデジタル技術を活用した業務効率化や生産性向上など DX 推進に向けた支援や、人材育成や事業承継などの経営課題の解決に向けた取組を支援します。
- 地域生活に根差した商業機能を維持するため、魅力ある個店の創出等を促進することで、魅力ある商業集積の形成を図るとともに、新たに観光需要などの域外需要の取り込みを促進します。
- 労働者の就業意識の変化に伴う就業形態の多様化に応え、労働力を供給しやすい柔軟な形態が広がるよう、市内事業者の働き方改革への取組と多様な働き方への対応を促進します。
- 特産品の認知度向上に向けた情報発信と販路拡大の支援に取り組むとともに、魅力ある新たな「させば産品※」の創出やブランド力の向上、生産性の向上等に向けた取組を支援し、販売促進に取り組みます。

《施策3》

- 製造業の受け皿となる佐世保相浦工業団地への企業立地を実現します。また、設計・開発を含むオフィス系企業についても新規及び事業拡張にかかる誘致活動を行います。これにより、新卒者をはじめ若者や UJI ターン者などの雇用の場を確保し、求人と求職の間にあるミスマッチを解消します。

《施策4》

- ふるさと納税制度を活用し、返礼品の造成やインターネット等での PR を行うことで、購買力の高い都市圏における認知度向上を図り、本市特産品等の販売額向上につなげていきます。

《施策5》

- インターネット投票ユーザーに向けた PR を強化し、車券売上の確保を図ります。また、佐世保競輪場への来場者増及び車券売上の向上を図るとともに、広く市民に開かれた親しまれる競輪場に向けた施設改修を進めます。

施策1 観光の振興

施策の目的

国内外の多くの観光客が本市の魅力を感じ、観光消費により地域経済が活性化することを目的としています。

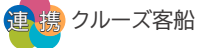

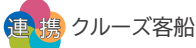

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
観光消費額	61,046 百万円	95,699 百万円

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 本市の観光の魅力を感じ、市内外に発信するとともに、観光客に対しては、おもてなしの心で接することが望まれます。

施策の方向性

- **観光DXの推進**  客観的データに基づく効果的なマーケティング活動を展開し、施策の立案・成果の分析評価を次の施策へと繋げる仕組みを整え、観光客の関心を高めます。WEBやSNSなどのデジタル媒体を有効に活用し、知名度・認知度の向上につながるようタイムリーでトレンドを踏まえた観光情報の発信を強化します。
- **独自の魅力や強みの強化**  本市の集客の柱であるハウステンボスから西海国立公園九十九島をはじめ市内各地へと周遊を促し、周遊滞在型観光の促進を図ります。また、世界文化遺産「黒島の集落」や、2つの日本遺産「鎮守府」「三川内焼」など、佐世保ならではの地域資源の深掘りと更なる磨き上げを進めて高付加価値化に繋げるとともに、情報発信、誘致活動に関係機関と連携して取り組みます。
- **インバウンド観光の推進**  地方誘客に効果的とされる自然や文化的景観等の活用と整備を進め、インバウンド観光においては、知名度・認知度向上と訪日外国人観光客の受入体制の充実を図り、魅力的なアクティビティや体験を提供すること、質の高いサービスや付加価値を提供することで、満足度を高め、リピーターを増やし、持続的な成長を実現します。
- **地域連携、市民参加と持続可能な観光の実践**  DMO*である佐世保観光コンベンション協会を中心に、地域住民や事業者、西九州広域圏の各市町などとも緊密な連携を図りながら、「持続可能な旅行及び観光の基準（GSTC基準）」に沿った観光の取組を推進します。また、質の高いサービスを提供できる観光人材の育成に取り組みます。

民間の役割

- 佐世保観光コンベンション協会（DMO[※]）を中心に、地域住民、地域事業者と連携し「海風の国[※]」佐世保小値賀・観光圏整備計画等の事業を推進します。
また、ビッグデータ等を活用した誘致戦略に基づき、効果的な情報発信と観光客誘致を行います。
- ハウステンボス株式会社やさせぼパール・シー株式会社など民間観光関連事業者は、施設の魅力アップとサービス向上などによる顧客満足度の向上を図ることで、佐世保観光の魅力向上とリピーターの獲得に繋げることが望まれます。
- 多くの観光客が訪れるイベントや、地域の行事や祭りなどの実施団体は、市民主導で自立したイベントとして創り育て、交流人口の増加に繋げることが望まれます。
- （一社）宇久町観光協会や NPO 法人黒島観光協会、（一社）高島活性化コンベンション協会 ESPO などの地域団体は、公益財団法人佐世保観光コンベンション協会などと連携し、世界文化遺産などの地域資源を活用した観光地域づくりに努め、離島エリアや各地域への誘客に取り組むことが望まれます。

施策2 地場企業の振興

施策の目的

地場企業の経営基盤の安定と強化が進むとともに、域外需要を積極的に取り込みながら市民が安定して働くことができる環境を整えることで、地域経済が活性化することを目的としています。

施策の目標



市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 企業が生み出す製品や、地場産品に愛着と誇りを持ち、地産地消と地域内循環を基本にして、さらに域外需要の積極的な取り込みに配慮することが望まれます。また、地元で働く意思を持ち、自己の能力向上に努めることが望まれます。

施策の方向性

- **経営基盤の強化と生産性向上と新たな付加価値の創出**
新分野展開や第二創業など事業再構築への取組や、デジタル技術を活用した生産性向上や新ビジネス創出を図るためのDX推進に向けた支援への取組支援を行うことで、企業の生産性向上と新たな付加価値の創出を促進します。また、サテライトオフィス※誘致を推進し、都市部からの人と財の獲得を図ります。
- **新規創業・新分野進出等支援**
創業や新分野への進出への支援や、IT・AIの活用に向けた取組等への支援を行うため、大学や高専などの高等教育機関との連携を進めるとともに、産業支援センターの充実を図り、企業の事業拡大と競争力強化を図ります。
- **魅力ある商業集積の形成**
電子地域通貨の基盤を活用した域内での経済循環の促進及び域外からのマネー獲得、域内還流への取組を促進します。また、商工会議所や民間のまちづくり組織と連携し、魅力ある個店を創出・集積させることで地域の価値を引き上げ、さらなる事業者の流入を促し、魅力ある商業集積を形成します。
- **新しい働き方改革の推進と人手不足への対応支援**
若者の定着と、女性や高齢者（アクティブシニア）、外国人技能実習生など、多様な人材の活用検討と雇用のミスマッチ解消に向けた取組を推進します。また、長崎労働局との連携を強化しながら、就業意識の変化による就業形態の多様化など、新しい働き方改革の推進と人手不足へ向けた支援に努めます。

● 「させば産品」の販売促進

「させば産品[※]」の認知度向上に向けた情報発信、事業者及び団体による魅力ある商品の開発やブランド確立のための取組と販路拡大への支援を進めることで、販売促進を図ります。

民間の役割

- 地場銀行や県保証協会など金融機関等は、本市制度融資への協力や各社独自の金融の取組により地場企業の資金調達等の円滑化を図り、企業経営の安定化と経営基盤の強化に加え、地域経済の活性化の支援に取り組みます。
- 佐世保商工会議所や佐世保市北部商工会、宇久商工会など専門的知見を持つ産業支援機関は、中小企業の抱える経営課題解決や経営基盤強化に向けた支援や競争力強化への支援等を行うことにより経営の安定と企業活動の活性化に取り組みます。併せて中小企業のDX促進に向けて連携して取り組みます。
- 大学や高専など高等教育機関は、各機関が有する専門的知見をもとに連携し、市と一体となって創業や企業におけるIT・AIの活用や、学生によるイベント開催、調査業務など市内産業の全体的な活性化に向けた支援に努めます。
- 一般社団法人佐世保物産振興協会は、「させば産品[※]」のPRと販路拡大に取り組みます。
- 公益財団法人佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンターは、市内中小企業等の福利厚生増進を支援します。

施策3 企業立地の推進

施策の目的

新たな企業が立地し、立地企業がさらなる投資を行うことで、魅力ある雇用の場が創出・拡大されることを目的とします。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
立地企業の新規雇用計画人数 (平成18年度からの累計)	3,986人	4,426人

施策の方向性

● 多様な雇用の場の確保

魅力ある企業の立地実現のため、県・長崎県産業振興財団との連携を密にし、本市の特性を認識しつつ、強みを活かせる企業に対して効果的かつ効率的な企業誘致活動を展開します。

製造業については、佐世保相浦工業団地への立地実現に向け注力していきます。

また、将来製造業の生産拠点への展開が期待される設計・開発を含むオフィス系企業の誘致のほか、立地企業の操業(採用)支援などアフターフォローを充実させ、立地企業のより一層の投資に繋げていきます。

施策4 ふるさと納税制度の推進

施策の目的

本市特産品の認知度と販売額の向上を目指し、ふるさと納税による寄附額増加を目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
ふるさと納税制度による寄附額	23.5 億円	30.0 億円

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 本市のふるさと納税や地場産品についての認知度を向上させ、市外の方への情報発信等を行っていただくことが望まれます。

施策の方向性

- **Web等を通じた情報発信**
本市の魅力ある返礼品を充実させ、寄附者に選ばれるための募集情報の効率的かつ効果的な情報発信に努めていきます。
- **ふるさと納税の魅力ある返礼品の造成**
事業者へふるさと納税の販路としての魅力を伝えることで参加意欲を向上させ、本市の観光資源や地場産品を活かした返礼品の開発を奨励することで、寄附件数及び寄附額の増加に取り組みます。

民間の役割

- 一般社団法人佐世保物産振興協会や公益財団法人佐世保観光コンベンション協会等は、返礼品の発送管理等を適正に行うとともに、寄附者の要望に迅速に応えていくことで、寄附者の満足度向上に努めます。
- 返礼品を提供する事業者は、正確かつ迅速に寄附者へ返礼品を送付することが求められています。あわせて、寄附者に選ばれる商品開発を行うことで受注件数に恵まれ、自社の販路が増加することで、「させば産品※」の認知度向上につなげていくことが求められます。

施策5 競輪事業収益の確保

施策の目的

競輪事業から一般会計へ持続的かつ安定的に繰出すため、競輪収益を確保することを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
競輪事業の事業収益額	942,882 千円	1,000,000 千円

施策の方向性

● 事業収益の確保

関係団体と連携し、適正・確実な競輪開催を行い事業収益を確保することで、一般会計への持続的かつ安定的な繰出しに努めます。

● 施設改修の実施

メインスタンドの建替え等の施設改修を実施し、市民に親しまれる魅力ある競輪場づくりに努めます。

民間の役割

● 公益財団法人 JKA は、市と連携し安全・公正な競走の実施に取り組みます。

● 競輪選手会は、日々の訓練により選手個々の競技力向上を図るとともに、場内場外での様々なイベントについて積極的に企画・参加し、競輪競技の認知度向上と競輪ファンの拡大に取り組みます。

政策名

農林水産政策

施策1:農林業の振興

施策2:水産業の振興

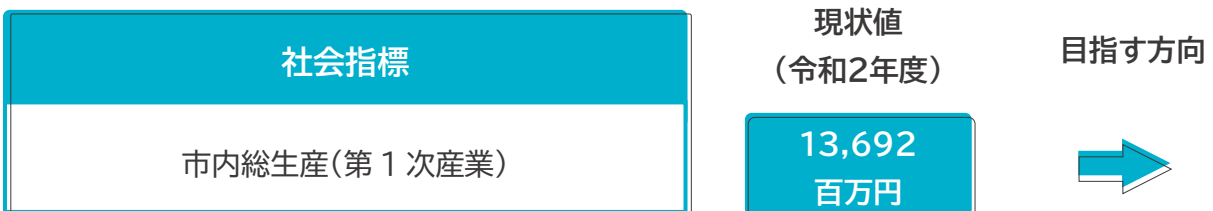
望まれる姿

魅力ある「産品」と元気な農林水産業のまち

部局の使命

地域の特色を生かした「産品」と、元気な「担い手」の育成による、農林水産業の活性化を目的としています。

政策の指標



問題点の整理

《施策1》

- 農村部では、都市部よりも高齢化や人口減少が進行していることから、農業の担い手が不足しており、生産基盤の整備や一定規模の産地形成が困難になっています。

《施策2》

- 漁村部では、都市部よりも高齢化や人口減少が進行していることから、漁業の担い手が不足しており、また、気候変動の影響により海洋環境に変化が生じていることから、漁場環境の悪化や水産資源の減少が問題になっています。

問題解決の方向性

《施策1》

- 生産基盤の整備、産品の生産性と品質向上による産地の強化など、農業所得の向上を図り、「儲かる農業」の仕組みを確立することで、新規就農者など担い手の確保につなげます。

《施策2》

- 生産基盤、漁場環境の整備、水産資源の維持、操業の効率化、気候や海洋環境に左右されにくい養殖業の推進などによって漁業所得の向上を図り、「儲かる水産業」の仕組みを確立することで、新規就業者など担い手の確保や安定的な経営につなげます。

施策1 農林業の振興

施策の目的

儲かる仕組みをつくり、ひとを呼び込む農林業の実現を目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
新規就農者数	18人	17人
認定農業者※人あたりの 生産額	2,150万円	2,305万円
農山村の持つ地域資源の 維持・継承面積	1,925ha	1,925ha

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 地域が生み出す農林畜産物を推奨することが望まれます。

施策の方向性

● 新規就農者の確保

UJI ターン人材などを活用しつつ、多様な担い手の育成・確保に向けた就農支援策を講じることで新規就農者の確保を図ります。さらに、働きやすい環境づくりと、新たな労働力の確保並びに経営の法人化や企業参入を推進し、次代の農業担い手の育成・確保を図ります。

● 生産性と品質の向上による農業者の所得向上

経営資源の集約、スマート農業技術を活用した生産基盤の整備による効率化を図るとともに、近隣市町と連携した取組も視野に入れながら、生産性の向上を推進します。あわせて、地域の特性に適合した品種の導入や高付加価値なブランド製品の生産を推進し、各製品の品質向上に加え、国内外での販路拡大への取組を支援することで農業者の所得向上を図ります。また、生産者が安心して出荷できるように、卸売市場等（青果・花き・食肉・と畜場）の環境整備に努め、農作物の被害防止等を図るための有害鳥獣対策に取り組めます。

● 農山村の持つ多面的機能を有する地域資源の適切な維持・継承

持続可能な営農を支える施設の整備を行うとともに、集落営農組織や農作業受託組織など、地域農業を支える団体の設立を推進します。また、森林は木材生産のほか、森林保護による川や海の保全や土砂災害防止機能などの多面的機能を有していることから、森林活動団体との連携により、森林施業など多様な取り組み活動を推進するとともに、カーボンニュートラル※及びスマート林業の取組を検討していきます。

民間の役割

- ながさき西海農業協同組合は、行政と情報を共有し、新規就農者の掘り起しを積極的に行います。また、営農指導の充実による品質の向上と経営規模の維持・拡大を推進し、加えて多様な販路を開拓することにより、組合員の所得向上に努めます。
- 土地改良区は、農業施設をはじめ、農村の有する地域資源の適切な管理と農業担い手への農地集積を図ります。
- 長崎北部森林組合は、森林所有者及び本市と連携を図りながら、適切な森林整備に努めます。

施策2 水産業の振興

施策の目的

儲かる仕組みをつくり、ひとを呼び込む水産業の実現を目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
新規就業者数	44人	26人
漁業者1人あたりの漁獲高	1,179万円	1,295万円

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 地域が生み出す水産物を推奨することが望まれます。

施策の方向性

● 新規就業者の確保

UJIターン人材などを活用し、就業支援策を講じることで新規就業者の確保を図ります。さらに、働きやすい環境づくりと、新たな労働力の確保並びに経営の法人化を推進し、次代の漁業担い手の育成・確保を図ります。

● 生産性の向上による漁業者の所得向上

漁港などの生産環境の充実、スマート漁業技術などを活用した新規設備導入による操業の効率化に加え、国内外での販路拡大への取組を支援することで、漁業者の所得向上を図ります。さらに、漁業経営の多角化、産地加工並びに、新種苗導入による養殖漁業の推進等により漁業経営の安定を図ります。

また、生産者が安心して出荷できるように、水産市場の環境整備に努め、水産加工団地への企業立地を進めます。

● 水産資源の維持及びそれを育む漁場環境の適切な保全

付加価値の高い種苗の研究・開発及び生産拡大のため、水産センターの機能強化・充実やIoTを駆使した種苗生産に取り組み、水産資源の維持増大を図ります。また、地域漁業活動組織との連携による、藻場や干潟など、漁場環境の回復を図るとともに、カーボンニュートラル※の実現のための取組を進めます。

民間の役割

- 漁業協同組合は、行政と協力し藻場や干潟の回復や種苗放流による資源増大の取組を積極的に行うとともに、漁場の資源管理や、新種苗の導入による養殖漁業などの取組を推進します。また、経営指導を推進し、加えて多様な販路を開拓することにより、組合員の所得向上に努めます。

余 自

第4章 まち

政策名

都市政策

施策1:持続可能な都市形成と拠点の再生

施策2:安全で快適な住環境の確保

施策3:公園の適切な管理・運営

望まれる姿

人口減少・少子高齢社会において都市機能を維持できるまち

～コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の実現～

部局の使命

人口減少に対応した、コンパクト・プラス・ネットワーク型の持続可能な成熟都市を形成するため、都市核や地域核の再生の足掛かりをつくり、居住誘導区域における住宅地再生、都市機能誘導区域における都市機能集約を着実に進めます。併せて、市営住宅や公園など管理する施設を集約し、市民にとって安心して利用できる適切な運営を実現します。

政策の指標

社会指標	現状値 (令和2年度)	目指す方向
都市部(DID [※])における人口密度	45.7人/ha (R2 国調)	

問題点の整理

《施策1》

- 人口減少が進む中で居住区域が広がるまちづくりを続けていくと、人口密度が低下した拡散した都市となってしまう、公共施設などの維持管理などの市民一人当たりの負担が多くなり、サービス効率も低下します。

また、古くからある住宅地など住み替えが進まない住宅地では高齢化が進みコミュニティの維持が難しくなるなど、様々な問題につながるものが懸念されます。

都市機能が集まる拠点、特に中心市街地においては、建物の老朽化や細分化された土地の低未利用などが顕在化しています。

《施策2》

- 住宅数が世帯数を大きく上回り、床面積などの居住水準が改善される一方で、社会情勢や居住ニーズの変化に対応して求められる質が高度化しています。

また、2050年カーボンニュートラル[※]の実現に向け、住宅分野においても取組が求められています。さらに、既存ストックについては空き家になることや老朽化によって防災面や住環境面において課題が顕在化してきています。

《施策3》

- 公園を安全で快適な憩いの場として市民へ提供することが重要ですが、公園施設の老朽化対策など、公園における維持管理を適切に実施することが必要とされています。

問題解決の方向性

《施策1》

- 市街地の再生や安全で暮らしやすい居住環境の再生を促進し、コンパクト・プラス・ネットワークの都市形成を図ります。

《施策2》

- 将来の住宅需要や目指す都市構造を見据えつつ、脱炭素社会の実現に向けて、長期にわたり安全で快適に使用できる住宅を確保します。

《施策3》

- 定期点検などの公園施設の適切な日常的管理に努めながら、長寿命化計画に基づく施設の更新・改修を行います。また、モデル地区における公園施設の再編を進め、公園施設の数の最適化を図ります。

施策1 持続可能な都市形成と拠点の再生

施策の目的

人口減少の中でも持続可能な都市を形成するため、都市の拠点部における再生と居住誘導を促進することを目的としています。



施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
都市拠点部※における地価の変動率(対前年度比)	▲0.4%	0.2%

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- より安全で便利に住み続けられることへの意識を持ち、主体的にまちづくりに関わる事が望まれます。

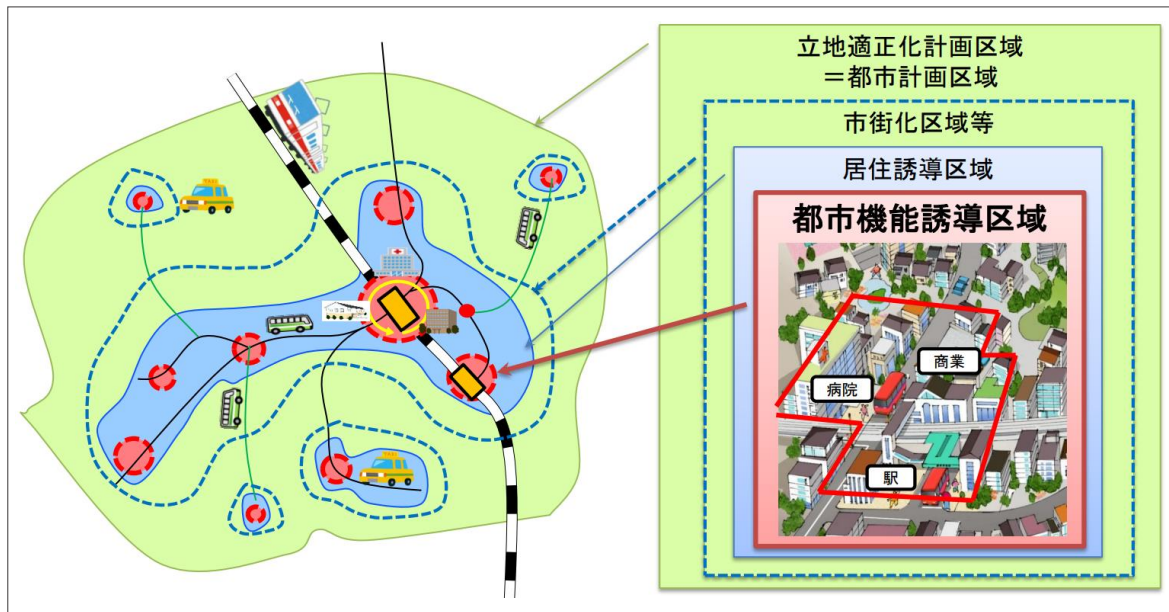
施策の方向性

- 持続可能なまちを目指した都市の再生  コンパクト+ネットワーク
持続可能なコンパクト・プラス・ネットワークの都市形成を進めるため居住誘導を図り、都市核・地域核など都市活動の拠点においては、各々の特性や役割に応じた都市機能を誘導するとともに、居心地が良く歩きたくなるまちづくりなどの公民連携による都市の再生を促進します。
- 都市の課題を解決する取組の促進  コンパクト+ネットワーク
3D都市モデル※を活用しオープンデータ化やまちづくりDXを進め、公民連携による都市の再生の議論と事業構築、交通と連携した都市再生の検討、災害に強いまちづくりの検討や、モデル的な取組を促進します。
- 斜面密集市街地の防災性の向上
斜面密集モデル4地区においては、防災性の向上につなげるため、まちづくり協議会との協働により、地域に求められる道路等の都市基盤の整備を進めます。

民間の役割

- 持続可能な都市の再生を推進するためには、民間事業者及び民間団体等との連携が重要であり、民間の方々に「エリアマネジメント※」をはじめとするまちづくりに関心を持って頂き、地域の活性化につながる取組を公民連携により進めていくことが望まれます。

立地適正化計画のイメージ図(出展:国土交通省 HP)



施策2 安全で快適な住環境の確保

施策の目的

安全で快適な住宅の整備を推進することにより、暮らしやすい住環境を確保することを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
認定長期優良住宅 [※] の ストック数	2,058 戸	2,785 戸
再編整備による市営住宅の 目標管理戸数の達成率	100%	100%

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 所有者等は、脱炭素社会への意識を持ち、住宅を適切に維持管理するよう努めることが望まれます。

施策の方向性

- 住生活基本計画に基づく住環境の確保  ゼロカーボン
住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方針を示した、住生活基本計画に基づき、子どもから高齢者までが暮らしやすい、安全で快適な住環境の確保を目指し、長期優良住宅などの普及啓発に努めます。
- 空家等対策計画に基づく空き家の適正管理
空き家対策については、空家等対策計画に基づき所有者への周知啓発や公民連携による取組を総合的に進めます。
- 市営住宅長寿命化計画による整備及び修繕
市営住宅の老朽化や人口減少による住宅の需要を鑑みて、計画的な修繕による維持管理を中心に、地域の実情に応じた建替え集約や修繕を行います。



民間の役割

- 住宅関連事業者は建設、改修、流通等において、安全で快適な住宅の供給及び住まいに関する情報の提供、並びに行政と連携し空き家の市場流通の促進等に取り組むことが望まれます。

施策3 公園の適切な管理・運営

施策の目的

緑の基本計画に掲げる『豊かな自然と暮らしを創るまち 佐世保』の実現に向け、公園を安全で快適な憩いの空間として提供することで、市民の豊かな暮らしを創ることを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
公園利用者数	738 千人	738 千人
管理瑕疵による事故発生件数 (遊具)	0 件	0 件

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 公園を憩いと交流の場として利用するとともに、清掃や巡視・点検など日常的な公園の愛護活動に参加することが望まれます。

施策の方向性

● 公園の適切な管理・運営

公園遊具事故ゼロを目指し、公園施設に関する PDCA サイクル（日常管理と計画的な施設の更新など）の徹底化を図り、施設の安全性・快適性を確保します。また、公園再編再整備を進めることにより、市民ニーズに合った公園の機能分担に資するとともに、公園施設（遊具、トイレなど）の数の最適化を図ります。

また、それぞれの公園の特徴（遊具情報、花木、イベントなど）について、市ホームページや SNS 等を活用して即時的・恒常的に情報発信することで、公園の利用促進を図ります。

なお、九十九島観光公園については、今後決定する整備方針に基づき、本格供用に向けた取組を進めるとともに、そのほかの公園（夜店公園、佐世保公園など）についても官民が連携した公園の活用を検討します。



民間の役割

- 官民が連携した公園の活用が望まれます。

政策名

上下水道政策

施策1:水の安定供給の推進

施策2:公共下水道の普及と安定処理



望まれる姿

上下水道を通じて快適に生活できるまち

部局の使命

公営企業として経済性を発揮しつつ、清浄にして豊富低廉な水の供給及び下水道の整備を通じて、公衆衛生の向上と生活環境の改善、都市の健全な発達に寄与することを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (令和4年度)	目指す方向
水の安定供給率 (施設や水質の適正な整備管理による断減水の抑制状況)	100%	
整備区域内普及率 (公共下水道が整備された区域に住む人口の割合)	76.3%	

問題点の整理

《施策1》

- 水の安定供給に必要な水源が慢性的に不足していることが本市の最重要課題の一つとなっています。
また、本市の水道の歴史は非常に古く、加えて複雑な地勢にあることから他都市に比べて施設の数が非常に多く、それらが老朽化により今後一斉に更新の時期を迎えます。
一方で、人口減少に伴い給水収益は減少していくことが見込まれており、経営環境が厳しいものとなっていくことが予想されます。

《施策2》

- 本市の公共下水道の普及率は他都市と比べて低く、公衆衛生の向上や都市の健全な発達のためには整備推進と接続率の向上による早期普及を図る必要があります。
また、下水道施設は整備着手から約70年が経過しており、今後は老朽化が進んでいきます。
一方で、下水道事業においても人口減少等による事業収益の減少が想定されるため、採算性を意識した安定経営に努める必要があります。

問題解決の方向性

《施策1》

- 水源不足の抜本的解消を図る石木ダムの早期完成を目指します。
また、今後増大する更新需要に対して、施設の長寿命化やダウンサイジング※、統廃合による施設数削減等を進めることにより、ライフサイクルコスト※の低減や費用の平準化を図ったうえで、更新費用の確保に努め、健全な事業経営の長期持続を目指します。

《施策2》

- 公共下水道の整備計画の見直しを行い整備の推進を図るとともに、継続的な接続率向上の取組を進め、普及率の拡大を図ります。
引き続き、計画的な維持管理や更新を行いながら、整備状況に即して収支の均衡を図り、安定した事業経営を維持していきます。

施策1 水の安定供給の推進

施策の目的

安全安心な水を安定して供給することを目的としています。


施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
基幹管路の年間更新進捗率	81.3%	100%

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 宅地内の水道管及び水道機器については個人所有の財産であることから、平時から適切に管理するとともに、台風や寒波等が予見される場合などは水の確保や破裂防止策を講じるなど事前の対策実施が望まれます。

施策の方向性

- 石木ダムの建設促進
水源不足の抜本的解決策として、県及び川棚町と連携を強化して早期完成に向けて最大限の努力をします。
- 水道施設の整備及び水質の確保
水道施設については、優先度に基づき計画的に更新や再構築及び維持管理を行うとともに、適切な水質管理を行います。
- 危機管理体制の充実 
水道施設の老朽化に伴う事故等のリスクや自然災害に迅速かつ的確に対応できるよう、水道施設の更新と併せて危機管理マニュアルに基づく災害応急体制や危機管理体制を適宜見直し、危機対応力の向上を図ります。
- 経営基盤の強化
健全な事業経営の持続を図るため、まずは水源不足の解消（石木ダム建設促進）や基幹施設の更新を進め、中長期的視点で更新費用の縮減や財源確保等を戦略的に進めることで、経営基盤の強化を図ります。

民間の役割

- 平常時のみならず、災害等の非常時において給水を確保するためには民間企業や関係団体の協力が不可欠であることから、民間企業や関係団体は人材確保や専門的技術の向上に努め、水道局のパートナーとして「水の安定供給」に寄与することが望まれます。

施策2 公共下水道の普及と安定処理

施策の目的

快適な暮らしができるよう公共下水道の普及を推進し、安定した下水処理を継続することを目的としています。




施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
幹線管渠の年間整備進捗率 (西部幹線)	100%	100%

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 公共下水道の整備が完了した区域の市民は、下水道法に基づき公共下水道に接続し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することが望まれます。

施策の方向性

- 公共下水道の普及  適切な排水処理
将来の都市像を見据えながら、公共下水道の早期整備を推進します。また、公共下水道の整備が完了した区域については、接続促進に努めます。
- 下水の安定処理  適切な排水処理
施設の健全度等を客観的に把握・評価したうえで長期的な施設の状況を予測し、計画的な維持管理等を行うとともに、処理水の適切な水質管理を行います。
- 危機管理体制の充実  防災・減災
事故等のリスクや自然災害に迅速かつ的確に対応できるよう、危機管理マニュアルに基づく災害応急体制や危機管理体制を適宜見直し、危機対応力の向上を図ります。
- 安定経営の維持
公共下水道の早期普及を図るとともに、採算性を考慮した事業経営に努め、安定経営の維持を図ります。

民間の役割

- 平常時のみならず、災害等の非常時において下水を安定して処理するためには民間企業及び関係団体の協力が必要不可欠であることから、民間企業及び関係団体は人材確保や専門的技術の向上に努め、水道局のパートナーとして公衆衛生の向上に寄与することが望まれます。

政策名

土木政策

施策1:市内の円滑な循環を阻害する渋滞箇所等の改善
施策2:土木施設の安全・機能確保

望まれる姿




安全で便利な社会インフラの整備と維持により安心して快適に暮らせるまち

部局の使命

広域道路ネットワークの整備により、広域圏の速達性を高め、本市の都市としての価値の維持向上を図るとともに、市内道路ネットワークの整備により、交通循環の円滑化を推進し、都市機能の維持向上を図ります。

また、市内の土木施設を適正に管理し、安全な生活環境を維持するとともに、激甚化・頻発化する気象災害に対しては、関係部局と連携して、事前に災害危険箇所を周知し、防災意識の向上を図ります。

政策の指標

社会指標	現状値 (令和4年度)	目指す方向
道路による広域圏速達性	都市圏 速達率 66.7% 高速化戦略 達成率 17.8%	
市内主要渋滞箇所数	42箇所	
管理瑕疵による重症者数	1人	

問題点の整理

《施策1》

- 医療や救急、経済活動や日常生活等は、市内における円滑な移動の存在を前提としており、都市機能を適切に維持するためには、市内移動のネットワークが、滞りなく機能することが不可欠です。

現在、市内の渋滞の状況は、国道、県道、市道、それぞれ管理者が異なることもあり、その定義等も含め、曖昧な部分が存在します。

また、既に、渋滞改善や防衛施設への対応に取り組んでいる箇所については、できるだけ早期の課題解決が必要です。

《施策2》

令和4年度に、防護柵の老朽化による転落事故が発生しています。土木施設の管理・活用について、あらかじめ予防的措置を講じておくもの、パトロール・要望などで認知した後に対応を図るもの、また、この場合の優先順位などについて、明確な基準や考え方が整理できていない状況です。

問題解決の方向性

《施策1》

- 既に対策実施中の事業の進捗を図ると同時に、渋滞協と連携し渋滞の定義を明らかにするなど、適切に渋滞箇所の特定を行うとともに、各道路管理者との連携により、効果的な対策の実施を図ります。

《施策2》

- 土木施設の安全を確保していく上で、トンネルや橋梁は、予防保全的措置を講じて、事前に安全対策を行っておかなければ、重大な事故につながる可能性のあるものが存在します。このような施設については、全数を把握し、定期的に調査点検を行い、予防保全的対応を図る必要があります。(予防保全型)
一方で、量的に全数把握が困難、或いは、比較的リスクの低いものについては、通報や要望、パトロールで発見された不具合を、その都度、又は、リスクの高い順に、或いは、要望が行われた順に、補修・整備を行っていく必要があります。(改良保全型)
また、このような改良保全型の対策については、限りある予算の中で、最大限の効果を発揮するためには、「よりリスクの高いものから」、「できるだけコストをかけず」、「より多くの課題を解決する」、という視点が必要です。

施策1 市内の円滑な循環を阻害する渋滞箇所等の改善

施策の目的

安全で便利な社会インフラの整備と維持により安心して快適に暮らせるまちを創造します。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)

現状値
(令和4年度)

目標値
(令和9年度)

市内主要渋滞箇所数

42 箇所





33 箇所

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 通勤、通学など、移動が集中する時間帯における交通負荷の軽減のため、できるだけ公共交通機関の利用等を行っていただくことが望まれます。

施策の方向性

- 市内循環ネットワークの整備  クルーズ客船  コンパクト+ネットワーク
既に対応を図っている渋滞の改善、防衛施設等への対応に向けて鋭意、取り組んでいくと同時に、長崎県交通渋滞対策協議会（事務局：国土交通省長崎河川国道事務所）との連携により、渋滞箇所を特定（モニタリング）し、当該渋滞箇所への対応について、国、県、市が協力して対策を講じます。



施策2 土木施設の安全・機能確保

施策の目的

インフラ老朽化等への適切な対応により、市民の安全の確保を図ります。



施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
管理瑕疵による重症者数	1人	0人

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 限られた財源の中で、よりリスクの高いものに関して優先的に整備を行うこと、また、低コストでできる対策（ソフト対策等）により、より多くの課題へ対応しなければならないことについてご理解いただくこと、或いは、土木施設の異常についての情報を行政に伝えていただくことなどで、市と協働で安全な土木施設環境の確保に取り組むことが望まれます。
- 危険箇所の把握などを通して日頃から防災意識を高め、万が一の際には迅速に避難することが望まれます。

施策の方向性

- 予防保全型インフラメンテナンス※の着実な実施 
予防保全型インフラメンテナンスを着実に実施し、土木施設の安全を確保するとともに、良好なインフラを次世代に継承します。
- 突発・緊急案件への迅速かつ適切な対応 
老朽化による破損・変形、施設災害など、突発・緊急案件に対して、迅速かつ適切な措置を行い、土木施設の管理者の責任として、安全管理に努めます。
- 要望等、解決すべき課題の正確な把握と対策
地域等からの要望に対しては、「整備」ありきでなく「課題を解決」することに力点を置き、限りある予算の中で、最大限の効果を発揮するため、「よりリスクの高いものから」、「できるだけコストをかけず」、「より多くの課題を解決する」、という視点で対応を図ります。
- DXの活用
DX戦略による効率的な施設管理・運用に努めます。
- 自主防災活動※の支援
ハザードマップの配布や水防資材の備蓄・支給等により、市民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災活動を支援します。

政策名

環境政策

- 施策1:カーボンニュートラルの推進
- 施策2:環境保全活動の推進
- 施策3:ごみの減量化と適正処理の促進

望まれる姿

自然と快適な生活が共存するまち

部局の使命

ゼロカーボンシティ実現に向けたカーボンニュートラル[※]の推進や廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることで、持続可能な循環型のまちづくりを行うことを目的としています。

政策の指標



^{※1} 温室効果ガス削減率(平成25年度比)

基準とする平成25年度の温室効果ガス排出量と当該年度の排出量を比較して、どれだけ削減できたかを率にして表したものです。

問題点の整理

《施策1》

- 近年、局地的な大雨の増加や台風被害の激甚化など、地球温暖化に伴う気候変動による影響と考えられる様々な問題が顕在化しています。地球温暖化を防止するためには、人間活動によって排出される温室効果ガス排出量を抑制するとともに、抑制してもなお避けられない影響に備え適応していく必要があります。

《施策2》

- 本市の温室効果ガス排出量は、全国と比較すると、家庭部門、業務その他部門、運輸部門の排出割合が大きくなっています。
また、大気、水質等の環境基準は概ね達成しているものの、環境に関する相談は一定件数発生しており、汚水処理人口普及率は全国や長崎県の平均を下回っています。

《施策3》

- ごみの排出量は家庭系・事業系ともに減少傾向にあります。ほとんどのごみは、適正に分別排出、リサイクルされていますが、依然として不適正排出及び不適正処理が散見されます。
また、次期最終処分場の建設や老朽化していくごみ処理施設等の整備が必要となります。

問題解決の方向性

《施策1》

- 家庭・事業者・市役所のカーボンニュートラルに貢献する取組を検討するとともに、気候変動に適応したライフ・ビジネススタイルに関する情報発信など、実施可能なものから進めていきます。

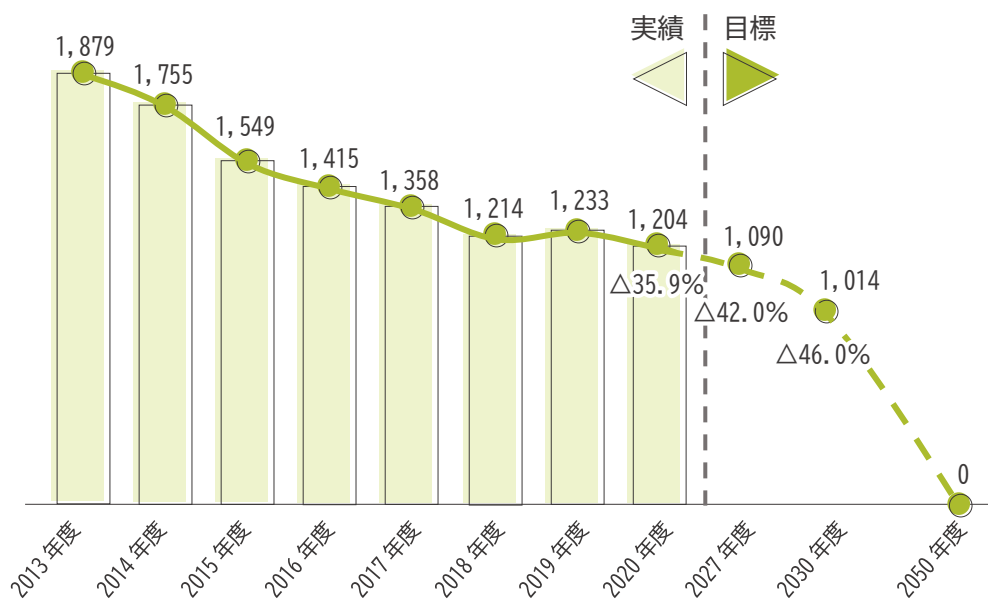
《施策2》

- 自然と共存して発展する持続可能な社会を実現するため、多種多様な主体のパートナーシップの構築を支援し、連携・協働して環境・経済・社会の課題解決に向けた取組を推進します。
また、環境汚染を防止するため、大気、水質、事業者等の監視指導や下水道未整備地域での浄化槽設置の普及に努めます。

《施策3》

- ごみの減量のため、市民や事業者に対して、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）※の周知・徹底を図るとともに、適正排出及び適正処理に関する周知・指導を行います。
また、ごみ処理を安定的に行うため、必要な施設整備や運転計画による施設運営を引き続き行います。

佐世保市の温室効果ガス排出量の
推移と削減目標（2013年度比）（単位：千t-CO₂）



施策1 カーボンニュートラルの推進

施策の目的

市民・事業者・行政による省エネルギー化の促進及び再生可能エネルギーの導入や活用を通じて、カーボンニュートラルを実現することを目的としています。


施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和9年度)
電気自動車(EV)及びプラグインハイブリッド自動車(PHEV)の市内普及率	0.31%	▶	2.00%
市域の再生可能エネルギー導入量	177MW	▶	185MW

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 日々の省エネ活動や脱炭素型の製品・サービスの選択など、ゼロカーボンアクション 30※を実践することが望まれます。

施策の方向性

- **カーボンニュートラルの推進**  **ゼロカーボン**
公共施設へ再生可能エネルギーを率先して導入するとともに、家庭や事業所における再生可能エネルギーの導入及び省エネ性能の高い設備・機器の導入を推進します。また、市民・市民団体・事業者・行政が一体となって脱炭素型ライフ・ビジネススタイルの実践を促進します。合わせて、電動車の導入や将来的な水素利活用に向けた検討、吸収源対策としてのカーボンオフセット※創出に取り組みます。

民間の役割

- 事業者は、再生可能エネルギーや省エネ設備機器を導入し、温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組むことが望まれます。

施策2 環境保全活動の推進

施策の目的

市民・事業者・市民団体・行政等の多様な主体による環境に配慮した行動の実践を通して、良好な環境を保全することを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
環境基本計画の成果指標達成率	90%	100%
環境基準達成率 大気(NO ₂ 、SO ₂) 水質(BOD、COD)	100%	100%

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 自然と共存して発展する持続可能な社会の重要性を認識し、それぞれの立場に応じ、無理のない範囲で、環境に配慮した行動や環境保全活動への参加を自発的、積極的に実践することが望まれます。

施策の方向性

● 環境教育・環境学習の推進

カーボンニュートラルの情報発信拠点である地球温暖化防止活動推進センター「させぼエコラボ」*において、引き続き、市民・事業者とのネットワーク構築を図ります。合わせて、温室効果ガスの増加による地球温暖化や気候変動の影響について、デジタル・対面による学びの場を提供することで、エコライフ・エコオフィスへの転換に向けた環境意識の醸成に取り組みます。

● 生物多様性の保全

良好な自然環境を維持保全するため、関係団体などと連携し、希少野生動植物の生息状況の把握をはじめとする生物多様性*の保全に努めます。

● 環境負荷の低減 適切な排水処理

市内の大気や公共用水域等の常時監視や事業者への監視指導を行うとともに、下水道未整備地域への浄化槽の普及促進や浄化槽管理者等への監視指導を行い、大気汚染、水質汚濁等の環境負荷の低減に努めます。

民間の役割

- 事業者や環境保全活動を行う NPO 等市民団体は、市や各種団体が行う環境学習や環境イベントに協力し、市民の環境意識の醸成に取り組むことが望まれます。
- 事業者は、大気汚染、水質汚濁等の排出抑制や自然環境への配慮など、環境保全に取り組むことが望まれます。

施策3 ごみの減量化と適正処理の促進

施策の目的

日常生活や事業活動を通じて発生する廃棄物の減量化や適正処理及び安定した処理を目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
ごみの一人1日あたりの 排出量	980g	975g

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- ごみの排出を抑制するため、商品を購入する際は、ごみになるものを断り、ごみを減らし、また、ごみの排出の際は、再利用や再生利用に必要な排出基準に従い分別することが望まれます。

施策の方向性

● ごみ減量リサイクルの推進

市域のごみ処理について基本的な事項を定めた「ごみ処理基本計画」により、循環型のまちづくりの推進を図ります。特に家庭系ごみの有料化制度について、より理解を得られる制度にするための検討を行います。

併せて、フードドライブ※活動の充実や食品ロス削減マッチングサービス「サセボタベスケ」※の利用者数拡充を実施することで、排出割合の高い食品類をごみにさせない取組を展開します。

また、温室効果ガスの削減に向けて、プラスチックリサイクルの早期実施を目指します。

● ごみの適正処理の推進

ごみの不法投棄をはじめとする不適正処理を未然に防止するため、説明会の開催やインターネット等を使った、積極的な情報提供を行います。

さらに、排出事業者や処理許可業者に対しては、産業廃棄物と一般廃棄物の区分や適正な処理方法について、周知徹底と指導を行います。

● ごみの適正排出に関する啓発指導

家庭から排出された不適正ごみについては、排出エリアごとに重点的な指導啓発を行います。

また、事業系ごみの減量化推進のため、展開検査や排出事業者への訪問指導を強化します。

● 効率的で安定した一般廃棄物の収集・運搬

家庭から排出される「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「資源物」については、ステーション方式による収集を行い、粗大ごみについては、戸別有料方式により収集を行うことで、効率的で安定したごみの収集・運搬に努めます。

また、事業系ごみ及びし尿等については、許可制度を通じて、安定的かつ確実な収集・運搬に努めます。

● 効率的で安定した一般廃棄物処理

一般廃棄物の処理を継続的に安定して行うため、各処理施設の運営においては、適正・安全かつ効率的な運転に努めます。

また、次期最終処分場建設に向けて、地元調整や整備構想の策定に取り組みます。さらには、将来的な広域処理の可能性について研究を行います。

民間の役割

- 自治会や資源集団回収実施団体は、地域の環境美化活動・資源化の活動に積極的に取り組み、ごみの減量化と適正処理に関する市の施策に協力することが望まれます。
- 事業者は、自らの責任において適正にごみを処理するとともに、無駄のない職場づくりに努めごみの排出を抑制し、再使用及び再生利用を促進するなど、ごみの減量を推進する事業活動を行うことが望まれます。

政策名

港湾政策

施策1:人流と物流を支えるみなとづくり


望まれる姿

佐世保港を中心に人と物が交流する活力あるまち

部局の使命

佐世保港において、環境の保全に配慮しつつ、計画的な整備、適正な管理及び利用促進を行うことで、港湾の適正な利用と保全、本市の発展に資することを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (令和2年度)	目指す方向
佐世保港を利用する船舶の総トン数	7,408 千トン	

問題点の整理

《施策1》

- 新型コロナウイルス感染症の影響により休止していた国際クルーズ船の運航再開後、本市の知名度の低さ等により寄港数が伸び悩んでいることから、三浦・浦頭両地区におけるクルーズ客船の寄港拡大を図りつつ、港の賑わい創出により、まちの魅力を向上させることによって、選ばれる港になる必要があります。
- 荷役に係るコスト比較の結果、他港へ貨物が流れていることや、背後地が狭く、多様な貨物の取り扱いができないなど、取扱貨物量を増加させる要因が乏しく、近年の佐世保港における取扱貨物量は横ばいの状況にあります。
- 港湾施設の老朽化が進み、緊急的な大規模改修を要するケースが生じるなど維持管理に係るコストが増大しています。また、国内においては、近年、大規模な自然災害が多発化しており、防災・減災に対する社会的意識が高まっています。
加えて、国が推進するカーボンニュートラル*政策について、港湾施設においても積極的に取り組んでいく必要があります。

問題解決の方向性

《施策1》

- これまで関係部局において役割分担して行ってきたクルーズ客船の誘致や受入について、それらを一元化し顧客のニーズにスピード感を持って対応する「クルーズ事業推進室」を中心とした戦略的なポートセールス[※]や受入等を行い、両地区における国際クルーズ拠点の利用促進を図ります。また、港の賑わい作りを促進するため、「三浦地区みなとまちづくり計画」における施設再編に向けた取組や、民間事業者との連携による「みなとオアシス[※]させば」を核とした取組を行います。
- 港湾施設の利用状況を把握するとともに、貨物需要や物流動向の分析を行いながら、利用者のニーズを把握することで、必要な施設整備並びに支援等を行うことにより、地域に密着した多目的な物流拠点の形成を目指した官民一体となった取組を進めます。
- 中長期的な視点に立った計画的かつ効率的な施設の維持管理に取り組むとともに、臨海部における防災・減災へ向けた取組を進めます。
また、カーボンニュートラルポート(CNP)[※]形成に向けた取組を行います。

施策1 人流と物流を支えるみなとづくり

施策の目的

人流や物流の活性化によるみなとの振興を図るため、本市経済の基盤となる港湾施設の確保並びに利用促進を目的としています。



施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
クルーズ客船による乗降人員数	2,747人	750,000人

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 「みなとオアシス※させば」として活性化を図るため、イベントの主催団体等において憩いや交流の場としてみなとを積極的に利用すること、また、「みなとオアシス※」等を中心とした市民参加型のイベントに対する市民のサポートや協力によって、みなとの賑わいを創出することが望まれます。

施策の方向性

- **港湾施設の利用促進によるみなとの振興**  クルーズ客船
市民が憩い、多くの来訪者で賑わう港湾空間を形成するため、民間活力を導入した宿泊施設の誘致など、公有財産の有効活用に取り組みます。
人流においては、コロナ禍により減少したクルーズ客船寄港に伴う国内外の乗船者（クルーズを含む。）の交流人口の増加に繋げるため、クルーズ船社等への戦略的なポートセールス※やプロモーションに加え、受入調整までを一元化して行なう「クルーズ事業推進室」を中心に、顧客のニーズに即応した取組を積極的に行います。あわせて、「みなとオアシス※させば」を中心として港の賑わい創出を図り、昼夜を問わず市民や観光客、クルーズ乗船者が集うことで、エリア一帯における交流人口の増加により、街の活性化に繋がっていきます。
物流においては、新規立地企業や既存企業、他港における物流動向について情報収集及び分析に努めるとともに、現状の課題や問題点についての解決に向け、民間団体や関係部局と連携を図ります。また、国が推進するサイバーポート※に関し、情報通信技術を活用した港湾業務の効率化、スマート化及び強靱化に関する研究を進めます。
- **経済活動の基盤となる社会資本の整備**  ゼロカーボン
本市経済を担う人流と物流の活性化を図るため、利用者からの要請や社会情勢に対応した計画的な港湾施設の整備に取り組みます。
特に、三浦地区においては、利用者の安全性確保と利便性向上を図るため、また、水際空間のさらなる賑わい促進のため、港湾施設の再編事業に継続して取り組みます。
また、今後、将来的に求められるカーボンニュートラル※における港の役割を果たすため、計画に基づいた事業の進捗を図っていきます。

● 安全安心な港湾施設の計画的な維持管理

港湾施設の定期的な点検を実施し、老朽化状況や利用状況を勘案しながら、計画的かつ効率的な補修を行うことで、港湾利用者に対して、安全安心な港湾施設の利用を提供します。

また、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や切迫する大規模地震等に対応するため、将来を見据えた港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策など防災・減災、国土強靱化対策を推進します。

民間の役割

- 前畑地区における荷役取扱事業者は、現状の分析や既存施設の利用、必要な施設整備など、取扱量増加を目指した検討に必要な情報の共有、また、今後の大型荷役機械の運用やふ頭用地等の新たな活用等について、市と連携した取組が望まれます。
- 市と民間事業者で組織された「みなとオアシス[※]させば運営協議会」は、三浦地区並びに浦頭地区におけるエリア一帯の活性化を図る取組を通じて、エリアの交流人口の増加並びにみなとの賑わい創出が望まれます。

ヒカリノミナト SASEBO



佐世保市制120周年を迎えた佐世保市の魅力的な夜景景観を創出することで、クルーズ客船の誘致を促進し、クルーズ乗客を含めた観光客や市民が楽しめる空間づくりを行っています。

政策名

基地政策

施策1:基地との共存共生の推進


望まれる姿

基地と共存し、市民が基地の所在による効果をさらに多く享受し、生活を向上させていくことができるまち

部局の使命

国防という崇高な国家的使命に協力しながら、市民の生活を守り、向上させていく「基地との共存共生」が図られるまちづくりを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (令和4年度)	目指す方向
港のすみ分けに資する効率的な土地利用の促進 (旧軍用財産土地の転活用率)	60.7%	

問題点の整理

《施策1》

- 本市は歴史的成り立ちから基地施設の所在とは不可分であり、その所在に起因する負担や佐世保港のすみ分けなどの課題があります。
一方で、我が国を取り巻く安全保障環境はこれまでとは異なる現実的な脅威に直面しており、国防政策上の見地から基地施設が所在する本市の重要性は今後益々高まるものと思われます。

問題解決の方向性

《施策1》

- 国防政策上の本市の役割を踏まえ、基地との共存共生という基本方針のもと、住民負担の軽減や住民利益の拡大に努めます。

施策1 基地との共存共生の推進

施策の目的

本市の基地に係る取組に関し、地元住民や関係団体等の意向を踏まえ、国や庁内関係部局等と連絡調整を行うなど、市民や企業が、米軍や自衛隊基地施設と共存共生できる環境を整えることにより、地域の活性化・市政の発展を目指すことを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
前畑弾薬庫移転・返還の進捗率	10%	25%
防衛省発注佐世保地区建設 工事における地元企業受注額	3,664 百万円 ※ 直近4年間平均	14,656 百万円

施策の方向性

- 我が国の防衛政策推進への積極的な協力・支援
基地との共存共生という基本方針のもと、国が講じる防衛政策に対しては、市民生活への影響を考慮しながら、積極的に協力・支援を行います。
- 本市の地域特性である基地の所在を積極的に活かしたまちづくりの推進
市民が基地の所在による効果を更に多く享受し、生活を向上させていくことができるよう、より積極的に、その特性を活かしたまちづくりの推進を図ります。
- 基地に起因する負担の軽減及び課題の解決(国に積極的な関与を求める)
米海軍、自衛隊、民間企業などの施設が混在する佐世保港のすみ分けをはじめ、基地が存在することによる負担や課題に対しては、これらの負担軽減や課題解決に向けた取組を推進します。また、そのためには、国の関与が必須であることから、このことについて、国に対し、強く求めていきます。
- 旧軍港市転換法[※]に基づく旧軍用財産の転換・活用促進
米軍提供施設の返還跡地等、旧軍用財産については、旧軍港市転換法[※]の趣旨にのっとり、本市の産業経済の発展や市民福祉の向上のために、適時適切な転換・活用を図ります。

民間の役割

- 地元経済界として、佐世保商工会議所は、国の防衛政策に対し積極的に協力をしつつ、防衛を支える地元企業の育成や、自衛隊、米海軍の隊員家族の住環境の整備等について、市と連携しながら推進を図ります。



第2章 くらし

政策名

市民生活政策

- 施策1:地域コミュニティの活性化の推進
- 施策2:安全安心施策の推進
- 施策3:人権尊重と男女共同参画社会の推進


望まれる姿

安全安心な暮らしを支えるまち

部局の使命

身近な絆の象徴である地域コミュニティの活性化や、お互いの人権を尊重し性別に関わらず誰もが活躍できる社会づくりを進めるとともに、交通事故や消費者被害に遭わない環境整備の充実により、誰もがいつまでも安全・安心で快適に暮らせる市民生活が実現することを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (令和4年度)	目指す方向
安全・安心な暮らしの状況を確認できる件数	5.2件	

問題点の整理

《施策1》

- 社会環境の変化の中で、町内会等では加入世帯の減少や高齢化などによる担い手不足がみられ、住民相互のつながりが希薄化し、複雑で広域化、多様化する地域課題を解決するために必要な地域コミュニティの活力の低下が懸念されます。特に若い世代の急速な人口減少などにより既存の地域コミュニティの維持も困難となることが予測されます。また、本市で暮らす在住外国人は、今後増加していくことが見込まれることから、地域生活への影響が懸念されます。

《施策2》

- 刑法犯罪認知件数及び交通事故発生件数はピーク時より減少傾向にあるものの、再犯率の増加や高齢者が関わる交通事故が高い割合を占めています。また、消費者を取り巻く環境が国際化・高度情報化しているに伴い多様化、複雑化するなか、消費者被害も巧妙化、深刻化してきています。

《施策3》

- 他者の人権や多様性への理解不足から、偏見や差別、暴力など人権問題が発生しています。また、社会通念やしきたり、職場、地域活動など社会全体で、性別に基づく固定的な役割分担意識が依然として残っています。

問題解決の方向性

《施策1》

- 市民等、住民自治組織、事業者、行政など関係するすべての主体が力を合わせて、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指すために施行した「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」及び「佐世保市地域コミュニティ推進計画」により、地域コミュニティの活性化を継続的かつ計画的に推進します。
また、これからの地域コミュニティを担う、主として若い世代の結婚希望を実現する活動を支援してまいります。
さらに、在住外国人を支援し、ひいては町内会加入を促すなど、地域に溶け込み暮らしやすい地域生活が送れるよう、市民と在住外国人との円滑な多文化共生社会を推進します。

《施策2》

- 警察等関係機関との連携の下、防犯意識の啓発や再犯防止施策の推進、交通弱者である高齢者や幼児に重点を置いた交通安全教室の強化等により、安全で安心して暮らせる環境づくりを図り、治安のよいまちづくりに貢献します。また、消費者被害の未然防止のため、消費生活に対する意識啓発を推進していきます。

《施策3》

- 「佐世保市人権教育・啓発基本計画」により、すべての人が自己的人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、多様性についてもお互いに尊重し合う社会を目指し啓発に取り組みます。また、「佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例」及び「佐世保市男女共同参画計画」による事業の実施により各分野における女性活躍を推進し、仕事と生活の調和のとれた男女共同参画社会の実現を目指します。

施策1 地域コミュニティの活性化の推進

施策の目的

地域コミュニティの活性化を継続的かつ計画的に推進し、市民等がお互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現を目的としています。




施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
町内会加入率	81.1%	90.0%
地区自治協議会の活動への参加者数	75,415人	141,485人

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 市民は、住民自治組織が安全安心な生活を送るために重要な役割を担っていることを意識しながら、自らが居住する地域の町内会等へ積極的に加入し、その活動へ主体的に参加・参画することが望まれます。

施策の方向性

- **町内会の活性化**  地域包括ケア  多文化共生
身近な地域の自治を支えている町内会が多様な社会環境の変化や多文化共生を意識しながら、元気に活動を持続できる環境整備や町内会への加入促進を支援します。
- **地区自治協議会の運営・活動の充実**  地域包括ケア
地域づくりに行政と一緒に取り組むパートナーとして、地域の活性化や町内会の支援及び課題解決に取り組むことが期待される地区自治協議会の運営や活動の充実に向けて支援します。
- **地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化**
地域のつながりや住民自治組織が担う役割の重要性を理解してもらうため、継続的な情報発信や意識啓発に取り組みます。
また、地域活動を支える人材の育成、地域コミュニティの機能を補完する組織として期待される市民活動団体等の支援などを通して、地域の基盤を強化し、その活性化に努めていきます。
- **結婚支援**
結婚したいと考える方の希望を叶えることができるよう、関係団体と連携して支援する取組を進めます。

民間の役割

- 住民自治組織は、地域コミュニティの中心的な担い手として、誰もが参加しやすい開かれた組織を目指し主体的な活動を行うとともに、市民の町内会等への加入促進や、活動への参加・参画及び交流の促進に取り組むものとしします。また、自らの活動に関する情報を積極的に市民等に提供します。
- 事業者も地域社会の大切な一員であり、住民自治組織の活動への参加や協力を努めるとともに、各事業所に勤務する従業者に対し居住する地域の町内会への加入の促進や地域活動への参加・参画に配慮することが望まれます。
- 地区自治協議会は、町内会の支援等地域コミュニティの維持、再構築又は形成に関することや、地域課題の解決、地域の活性化に取り組みます。

施策2 安全安心施策の推進

施策の目的

誰もが安全で安心した日常生活を送れるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)		目標値 (令和9年度)
刑法犯罪認知件数	739件	▶	563件
交通事故発生件数	481件	▶	347件
消費生活相談・市民相談応答率	99.3%	▶	100%

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 市民一人ひとりが、防犯や交通安全に対する意識を高め、また、消費行動に関する適切な知識を広めて「自らの安全は自らで守る」という意識を持ちながら、日々行動することが望まれます。

施策の方向性

● 防犯施策の推進

町内会所有の防犯灯管理への支援及び警察等関係機関、自主防犯組織等との連携、協力体制の強化を図るとともに、防犯協会や暴力追放運動推進協議会の活動に対する支援を行うことにより、市民の防犯意識の啓発を図ります。

特に、増加している犯罪の種別については、その傾向を意識しながら、啓発の強化に取り組みます。また、更生保護協会や更生保護女性会との連携やその活動への支援を図り、再犯防止の取組を強化します。

● 交通安全意識の啓発

高齢者や幼児を対象とした出前型の交通安全教室等を積極的に展開するとともに、警察や交通安全協会等と協力して交通安全運動を実施することにより、広く市民に対して交通安全意識の啓発を図ります。

● 安全な消費生活等暮らしのための環境づくり

消費生活を始め暮らしでのお困りごとに関する様々な相談業務に対応していきます。また、広く市民に対し適切な情報提供や、広報・啓発を行うとともに、特に高齢者を対象とした出前講座の推進に取り組みます。

● **災害時用備蓄品の確保**  連携 防災・減災

災害発生に対応するため、被災者の救援に必要な災害時用備蓄品の適正な維持管理を行います。

● **犯罪被害者等に対する支援**

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組、並びに周囲の理解を深め、2次被害防止の取組の推進等、「佐世保市犯罪被害者等支援条例」の基本理念に基づき、犯罪被害者等に対する施策を行います。

民間の役割

- 町内会ほか自主防犯組織等は、「自分たちの安全は自分たちで守る。」という意識を高め、佐世保市や警察等と連携し、地域の防犯活動に取り組みます。更生保護協会等は、再犯防止の立場から更生保護の支援や環境づくりの推進に取り組みます。
- 各地区の交通安全協会・交通安全母の会・交通少年団等の交通安全組織は、相互に協力するとともに、佐世保市や警察等と連携し充実した組織活動に取り組みます。

施策3 人権尊重と男女共同参画社会の推進

施策の目的

市民が全ての人の人権を尊重し、多様性を認め偏見や差別、暴力などがなく、性別に関わらずだれもが活躍できる社会をつくることを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
人権・男女共同参画の啓発事業に参加して関心や理解が深まった人の割合	95.2%	100%
啓発事業への参加者数累計 ()内は新規参加者数	1,814人 (1,103人)	12,000人 (6,000人)

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 市民一人ひとりが人権尊重や男女共同参画についての理解を深め、自らが人権尊重・男女共同参画社会を形成する一員として、適切に行動することが望まれます。

施策の方向性

● 人権への理解を深める啓発

様々な人権（同和問題・女性・高齢者・子ども・障がい者・性的少数者・外国人など）について市民が理解を深めることができるように、人権擁護委員協議会や人権啓発推進協議会など関係団体等と連携して人権に関する講演会等や企業・地域への出前講座など啓発活動を行います。その一方で、開かれた相談窓口も重要であるため、人権擁護委員の常設相談や特設相談へ継続して支援を行い、市民が人権問題に関して気軽に相談できる窓口を確保します。

● 男女共同参画社会の推進

男女共同参画推進センター「スピカ」を拠点として男女共同参画に関するセミナーや講演会を行い、性別にかかわらず仕事と生活の調和の実現に向けた支援や多様な分野における女性活躍の機会拡大を推進します。

また、女性相談等によるDV等被害者の支援やさせば女性活躍推進協議会と連携して女性が活躍できる環境の整備を推進します。

民間の役割

- 事業所は、全ての人の人権に配慮し、全ての労働者が活躍できる環境の整備に努めることが望まれます。

政策名

保健福祉政策

施策1:健康づくりの推進

施策2:質の高い地域医療体制の確保・充実

施策3:高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり

施策4:障がい者の自立と社会参加の環境づくり

施策5:健康を守る安全な生活環境づくり

施策6:国民健康保険事業等の適切な実施

施策7:生活保護の適正な実施と自立促進

望まれる姿

誰もが、いくつになっても健やかに安心して暮らせるまち

部局の使命

健康を支える環境や地域医療の体制など、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供できる体制をつくり、地域共生社会を目指して誰もが共に支え合い、いくつになっても健やかに安心して暮らせるまちづくりが実現することを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (令和4年度)	目指す方向
平均寿命に対する <u>健康自立度</u> ※	97.70%	

問題点の整理

《施策1》

- 健康づくりには、市民一人ひとりの主体的な取組が重要となることから、自ら身体活動・運動に取り組むなどの生活習慣の見直しや、健康状態を把握するため、がん検診・歯科健診を積極的に受診するなど、市民の健康に対する意識をより高めていくことが求められます。
また、感染症対策については、新型コロナウイルス感染症が長期かつ広範な対応等を要したことを踏まえ、今後、新たな感染症による健康危機に対応するための予防対策など、平時からの備えを充実させることが求められています。

《施策2》

- 超高齢社会がさらに進行する中、急性期から回復期、慢性期、在宅までの一体的な医療体制の構築が必要です。今後も医療需要の増加が見込まれる一方、高齢化や地域及び診療科偏在による医師不足をはじめ、看護師など医療人材の不足による供給体制の脆弱化が顕著

で、需給ギャップのさらなる拡大が懸念されています。また、これらの問題は、医療圏域や行政区域を越えた市町への影響も避けられず、県を主体としつつも、広域的に取り組む新たな仕組みづくりが求められています。

《施策3》

- 単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加していく中、高齢者の日常生活を地域で支え合う体制づくりについて、人間関係の希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外出を控えていた時期の影響もあり、支援する人材の育成を図ることなど、さらなる体制の充実が求められています。
また、介護給付費の増大や介護人材の不足、一部地域での事業者の減少が深刻な問題となっており、介護保険制度の持続可能な運営が課題となっています。

《施策4》

- 障がい者が地域で安心して暮らしていけるようにするためには、生活環境の整備、障がい特性や多様なニーズへの対応、障がい者に対する理解等の面で様々な課題があり、障がい福祉サービスのみならず、地域全体で支える体制の強化が求められています。

《施策5》

- 食中毒等に起因する健康被害の発生を抑えるため、食品営業施設や公衆浴場等の生活衛生関係施設において、より適切な衛生管理を図っていくことが求められています。
また、猫等に対する無責任なエサやりなど、不適切な飼育によるトラブルが発生していることから、動物の適正な飼養等における環境づくりが求められています。

《施策6》

- 脳血管疾患、虚血性心疾患、慢性腎臓病のリスクとなる高血圧の被保険者の割合が依然として高い状況にあり、今後、医療技術の進展等に伴い、医療費のさらなる増加が予想されることなどを背景に、国民健康保険制度について継続的な安定運営を図っていくことが求められています。

《施策7》

- 生活に困窮する方に対し適正に生活保護等を実施した上で、就労支援など継続した取組による生活保護からの自立を図っていくことが求められています。

問題解決の方向性

《施策1》

- 市民の健康に対する意識高揚を図るため、運動の必要性や取組の実践、検診の受診を促すための有益な情報の提供等を通じ、普及啓発を行います。
また、感染症に係る健康危機に対しては、未知の感染症等の特性に応じた予防対策等について、国等から得た情報を速やかに周知し、啓発するとともに、国・県との連携により、平時から感染症発生時の対応を定めた計画を備えるなど、健康危機管理体制の強化を図ります。

《施策2》

- 「長崎県医療計画」における医療機能の分化・連携等に係る各種取組の推進により、良質で適切な医療を効果的かつ効率的に提供できる体制の構築を図ります。また、「佐世保市医療政策推進計画」に基づき、重点プロジェクトとして位置付ける取組を中心に、既存事業の拡充と新規事業を包括的かつ戦略的に展開するとともに、医療と介護関係者の連携を進め、地域包括ケアシステム[※]の充実を図ります。

《施策3》

- 地域において介護予防や高齢者の生活支援に取り組む団体を支援し、地域で互いに支え合う体制づくりを推進します。
また、介護保険制度の運営にあたっては、現状と将来の高齢者のニーズを十分に把握し、適切なサービスにつなぐとともに、介護人材の確保とサービス基盤の維持を図ります。

《施策4》

- 障がい者の自立や社会参加を図るための環境整備、福祉・医療・教育・雇用等の各分野とのネットワークの強化、地域の相談支援体制の充実、障がい者への偏見や差別を解消するための啓発活動を推進します。

《施策5》

- 食品衛生法等の関係法令に基づき、食品営業施設や生活衛生関係施設への監視指導を行うとともに、事業者及び市民に対し、生活衛生に関する周知啓発を図ります。
また、動物の適正飼養等について、広く市民に対する意識向上のための啓発活動に取り組みます。

《施策6》

- 必要な保険給付を行うとともに、CKD（慢性腎臓病）予防対策等の保健事業を実施し、高血圧に着目した生活習慣病等の重症化予防に取り組み、医療費の適正化に努めます。
また、国民健康保険制度の継続的な安定運営を図るため、保険税の適正な賦課・徴収に努めるとともに、将来的な保険税の統一的な取り扱いを見据え、県との連携を強化します。

《施策7》

- 生活に困窮する方への相談窓口を広く設けるとともに、ハローワーク等との連携により対象者に応じた就労支援を行い、自立に向けた支援の継続に取り組みます。

施策1 健康づくりの推進

施策の目的

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、健康寿命を延伸することを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
平均自立期間*	(男)79.86年 (女)84.43年	80.68年 84.95年

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 健康づくりや感染症に対する正しい知識を持ち、自ら進んで健康増進に取り組み、感染症の予防に努めることが望まれます。

施策の方向性

- **官民連携による健康づくりの推進**
関係機関や民間事業者等との連携を強化し、「食」「運動」「検診」「歯と口腔の健康」等の各分野で、市民の主体的な健康づくりを推進します。特に、運動普及推進員等との連携による市民の運動機会の充実を図ります。
- **がん検診・歯科健診の充実**
がん検診・歯科健診の重要性等について普及・啓発を行うとともに、未受診者に対する受診勧奨による受診率向上を図ります。
特に、受診率が低い若い世代が気軽に受診できるよう、より効果的な制度運用について、検証していきます。
- **高齢者の社会参加への支援**
健康年齢の延伸のため、高齢者の外出支援等による社会参加の促進を図るとともに、高齢者の健康の維持・増進を図る取組として、老人クラブの支援や老人福祉センター等の適切な運営管理を行います。
- **感染症等の予防対策の推進**
感染症や感染症に起因する差別問題等に対応するための正しい情報を、時機を逃さず市民に提供し、感染症等の発生予防・まん延防止に努めます。
また、感染症の拡大時を想定し、必要な対策を速やかに実行できるよう平時からの体制構築を行うとともに、医療機関等の関係機関との役割分担や連携調整を行います。

民間の役割

- 民間企業等においては、「健康経営[※]」の重要性を理解し、各種健（検）診の受診勧奨や生活習慣の改善等に取り組み、従業員等の健康づくりを積極的に推進することが望まれます。
- 医療機関等の関係機関においては、国及び地方公共団体の健康づくり施策に引き続き協力するとともに、健康危機をもたらす感染症の発生時には適時適切な対応を行うことが望まれます。
- 社会福祉施設・医療機関・学校等の社会基盤施設においては、従業者と施設利用者の健康と生命を守るため、感染症の発生予防やまん延防止のために必要な措置を図ることが望まれます。

施策2 質の高い地域医療体制の確保・充実

施策の目的

市民が住み慣れた地域において、必要な時に適切な医療を受けることができる体制を確保することにより、市民の「生命」と「安心した暮らし」を守ることを目的としています。




施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
救急患者の受入病院決定率	96.2% (令和4年)	98.2% (令和4年)
訪問診療を受けた(延べ)患者数	20,712人	22,700人

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 取り巻く環境の変化により、厳しい局面を迎えつつある地域医療体制への正しい理解と意識の醸成により、適時・適切な医療サービスの選択が望まれます。

施策の方向性

- **医療人材の確保**  救急と医療体制
医療人材の確保に向けて、医師や看護師等に対する市独自の支援を包括的かつ戦略的に推進するとともに、広域連携による取組の拡充のほか、状況の変化に応じ適切な対応に努めます。
看護師の確保に関しては、市内養成施設数の減少に鑑み、看護師養成者数の維持を目標に新たな取組の検討を進めます。
また、市立看護専門学校について、オンライン教育環境を整備するなど最新の教育プログラムを実践し、魅力ある学校づくりによる学生の確保に取り組みます。
- **適切な救急医療体制の維持**  救急と医療体制
佐世保市総合医療センター救命救急センターを中心として、地域医療機関における連携強化を推進するとともに、将来にわたり適切かつ持続可能な救急医療体制の再構築に取り組みます。
また、今後における新興・再興感染症発生時に備え、救急医療が適切に維持できる体制の確保を図ります。
休日・夜間において初期救急医療を担う市立急病診療所については、感染症等による患者及び医療従事者の安全確保と診療所の運営充実に向けて、早期の移転検討を進めます。
- **良質で適切な医療・介護の提供**  地域包括ケア
後期高齢者の増加に伴う在宅医療・介護サービス需要の増大と多様化に対応するため、今後も医療・介護の関係団体等との連携強化に取り組みます。
また、国が推進する医療DXによる医療や介護の情報活用とともに、オンライン診療等による新たな医療・介護サービスの提供手段に関する研究を進めます。

● **地域医療に関する市民啓発**  救急と医療体制

市民の地域医療に対する関心と理解を深め、救急医療を中心とした医療機関への負担軽減を図るため、医師会等と連携し、救急車の利用や救急医療機関へのかかり方など、適正受診の普及啓発の取組を進めます。

民間の役割

- 医療施設は、良質で適切な医療を提供するとともに、病病連携※・病診連携※を通じ、それぞれの有する医療機能に応じた、患者に対する切れ目のない医療の提供に取り組めます。
- 医師会を中心とした在宅医療・介護連携を推進する各種団体は、地域包括ケアシステム※のさらなる充実に取り組めます。
- 医師会と市内基幹病院においては、市が主体となり取り組む救急医療体制における課題解消のための具体策の協議・検討の場に参画します。

施策3 高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり

施策の目的

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送れるようにすることを目的としています。



施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
要介護者以外の割合	86.7%	86.7%

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 日常生活の中で、高齢者が自ら進んで介護予防や生きがいづくりを心掛けることが望まれます。
- すべての市民が、家庭や地域活動を通じて高齢者の日常生活を支援し、地域で互いに支え合う姿勢が望まれます。

施策の方向性

- **介護予防等の促進**  地域包括ケア
介護予防のための運動など、地域住民が主体となって取り組む介護予防活動について、地域の団体や民間関係者と連携して促進します。
また、介護予防の必要性について、広く市民に対する周知に努めます。
- **地域における生活支援サービスの充実**  地域包括ケア
介護事業所が提供するサービスに加えて地域住民やボランティア団体等の多様な主体が提供する生活支援サービスを充実し、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステム[※]による地域づくりにつなげます。
また、今後、増加が見込まれる認知症高齢者の対策として、権利擁護支援に取り組むとともに、地域での支援体制の充実を図ります。
- **介護保険制度の適正な運営**
現状と将来の需要を勘案した施設整備を行うとともに、要介護認定期間の安定化など、介護保険制度の適正な運営に努めます。
また、介護事業所や介護従事者等の現状とニーズを十分に把握し、介護人材の確保と資質の向上を図ります。

民間の役割

- 介護事業者、住民によるボランティア、NPO 法人等は、高齢者の介護予防と日常生活の支援に参加し、高齢者を地域で支える体制づくりに取り組むことが望まれます。

施策4 障がい者の自立と社会参加の環境づくり

施策の目的

障がい者が地域で社会参加しながら、自立した生活を送れるようにすることを目的としています。



施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
入所施設などから地域生活に移行した障がい者の数	12人	12人

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 障がいや難病等の有無に関わらず、誰もがお互いを尊重し、自分らしく生活できる社会を構築することの必要性を意識し、地域で互いに支え合う姿勢が望まれます。

施策の方向性

- **障がい者の地域での生活支援**  地域包括ケア
障がい者が地域で自分らしく生活できるよう、相談支援体制の充実を図り、障がいの程度や適性に応じた介護サービス、自立した日常生活または社会生活を営むための訓練等サービスなどの各種事業を推進します。
- **障がい者への保健・医療サービス等の充実**
障がい者が適切に保健・医療サービス等を受けられるよう、医療費助成や保健に関する相談・訪問指導を行い、早期発見や早期治療につなぐ取組を推進します。
- **障がい者の社会参加のための環境整備**
社会参加を促進するため障がい者の文化・スポーツ活動を推進する施設の管理を行うとともに、一般就労への支援のため関係機関との連携による支援体制等の環境整備を推進します。
- **社会的障壁の除去**  地域包括ケア
関係機関や障がい者団体をはじめとする様々な主体との連携を図りつつ、事業者や市民一般の幅広い理解のもと、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。

民間の役割

- 障害福祉サービス事業者は、障がい者の障がい特性、能力や適性に応じた介護や訓練等のサービスを提供するほか、関係の企業や団体とともに障がい者を地域で支える体制づくりに取り組むことが望まれます。

施策5 健康を守る安全な生活環境づくり

施策の目的

生活衛生に起因する健康被害の発生を未然に防止するとともに、衛生面における安全で快適な生活環境を確保することを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
重篤な食中毒発生件数	0件	0件
生活衛生許可施設の運営や動物の飼養等における健康被害発生件数	0件	0件

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 食品衛生、生活環境の安全、狂犬病の予防、動物の適正飼養など、生活衛生に関する知識を深め、日常生活の中で健康被害を防止する対策を実践することが望まれます。

施策の方向性

- **食品の安全性確保**
事業者に対して、安全で衛生的な食品を製造するための有効な管理方法である HACCP※ に沿った衛生管理を推進し、食品衛生法に基づく食品等の収去（抜き取り）検査の結果に基づいた改善指導を行うなど、食品の安全性の確保を図ります。また、事業者や市民に対して、講習会の開催、ホームページや SNS 等を通じて啓発を行います。
- **生活環境の安全性確保**
理容所、美容所、公衆浴場等の生活衛生関係施設等への監視指導を行うなど、生活環境の安全確保を図ります。
- **狂犬病の予防・動物愛護の推進**
動物愛護センターを拠点として、狂犬病予防接種を推進するとともに、動物の適正飼養に関する普及啓発を行うなど、快適な生活環境の維持に努めます。
また、ボランティア団体等と連携しながら、引き取り等を行った動物の譲渡に取り組み、動物愛護の推進を図ります。

民間の役割

- 佐世保市食品衛生協会をはじめとした関係団体には、それぞれの分野の課題について行政と共有・連携し、生活衛生の向上を図る役割が望まれます。

施策6 国民健康保険事業等の適切な実施

施策の目的

被保険者が、安心して医療を受けることができ、健康を保持・増進することを目的としています。


施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
特定健診受診者の血圧Ⅱ度以上の割合	5.5%	5.0%

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 国民皆保険の基盤となる国民健康保険制度を理解して、納税義務を果たし、自らの健康の保持・増進を図ることが望まれます。

施策の方向性

- **重症化予防等の取組**
高血圧等の被保険者に対して、保健師等による保健指導を実施し生活改善を支援するとともに、治療を要する方に対して、早期の治療に繋げる生活習慣病重症化予防に取り組むなど、被保険者の健康の保持・増進を支援します。また、CKD（慢性腎臓病）予防対策等の保健事業にも取り組みます。
- **保険税収の確保**
適正な賦課と納税義務者の納税意識の啓発に努め、公正な滞納整理を図り、保険税の収納率向上に取り組みます。
- **後期高齢者医療に係る広域連合との連携**  連携 地域包括ケア
後期高齢者医療制度の運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合と連携し、市の業務に係る事務を適正に遂行するとともに、保健事業については、他の施策と連携した一体的な実施を図ります。

民間の役割

- 医師会と医療機関は、特定健康診査・特定保健指導や重症化予防等に係る保健事業の実施について協力し、被保険者の健康の保持・増進に寄与することが望まれます。

施策7 生活保護の適正な実施と自立促進

施策の目的

最低限度の生活を保障するため、生活保護の適正な実施と生活保護からの自立を促進することを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
就労支援対象世帯のうち就職・稼働 収入増により自立となる世帯の割合	20.5%	20.5%

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 健康の保持と増進に努め、収入支出その他生計の状況を適切に把握し、自立した生活を送ることが望まれます。
- 生活保護に至る前の生活困窮となった段階で相談を行うことが望まれます。

施策の方向性

- **生活保護の適正実施**
訪問活動による実態調査、収入・資産等の各種調査及び医療費・介護費の調査分析を行い、生活保護制度の適正実施に努めます。
また、DX推進の観点から生活保護システムの標準化等の取組を通じ、効率的・効果的な事務の執行に努めます。
- **自立支援の促進**
就労支援対象の被保護者に対しては、ケースワーカー及び相談員による就労・自立に向けた支援を行います。
また、生活困窮者に対しては、自立支援事業を実施し、関係機関との連携を図り自立に向けた支援を行います。

政策名

文化スポーツ政策

施策1:文化振興・国際交流の推進

施策2:スポーツの充実

望まれる姿

楽しさと感動あふれる心豊かで元気に暮らせるまち

部局の使命

誰もが多様な文化やスポーツをより気軽に親しめる環境を整え、文化やスポーツの力を最大限活かすことで、活力や生きがいを育み、自由で心豊かな市民生活を実現することを目的としています。

政策の指標

社会指標

市民1人あたりの文化・スポーツに触れた回数

現状値
(令和4年度)

4.8回/人

目指す方向



問題点の整理

《施策1》

- 既存文化施設の維持費等の負担増加が予想される中で、社会の潮流や多様な市民ニーズを的確に把握し、市民一人ひとりが心豊かで文化的な生活を営むための文化事業を企画・実践することが必要です。
- 社会経済や文化のグローバル化、ボーダレス化の進展とともに、市民の国際感覚の醸成や異文化交流など、国際理解や国際交流の推進に向けた取組を進める必要があります。

《施策2》

- スポーツによる喜びや充実感の向上、若者のスポーツ離れ、スポーツ施設の老朽化などの問題を抱える中、市民一人ひとりのスポーツへの関心を高めるため、ソフト・ハードの両面からの環境を整える必要があります。

問題解決の方向性

《施策1》

- 市民一人ひとりが、心豊かで文化的な生活を営むために、文化芸術施設の運営や文化芸術活動の支援、文化情報の発信を通じ、多様な文化芸術に触れる機会を提供します。
- 姉妹都市とのパイプを活用しながら、市民への国際交流の機会を創出するとともに、次代を担う子どもについては、交流体験を通じた国際社会に生きるための幅広い視野を育くむ機会を提供します。

《施策2》

- スポーツの効果を捉えなおし、新たな視点として「地方創生」「健康」「地域」「環境」の4つの分野を設定、目的や効果を明確にした事業展開により、市民がスポーツ（する・みる・ささえる）に親しめる環境づくりを進めます。

施策1 文化振興・国際交流の推進

施策の目的

市民一人ひとりが活力や生きがいを育み、心豊かな生活を営むために、国際交流を含めた文化や芸術に触れる機会及び探求の機会を充実させることを目的とします。

施策の目標


KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
主要文化施設等の利用者数	685,482人	833,000人
姉妹都市等との交流事業 (派遣・受入)の派遣参加人数 ^{※1}	—	864人

※1 令和6年度からの累計

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 心豊かで文化的な生活を営む主体として、個人の自由意思に基づく様々な文化的な活動を行うことが望まれます。
- 姉妹都市との交流などを通じて、異文化間の相互理解を広めていくことが必要です。

施策の方向性

- **文化に触れる機会の提供と文化的基盤の強化**
年齢や性別、国籍などに関わらず、市民一人ひとりが、心豊かで文化的な生活を営むために、文化芸術施設の運営や文化芸術活動の支援、文化情報の発信を通じ、多様な文化芸術に触れる機会を提供します。
また、デジタル技術を活用し図書館の利便性向上を図るとともに、広報啓発活動等を行い市民の読書への興味関心を高めていきます。
- **国際交流の推進**  多文化共生
市民の国際交流を推進するために、姉妹都市等の訪問・受入を実施し、関係性の維持・強化を図ります。
各姉妹都市とのつながりを活かし、市民団体や青少年による国際交流の機会を提供することで、市民の国際感覚の醸成を図ります。

民間の役割

- 本市の文化行政上のパートナーで、専門性を有する公益財団法人佐世保地域文化事業財団において、一定の独立性を保ちながら、西九州させば広域都市圏を中心に文化芸術の鑑賞の場、文化芸術活動支援の場としての機能強化を目指します。

施策2 スポーツの充実

施策の目的

多くの市民がスポーツをとおして身体的、精神的、社会的に良好な生活につながるよう、生涯に渡ってスポーツを楽しめる環境を充実させることを目的とします。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
拠点スポーツ施設の利用者数	458,368人	533,000人

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 市民がスポーツ（する・みる・ささえる）を行う機会を捉えて、自主的にスポーツに取り組んでいくことが望まれます。

施策の方向性

- **スポーツ×地方創生**
従来の競技スポーツ※に加えアーバンスポーツ※などを活用したスポーツイベントや、プロスポーツとの連携によるまちの賑わいづくりなど、本市の魅力を高める取組を進めます。
- **スポーツ×健康**
誰もがスポーツに親しみ、参加しやすい機会づくりを通して、生涯スポーツ※の推進、子どもの運動習慣の確立、スポーツによる健康増進に取り組みます。
- **スポーツ×地域**
地域におけるスポーツを通じた交流を図る取組や、総合型地域スポーツクラブ※やスポーツ推進委員の活動支援により、地域での自主的なスポーツ活動を促進します。
- **スポーツ×環境**
既存スポーツ施設の適切な運営や維持管理を行うとともに、スポーツ関連団体と連携して、安定的かつ持続可能なスポーツ環境づくりに取り組みます。

民間の役割

- 公益財団法人佐世保市スポーツ協会は、市民がスポーツに触れる機会を充実させるため、各競技団体間の調整や、スポーツ体験機会の拡大、また広く情報を発信することも含めて、スポーツ（する・みる・ささえる）環境の充実に努めます。

政策名

消防政策

施策1:火災や自然災害対策の推進

施策2:救急・救助の高度化

施策3:火災予防対策の推進



望まれる姿

住む人と訪れる人たちが安全・安心を実感できるまち

部局の使命

火災や自然災害並びに救急・救助に迅速かつ的確に対応するとともに、火災予防対策を推進することで、住む人と佐世保を訪れる人たちが安全・安心を実感できるまちづくりを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (令和4年度)	目指す方向
建物火災1件あたりの焼損床面積	62.1㎡	
心肺停止患者の1カ月後の生存率	6.5%	

問題点の整理

《施策1》

- 火災や気候変動などによる広域的な自然災害によって、各地で甚大な被害が相次ぎ、多くの尊い生命が犠牲となっています。
また、地域防災の中核的な役割を担う消防団員は、少子高齢化の進展や就業形態の変化などによって全国的に減少し、地域の防災力に与える影響が懸念されています。

《施策2》

- 超高齢社会を迎え、急病やけがなどの救急が増加する一方、災害や事故も複雑になり人命の救出・救助が困難な事例も多くなっています。
また、市民の救急車の適正利用や予防救急^{*}に関する意識は高まりつつあるものの、更なる普及啓発に努める必要があります。

《施策3》

- 火の取り扱いに関する不注意などの火災によって、市民の生命や身体、財産に被害が生じています。
また、超高齢社会に伴い毎年火災による高齢者の死者が発生しています。

問題解決の方向性

《施策1》

- 消防庁舎のほか、通信指令システムや消防用資機材、消防水利などを計画的に更新整備し、これらの機能を最大限に活用します。
また、消防団の重要性について地域社会へ理解を求めるとともに、広く市民に消防団への加入を促します。

《施策2》

- AED（自動体外式除細動器）を使用した救命処置の普及を促進しながら、重症度の高い傷病者を一人でも多く救命できる救急体制や困難な事故事例に即応できる救助体制の高度化に取り組みます。
また、救急車の適正利用や予防救急の普及啓発を行うとともに、高度な救命処置を実施することで救命の連鎖^{*}の強化に努め、生存率の向上に取り組みます。

《施策3》

- 地域特性や生活環境に応じた出火防止対策を推進しながら、市民と消防が連携した火災の予防に取り組み、人命や財産など被害の軽減に努めます。
また、多様化する防火対象物における安全確保では、引き続き計画的な防火指導を行うことで火災予防対策を推進します。
火災の発生防止及び被害の軽減のため、プッシュ型の情報配信など積極的な消防情報の提供を行う広報戦略の充実強化に取り組みます。

消火活動の様子(訓練)



救助活動の様子(訓練)



施策1 火災や自然災害対策の推進

施策の目的

市民の生命を火災や自然災害から守ることを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
消防隊の出動から放水開始 までの時間	7.0分	6.0分
人口千人あたりの消防団員数	6.1人	7.0人

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 有事の際にも冷静に119番通報が行え、大雨や台風などの自然災害時においても自分の命を守る行動がとれるとともに、消防団への入団をはじめとした各種地域防災活動に取り組む姿勢が望まれます。

施策の方向性

● 火災による被害の軽減

119番通報を受け付ける通信指令システムの機能を駆使し、火災の種別や規模に応じた消防隊の選定と出動指令を確実に行います。

また、消防車両や資機材、消防水利などを有効に活用するほか、状況に応じた消防戦術による効果的な消防活動を展開するために、職員の更なる能力向上に取り組めます。

● 自然災害に対する備え 連携 防災・減災

風水害対策用の資機材を整備するとともに、人命を最優先とした情報収集のほか、災害広報や避難誘導に即応できる機能を強化します。

また、機会をとらえ防災・減災に対する教育を通じて市民の理解を深めます。

● 消防団の充実強化

郷土愛護の精神と使命感を持った消防団員は、その多くが被雇用者であることから就業先の理解はもとより、全ての事業所の協力を得ながら活動の充実と入団しやすい環境づくりを推進します。

また、減少傾向が続く消防団員の確保対策として、若手消防団員を中心に、加入促進や中途退団の抑制に繋がる取組を実施するとともに、消防団活動の意義や魅力を発信し市民の理解を深めます。

● 組織と人づくり

消防職員や消防団員の技術が最大限に発揮できるよう、組織運営や研修・訓練のあり方に工夫を重ね、各種の災害に柔軟に即応できる体制づくりを推進します。

施策2 救急・救助の高度化

施策の目的

重症度の高い傷病者を一人でも多く救命するとともに、各種の事故に即応できる高度な体制を整備することを目的としています。





施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
救急隊の出動から病院到着までの時間	42.2分	35.0分
救急隊が行う救命処置の適正化率	100%	100%

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 救急講習の受講により AED（自動体外式除細動器）を使用した一次救命処置に関する理解と技術が浸透し、有事の際にも冷静沈着に行動できるほか、救急車の適正利用や予防救急の意識が高まっていることが望まれます。

施策の方向性

- **生存率の向上**  救急と医療体制
救急救命士の計画的な養成と市民による応急救護に加え、病気やけがの際の判断や対応を支援するとともに、医療機関との連携による高度な救命処置や隊員の研修制度を更に充実させ、傷病者の生存率の向上を目指します。
- **救助技術の高度化**  救急と医療体制
救助用資機材の整備を進めながら、隊員の救助技術の高度化を図り、各種の事故から市民の安全を守ります。
- **救急車の適正利用と予防救急**  救急と医療体制
救急車の適正利用や家庭内事故、熱中症の防止など予防救急に関する事業を展開し、効果的で効率的な救急業務を推進します。
- **感染症に対する備え**  救急と医療体制
各種感染症に対応するため、医療機関との連携強化を図るとともに、円滑な救急活動を推進します。

民間の役割

- 佐世保市医師会、救急指定病院及び救命救急センターは、救急隊が行う救命処置に関する指導や助言、病院実習等による病院前救護体制を消防局と連携して構築し、地域における救急の高度化を図ることが望まれます。

施策3 火災予防対策の推進

施策の目的

火災予防の意識を高めることで、火災のない安全なまちづくりを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
人口1万人あたりの火災件数	3.1件	2.9件

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 地域で実施される防火教室などへ積極的に参加して火災予防の意識を高めるとともに、119番通報や初期消火などの行動を身につけ、火災が発生した時にこれらを適切に行うことが望まれます。

施策の方向性

- **火災予防の推進**
地域の防火教室や防火訓練、防火クラブや各種団体への研修を通じて、市民と消防が一体となった対策を行います。
また、住宅用火災警報器の設置や維持管理を推進することで、火災の早期発見や被害の軽減を図り高齢者などの人命を守ります。
- **防火指導の充実**
多くの人々が利用する商業施設や福祉施設、危険物を取り扱う施設などに立入調査を実施して、関係者の法令遵守や防火管理意識の向上を目指します。
- **広報戦略の充実強化**
防火イベントなど直接伝える対話型と、リモート研修会や動画共有サービスなどのSNSの活用により、利便性の向上と分かりやすい情報配信を積極的に行うことで、市民の防火意識の向上を図ります。
また、火災原因から傾向を分析した防火対策等の普及啓発を行うとともに、広報戦略の強化に向けた企業との包括連携など広報ネットワークの拡大にも努めていきます。

民間の役割

- 女性防火防災クラブや少年・幼年消防クラブは、消防による研修などの活動支援を受けながら地域に密着した防火活動に取り組みます。
- 佐世保地区防災協議会や佐世保市危険物安全協会は、職場における社員の防火研修や消防訓練を消防と連携して積極的に取り組みます。
- 包括連携企業は、消防と相互に協力し、火災予防に関する広報活動に取り組むことが望まれます。

政策名

防災危機管理政策

施策1:災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

望まれる姿

災害に強い安心して暮らせるまち

部局の使命

災害や緊急事態から市民の生命及び財産を守り、また防災関係機関と連携して、被害を最小限に抑える環境・体制を整え、災害や緊急事態に強いまちにすることを目的としています。

政策の指標



問題点の整理

《施策1》

- 近年の自然災害は、頻発化・激甚化しており、毎年全国各地で多くの人命が失われています。また、大規模災害発生時や緊急事態等に対処するには公助※としての機能に限界があります。災害等の被害を軽減するためには、平常時から、いざという時に備え、自ら取り組む自助※と地域で取り組む共助※を実施していくことが必要ですが、十分浸透しているとは言えない状況です。自助力・共助力の向上のため住民の防災意識を更に高めることが必要です。

問題解決の方向性

《施策1》

- 各種災害や緊急事態等から住民の生命、身体、財産を守るために、国や県、その他の防災関係機関との連携を図るとともに、住民の防災意識を高め、自助力・共助力の向上を図り、地域における防災体制を強化します。

施策1 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

施策の目的

災害や緊急事態に迅速・的確に対応し、市民の生命及び財産を守ることを目的としています。



施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
自主防災組織力バース率	77.6%	84.7%

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 避難場所の確認など、自主的な防災対策を行うとともに、災害発生の可能性が高まったときには、自ら判断して避難するなど、自らの身の安全は自らが守る「自助」が防災行動の基本となります。
また、地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、地域の防災訓練等の防災活動に自主的に参加し、災害が発生する恐れのある場合又は災害発生時には、近隣住民への避難の呼びかけや要配慮者の避難誘導を行うなど、地域内での「共助」を実践することが望まれます。

施策の方向性

- **総合的な防災・危機管理体制の確立**  防災・減災
市民生活に直接的かつ重大な被害が生じ、または生じる恐れのある「危機事態」に対処するため基本的かつ総合的な計画として策定した「地域防災計画」及び「国民保護計画」、また、災害等による被害の防止及び低減を図るための「国土強靱化地域計画」等について、時勢の変化等に応じて適正に見直していきます。
また、これらの計画の実効性を担保するために必要となる国、県、防災関係機関との各種訓練による連携強化や、庁内における種々の訓練機会を通じ、災害や緊急事態発生時に最大限即応できる危機管理体制の確立を図るとともに、災害等による人命・財産の被害防止、最小化のために、国土強靱化地域計画に基づき、ハード・ソフト両面から市域の強靱化を図ります。
- **地域防災力の向上**  防災・減災
自然災害がもたらす被害は、市民生活や地域経済等において、平時とは異なる環境を生じさせるといった認識のもと、住民一人ひとりが災害に備えることを推進するため、防災知識の普及・啓発に努めます。
地域の自主防災組織結成を促進し、地域ごとの避難ルートや避難所の確認等、日頃からの防災活動の支援を行います。
また、地域住民と協働した避難所の円滑な運営を図ります。

● **市民への防災情報の発信**  防災・減災

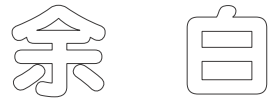
災害が発生する恐れがある場合又は災害発生時には、災害情報共有システムを活用した被害情報の収集や避難情報発令などにより、住民に対して、迅速かつ的確な情報発信に努めます。

また、確実な防災情報伝達のため、戸別受信機の配備を継続するとともに、本市全域における同報系無線システムの 280MHz 統一化による防災行政無線の機能強化や防災情報メール、テレホンガイド等の情報取得方法の周知を行い、市民の早期避難や被害軽減を図ります。

● **大規模災害発生時の対応**  防災・減災

有事の際は、「地域防災計画」又は「国民保護計画」により、「佐世保市災害対策本部」又は「佐世保市国民保護対策本部」を迅速に設置し、被害情報等の収集、人命の救助、市民への避難指示等の伝達、国、県その他の防災関係機関や各種協定締結団体等への支援の要請等を行うなど、市民の生命及び身体の保護を最優先とした必要な対応を行います。

經營編



第5章 行政經營

余 自

行政経営戦略サイクル

行政経営戦略サイクルの考え方

佐世保市では、ヒト・モノ・カネといった限られた行政資源を有効に活用し、最大限の成果を出すために、「行政経営戦略サイクル」を導入し、展開します。

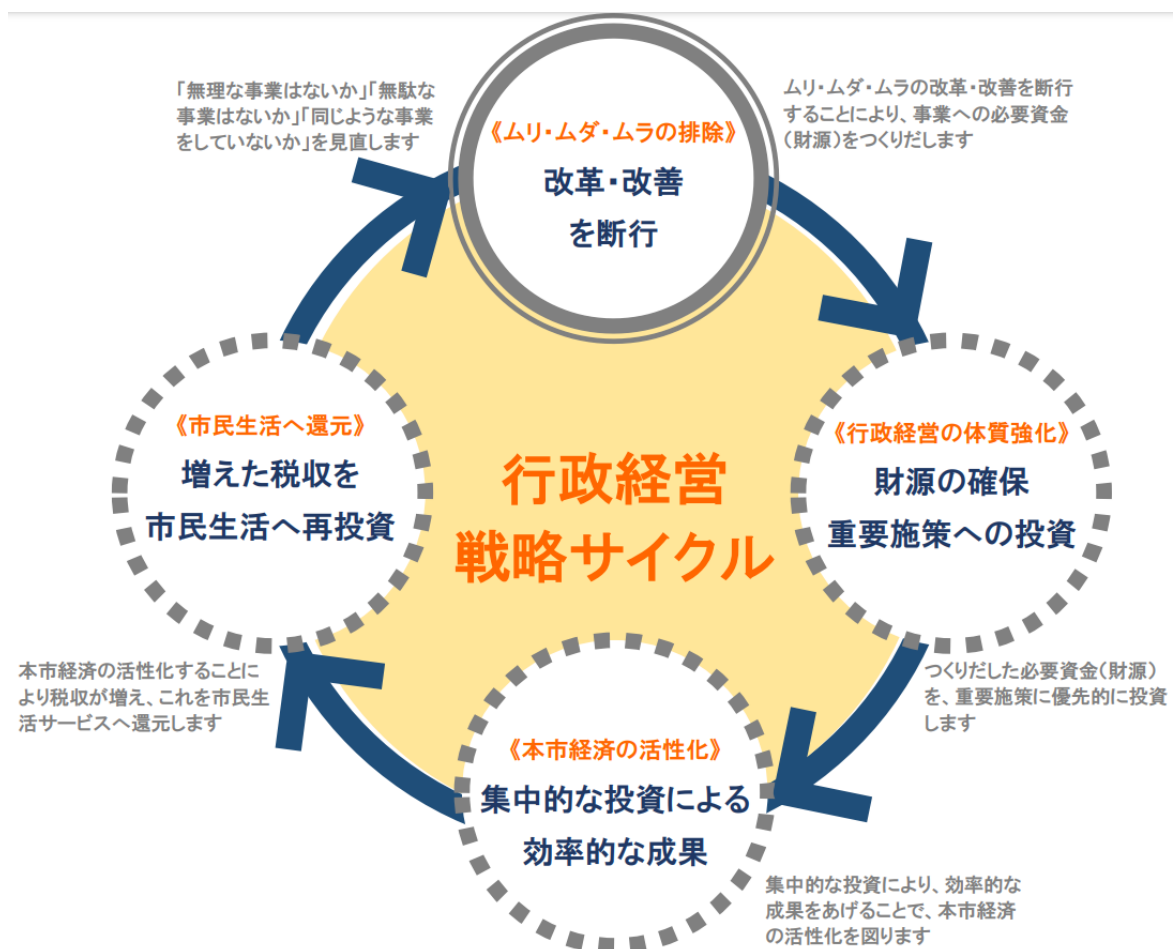
行政経営戦略サイクルが目指すところは、①ムリ・ムダ・ムラの排除、②行政経営の体質強化、③本市経済の活性化の3つです。

具体的には、まず、「無理な事業はないか」「無駄な事業はないか」「同じような事業をしていないか」といった、改革・改善を行います（ムリ・ムダ・ムラの排除）。

この改革・改善により、必要な事業に対する財源を確保することができ、この財源を「重要施策」へ優先的に投資することが可能となります（行政経営の体質強化）。

また、重要施策へ行政資源を集中的に投資することで、分野横断的に行う各重要施策の成果を効率的に出していこうと考えています（本市経済の活性化）。

その結果、増えた税収を、介護や医療保険などの社会保障費や教育・子育て支援等に関する政策へ再投資することにより、市民生活へ還元していきます。



政策名

行政経営

経営1:的確な分析による戦略的な行政経営の推進

経営2:市民の視点に立った行政基盤の整備

経営3:健全で持続可能な財政運営の推進

経営4:効果的で効率的な行政運営の推進

経営5:魅力あふれる持続可能な地域づくり

行政経営の考え方

行政経営は総合計画に掲げる「まちづくり」を達成するため、各政策や組織に対して戦略的に働きかけを行うことにより、行政活動による効用を最大化することを目的としています。

問題点の整理

- 地方分権の進展に伴い、自治体の多様な役割を担う職員には、住民に身近な存在、地域社会における「全体の奉仕者」として、これまで以上に、住民の信頼を得る職務能力、公務員としての倫理観や責任感などが重視されてきています。
また、少子高齢化の進展などにより、限られた人員で最大の効果を発揮することが求められており、職員研修や人事制度による人材育成に加えて、多様な働き方、働き方改革などによる魅力的かつ効率的な職場環境の整備も重要となっています。
- 人口減少社会の到来と少子高齢社会の進行により、収入（税）の増加が難しく、医療や介護等にかかる社会保障費や既存インフラの維持費等の負担が増加することや労働人口の減少によって、労働力不足が拡大し、職員の確保が困難になることが予想されるため、デジタルを最大限に活用した行政運営の変革を進める必要があります。
- 全市的に若者の転出超過が深刻な状況です。特に離島や過疎地域は、人口減少や少子高齢化の影響が著しく、児童生徒数の減少や地域産業の後継者不足が大きな課題となっています。
また、公共交通事業に係る運転士不足・厳しい経営状況により、市民の移動ニーズに対応した運行の維持も困難となってきています。

問題解決の方向性

- 総合計画に掲げる多様性に満ちた共生社会を実現するために、戦略性をもち重点化する事業を選択し、その効果（果実）を市民生活に還元していくという「行政経営戦略サイクル」を推進します。
そのためには、目的と責任の明確化や、客観的な数値による成果の確認により、事業の最適な選択が行われるようにします。その上で、社会の潮流や多様な市民ニーズを的確に把握し、創造的・戦略的な事業展開を企画・実践します。
- 市民と行政との信頼関係を築いていくために、広報・広聴を確実に実施するとともに、行政の基盤とも言える人材育成や働き方改革等を積極的に推進します。
- 安定的な行政サービス提供のため、持続可能な財政運営を推進すると同時に、施設等運営主体の工夫等、限りある行政資源の効用を最大限に発揮できる取組を進めるとともに、デジタル技術等を活用した BPR※の推進やデータの活用等により、職員自らが仕事をしやすい環境をつくり、それにより生産性を高め、市民サービスの向上を目指します。
- 総合的な人口減少対策に向け、若者が幅広く交流し活躍できるコミュニティの創造により、まちの魅力の底上げを図りながら定住を促進します。また、離島や過疎地域を中心に生活環境の維持向上を図り、地域資源を活かしながら魅力あふれる持続可能な地域づくりを推進します。
利便性・持続性・生産性の高い地域公共交通ネットワークの「リ・デザイン（再構築）」を地域の関係者と共創しながら推進します。

西九州させぼ広域都市圏※における中心市としての役割

(連携中枢都市宣言(H30.9.3)要旨)

長崎県佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、佐賀県伊万里市及び有田町の12市町は、従来から住民の暮らしに関わる課題に対して、県境を越えて連携し、互いに力を合わせ取り組んできました。

国内有数の漁獲量を誇る水産業をはじめ、産業の集積を生かした経済の連携強化を図るとともに、近年では、世界遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」や、長崎・佐賀両県に跨る日本遺産である「肥前窯業圏」など、数多くの魅力ある資源の連携を強化してきました。

しかしながら、全国的に少子高齢化が加速する中、本圏域においても人口減少、高齢化は顕著で、2045年には、圏域48万人の人口が34万人に、高齢化率は38.4%になると推計されており、地域経済の縮小と社会保障費などの増大により、行政サービスを持続的に提供できなくなってしまうことが現実的かつ具体的な課題として懸念されています。

このような状況の中、本圏域において中心的役割を担うべき存在である佐世保市は、これまで以上に、進取の精神を持ち、行政区域の枠を超え、社会的、経済的に関係性のある自治体と横の繋がりを築き、医療や交通、産業といった分野において、圏域内の行政サービスや都市機能を効率良く活用しながら、地域の社会・経済のリーダーとして持続的に支え、圏域全体を将来的に成長・発展させていく役割が求められています。

このことを踏まえ、佐世保市は、構成市町の個性を尊重しつつ、圏域全体の都市機能や経済を牽引し、住民の皆様の暮らしを支えると同時に、この圏域の豊かで実りある未来と、一体的共生社会を築くため、本圏域の中心市として力を尽くしていきます。

経営1 的確な分析による戦略的な行政経営の推進

目的

市民第一の視点による行政活動の効用を最大化するため、目的と責任の明確化を図った上で、客観的な数値による成果の確認を行い、事業の最適な選択が行われることを目的としています。

目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
全施策の成果の達成度	88.8%	100%

方向性

- **分野横断的な戦略的プロジェクトの企画立案**
政策の枠組みに捉われない、分野横断的な事業の企画を積極的に検討するとともに、円滑な施策間の調整を通じて、各種プロジェクトを着実に推進します。
- **客観的成果を注視する行政経営**
各施策に設定する指標（KPI）の変化を行政活動の目標に対する成果として明確化し、これら指標を用いて事業組立や事業内容を評価することで、市民への説明責任を果たすとともに、データを活用した EBPM※を推進し、行政活動の効用を増大させる行政経営を実施します。
- **大学等との連携拡充**
大学等と政策課題を積極的に検討すると同時に、大学等が行う 地（知）の拠点※づくりの取組との連携強化を図ります。
- **特定複合観光施設(IR)の誘致推進**
多様な産業と関連し、様々な分野の活性化につながる IR の誘致を目指し、説明会等による気運醸成に取り組むとともに、国からの区域整備計画の認定後は県と一体となって計画に位置付けられた事業を着実に取り組みます。
また、IR 開業に伴う経済波及効果を最大化するための方策や IR 開業後には、市民の利便性を高める方策を部局横断で検討・検証し、取組の具体化を図ります。

経営2 市民の視点に立った行政基盤の整備

目的

職員研修の充実・強化や人事評価制度の効果的な運用による人材育成、広報・広聴の取り組みの充実によって、社会情勢を踏まえ市民ニーズに柔軟に対応しながら市民の視点に立った効果的で効率的な行政基盤の構築を推進します。

目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
仕事にやりがいを感じる 職員の割合	— ※R5年度 75.7%	85.0%
広報させばに対する満足度	98.4%	98.0%

方向性

● 行政運営の担い手となる職員の人材確保と育成

採用方法の見直しにより多様な人材の確保を図るとともに、職員全員が業務に主体的かつ前向きに取り組んでいくために、職員研修の更なる充実と積極的な自己研鑽の推進、人事評価制度をはじめとした人事制度の効果的な運用や働き方改革などの職場環境の整備を図り、改革改善の担い手である職員の能力向上を図ります。

● 広報・広聴の取組の充実

広報については、広報させばを基本にしながら、ホームページや SNS を活用した広報の段階的デジタル化を推進するなど、様々な社会情勢の変化に対応した情報提供・情報発信を行います。

広聴については、市民が市政に声を届けやすい仕組みづくりを更に進めるなど、効果的な広聴を実践します。

経営3 健全で持続可能な財政運営の推進

目的

健全な財政を保ちながら、安定した行政サービスが提供できることを目的としています。

目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
財源調整2基金(減債基金※及び 財政調整基金※)の実質的な残高の 標準財政規模※に対する割合	12.1%	10%程度
市税徴収率	97.7%	98.1%
「公共施設適正配置・保全基本計画」 対象施設の延床面積削減率(累積)	4.53%	5.26%

方向性

● 持続可能な財政構造の確立

地方交付税※が示す行財政規模や他都市との比較、市民負担とサービス水準の調整などにより、時勢に即した適正な行財政規模を見極めつつ、国が示す地方財政対策を注視した財政運営に努めます。

また、地方交付税の法定率引き上げ等により地方財政の自立を進め、財政の自由度を高めるとともに、行政サービスを安定的に提供するための財政基盤の構築に努めます。

● 安定的な税収の確保

税負担の公平化と税収の安定確保を図るため、適正かつ公平な課税を行うとともに、自主納付の啓発と滞納整理の促進により、市税徴収率の向上を目指します。併せて、引き続き口座振替の推進と、二次元コードの活用などキャッシュレス決済による各種納付方法の周知に努め、納期内自主納付を推進します。

また、自主財源調達の拡充、多様化の観点から、主管部局と連携し、ふるさと納税等の更なる推進を図るとともに、今後の財政需要に応じた法定外目的税の導入を検討します。

● 資産の適正管理及び有効活用

資産活用基本方針により、払下げや貸付等、遊休資産の有効活用を進め、公共施設については、「集約化」または「複合化」等による適正な規模への見直し及び計画的な保全による施設の長寿命化を図ります。

経営4 効果的で効率的な行政運営の推進

目的

限られた行政資源を有効に活用し、持続可能な行政運営を行うことを目的としています。

目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
職場における改革・改善 マインドの醸成	60.8%	100%
DX 戦略の達成度	89.7%	100%

方向性

● 行財政改革の推進による持続可能な行政運営

人口減少下や時代の変革期においても市民サービスの質を向上させ、行政サービスを持続的に提供できる自治体を目指し、行革推進プランに基づきスマート自治体への転換を図ります。

なお、行財政改革の推進に際し、BPR*の推進など「業務マネジメント改革」、部局マネジメント力の強化など「組織・人材マネジメント改革」、ファシリティマネジメントの推進など「財務マネジメント改革」の3つの基本方針に基づき取組を進めます。

● 自治体 DX**等の推進

行政サービスや行政のあり方そのものに対する変革の視点を基本としながら、デジタル技術やデータを活用して、利用者である市民の目線に立った行政サービスや業務プロセスの改革、業務の高度化を進め、課題解決や新しい価値の創造を実現します。

また、離島における光ファイバ等の情報通信基盤の整備に向け対応を図ります。

経営5 魅力あふれる持続可能な地域づくり

目的

それぞれの地域の特性を活かしながら、まちの魅力や価値を高め、住み続けたい持続可能な地域づくりを推進することを目的としています。

目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
市内離島・過疎地域の人口	24,470人	22,941人
行政を介した移住者数	201人	230人
市内公共交通に関する計画 路線の達成率	93.3%	96.6%

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 地域全体の発展並びに自らの暮らしをより良くするため、市民一人ひとりが知恵を絞り、主体的に地域活動に参加し、地域が一体となって、持続可能な地域づくりに取り組むことが求められます。
- 地域公共交通の維持のため、公共交通機関の積極的な利用が求められます。

方向性

● 地域特性を活かした魅力ある地域の創出

離島や過疎地域を中心に、関係法で定められた条件不利地域の産業基盤や生活環境の維持向上を図る事業に継続して取り組み、生活核の機能維持・発展を促進します。また、地域おこし協力隊等新たな人材投入や地域住民・団体の自主的なまちづくり活動への支援などを通じて、地域の課題に対する当事者意識や自分のまちをより良くしようという機運を醸成し、地域コミュニティを主役とした地域づくりを推進します。

特に少子化・高齢化率が高く、まちの活力が低下している有人国境離島「宇久島（寺島含む）」においては、島内生活の維持向上を図るために、地域住民と行政が一体となって、持続可能な地域づくりに計画的に取り組めます。

● 移住希望者への情報発信や支援の充実と若者コミュニティ創造による定住推進

「西九州させば移住サポート・交流プラザ（仮称）」長崎県や西九州させば広域都市圏[※]等と連携して、本市の移住環境や支援制度などの情報発信、移住相談窓口案内や支援、移住後のフォローアップなどの取組により、本市のみならず広域都市圏における移住・定住を推進します。

また、若者コミュニティの創造・交流及び情報発信を行い、若者の転出抑制と転入（主にUターン）促進を図り、若者を中心とした定住を推進します。

● **地域公共交通の維持・改善**  コンパクト+ネットワーク

地域の関係者等との「共創」の理念に基づく「地域公共交通計画」を策定し、様々な輸送モードの連携による柔軟で持続可能な公共交通ネットワークの確立を目指します。

また、利用者の増加につながる利便性向上のための取組を計画的に進めることで、公共交通の維持を図るとともに、DX※、GX※等、新技術の導入や新たな仕組みづくりにより交通不便地区の解消を目指します。

民間の役割

- させば移住応援隊（地域おこし協力隊経験者、包括連携協定締結事業者の職員など）は、本市の魅力を発信するほか、移住相談会等での応援、本市の移住の取り組みに対しての助言及び情報提供を行うことが望まれます。
- 公共交通事業者においては、MaaS※の活用や共同経営など様々な方策により利便性、効率性の向上を図るとともに、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成のため、他分野と連携した取組が求められます。
- 交通不便地区対策に取り組む地域においては、地域、事業者、行政の一体的な取組において、利用促進活動や地域のニーズ・課題を整理しながら、地域交通の維持・改善に努めることが必要です。

第6章 総合計画の推進 にあたって

本計画は、将来を見通しつつ、時代の変化や課題に的確に対応していくための「進化し続けるまちづくりの総合的な指針」です。

計画の立案（Plan）は、はじめの一歩であり、さらに、その目標達成のために政策・施策等の着実な実施（Do）はもとより、成果に基づく客観的な点検評価（Check）を行い、その結果を踏まえ、必要な改善・見直し（Action）を図ることにより、本計画を推進していく必要があります。

問題解決の方向性

総合計画の推進にあたっては、計画（Plan）、実施（Do）、点検評価（Check）、改善・見直し（Action）というサイクルを継続的に回して行くことが基本です。そのためには、総合計画におけるPDCAの各段階で、それぞれの担うべき役割を意識しておくことが重要です。

Plan

● 計画(Plan)段階での求められる姿勢・担うべき役割

総合計画の策定・立案にあたっては、議会、審議会、パブリックコメント等を通じ、まちづくりの目標や指標等を共有します。

Do

● 実施(Do)段階での求められる姿勢・担うべき役割

社会経済の動向、各種ニーズ、財政状況など、課題と方向性を見極めた上で、効果的かつ効果的な政策・施策等を展開します。

Check

● 点検評価(Check)段階での求められる姿勢・担うべき役割

目標達成の状況を客観的に点検評価し、その結果を踏まえ対応等を検討します。

Action

● 改善・見直し(Action)段階での求められる姿勢・担うべき役割

目標達成の状況等を踏まえて、それぞれ必要な改善・見直し（政策・施策及び事務事業等の改善等）を行います。

総合計画のマネジメント サイクル図



附属資料

附属資料目次

1. 佐世保市総合計画条例

佐世保市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、佐世保市総合計画(以下「総合計画」という。)の構成並びに佐世保市基本構想(以下「基本構想」という。)及び基本構想を実現するための基本的な事項を定める計画(以下「基本計画」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の構成並びに基本構想の内容及び基本構想に即した事務の処理並びに基本計画の内容)

第2条 総合計画は、基本構想及び基本計画により構成するものとする。

2 基本構想は、概ね10年程度の期間を展望し、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため市政の理念並びに本市の将来像及び基本目標をその内容として策定するものとし、本市は、事務を処理するに当たっては、これに即して行うようにするものとする。

3 基本計画は、基本構想に基づき実施すべき政策及び施策並びに事業、これらの方向性その他の必要な事項を示す内容として市長が定めるものとする。

(基本構想及び基本計画の策定の方針)

第3条 基本構想及び基本計画は、総合的見地から策定されなければならない。

2 基本構想及び基本計画は、その時々地域の实情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定されなければならない。

3 前2項の規定は、基本構想及び基本計画の変更について、準用する。

(佐世保市総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、次条の規定による議会の議決を経るため基本構想の案を議案として提出しようとするときは、あらかじめ、佐世保市総合計画審議会条例(昭和45年条例第4号)第1条に規定する佐世保市総合計画審議会に諮問するものとする。

(基本構想の策定に係る議会の議決)

第5条 基本構想は、議会の議決を経て策定するものとする。基本構想を変更しようとするときも、同様とする。

(基本構想の公表)

第6条 市長は、基本構想が策定されたときは、速やかにこれを公表するものとする。基本構想が変更されたときも、同様とする。

2 前項の規定は、基本計画の策定及び変更について、準用する。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

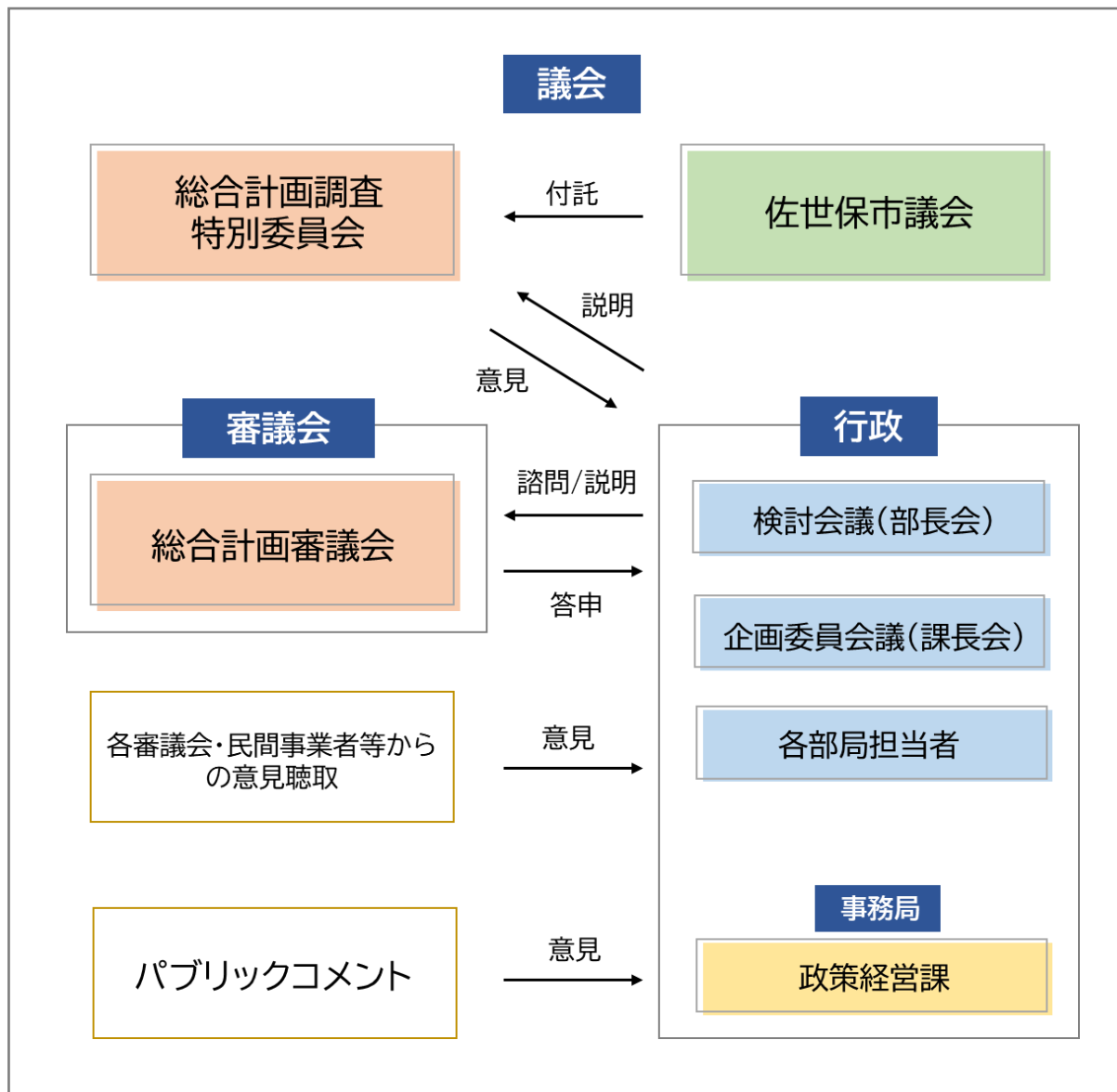
2 この条例は、この条例の施行の日以後に策定する基本構想及び基本計画について適用し、同日前に策定した基本構想及び基本計画については、なお従前の例による。

2. 策定経過

年月日	主な策定経過
令和4年	SASEBO 未来デザイン会議
7月 9日	◆チーム夢
7月23日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆チーム希望
8月 6日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆チーム夢
8月20日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆チーム希望
9月 3日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆イベント・グルメ
9月17日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆アーケード ◆観光・情報発信
10月 1日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆交流 ◆生活・環境
10月15日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆イベント・グルメ
10月29日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆アーケード ◆観光・情報発信
11月12日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆交流 ◆生活・環境
11月26日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆イベント・グルメ ◆アーケード ◆観光・情報発信
12月10日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆交流 ◆生活環境
令和5年	SASEBO 未来デザイン会議
1月 日	◆メンバー意見のとりまとめ
2月 日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆提言書（案）の中間報告
3月18日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆提言書完成
4月17日	部長会

年月日	主な策定経過
	◆後期基本計画とデジタル田園都市構想総合戦略
5月23日	企画委員会議 ◆後期基本計画の策定について
7月18日	部長会 ◆後期基本計画について
7月21日	総合計画審議会 ◆後期基本計画について
8月17日	総合計画調査特別委員会
18日	◆後期基本計画（中間素案）について
21日	
9月27日	総合計画審議会 ◆後期基本計画（中間素案）について
10月19日	総合計画調査特別委員会
20日	◆後期基本計画（中間素案）について
23日	
11月24日	総合計画調査特別委員会 ◆後期基本計画（中間素案）について
11月28日	総合計画審議会 ◆後期基本計画（中間素案）について
12月4日	総合計画審議会 ◆答申（第7次佐世保市総合計画後期基本計画の策定について）
12月18日	総合計画調査特別委員会 ◆後期基本計画（案）について

3. 策定体制



4. 佐世保市議会総合計画調査特別委員会

委員名簿 令和4年5月31日～

◎委員長 ○副委員長

◎	山下	廣大
○	大村	哲史
	本田	博之
	諸國	麻椰
	古賀	豪紀
	鶴	大地
	松尾	俊哉
	小田	徳顕
	佐藤	文子
	永田	秀人
	田中	稔

5. 佐世保市総合計画審議会

佐世保市総合計画審議会条例

令和5年10月5日現在

- (設置及び目的)
- 第1条 この条例は、本市の基本構想の設定及び総合的かつ計画的行政の推進に係る重要事項について、市長の諮問に応じて審議調査するため、佐世保市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。
- (任務)
- 第2条 審議会の任務は、次のとおりとする。
- (1) 基本構想の策定及び変更に関すること。
 - (2) その他市長が特に指示する事項
- (委員)
- 第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 関係行政機関の職員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) その他市長が認める者
- 2 前項第1号の委員に事故があるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。
- (委員の任期)
- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であつてもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
- (会長及び副会長)
- 第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
 - 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき若しくは欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第6条の2 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。
- 第7条 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- (部会)
- 第8条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織し、部会長は部会に属する委員の互選による。
 - 3 部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
 - 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。
 - 5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。
- (専門調査委員)
- 第9条 審議会に専門的事項について調査させるため、専門調査委員を置くことができる。
- 2 専門調査委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他適当と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する。
- (幹事)
- 第10条 審議会に幹事若干人を置き、本市の職員のうちから市長が任命する。
- 2 幹事は、審議会の審議をたすける。
- (庶務)
- 第11条 審議会の庶務は、企画部において行う。
- (委任)
- 第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 附 則
- この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

～ 以下の改正附則（略）～

佐世保市総合計画審議会 委員名簿

任期：令和5年2月19日～令和7年2月18日

◎会長 ○副会長 継承略、順不同

委員氏名	所属・役職名
◎ 西岡 誠治	長崎県立大学 教授（公共政策学科）
○ 飯田 満治	（公財）佐世保観光コンベンション協会 顧問
池田 真秀	佐世保商工会議所 副会頭
折原 浩一	ながさき西海農業協同組合 常務理事
前川 雄紀	十八親和銀行佐世保本部 主任調査役
樋渡 尚子	佐世保市子ども・子育て会議 副会長 [佐世保市民生委員自動委員協議会連合会 主任児童委員部会副会長]
藤川 浩司	佐世保市PTA連合会 前副会長
川原 ゆかり	長崎短期大学 副学長（保育学科・教授）
宮地 晃輔	佐世保市都市計画審議会会長 [長崎県立大学 教授（経営学科）]
深堀 寛治	佐世保市社会福祉協議会 会長
脇野 幸太郎	佐世保市保健福祉審議会 会長 [長崎国際大学 教授（社会福祉学科）]
藤井 正寛	佐世保地区防災協議会 会長
永瀬 徳豊	長崎新聞社佐世保支社 支社長
鈴木 裕子	長崎県弁護士会（佐世保支部） [横田雄介法律事務所]
横山 均	長崎県立大学 教授（実践経済学科）
馬郡 啓	長崎県DXアドバイザー（㈱マゴオリ）
村山 弘司	長崎県県北振興局 局長

任期：令和3年8月10日～令和5年8月9日

委員氏名	所属・役職名
溝口 悦雄	佐世保市水産振興協議会 （相浦漁業組合 代表理事組合長）
船山 和恵	市民公募

任期：令和5年8月10日～令和7年8月9日

委員氏名	所属・役職名
溝口 悦雄	佐世保市水産振興協議会 （相浦漁業組合 代表理事組合長）
西信 好真	市民公募
山崎 千鶴	市民公募

第7次佐世保市総合計画後期基本計画の策定について（諮問・答申）

5 政 第 2 2 6 号
令和5年7月21日

佐世保市総合計画審議会
会長 西岡 誠治 様

佐世保市長 宮 島 大 典

第7次佐世保市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

佐世保市総合計画審議会条例第2条の規定により、第7次佐世保市総合計画後期基本計画の策定について、貴総合計画審議会の意見を求めます。

以 上
(政策経営課)

6. SASEBO 未来デザイン会議

「SASEBO 未来デザイン会議」は、佐世保市にゆかりのある若者が集まり、「まち」の未来について語り合い、「まち」に関わる「やってみたいこと」や「私たちにできること」を具体的に考える場を通じて、いまの「させぼ」を知り、これからの「SASEBO」を考える、未来のためのプロジェクト会議として令和4年度に開催しました。

メンバーには、高校生から社会人まで、市内だけでなく県外在住の本市出身者や県外から移住された方など、バラエティに富んだ方々58名に集まっていたいただき、コーディネーターによる進行のもと、させぼの未来についてメンバーの皆さんで語り合い、今後のまちづくりに関するアイデアや企画を考え、本市への提言書を取りまとめたいただきました。



7. 庁内の検討体制

佐世保市総合計画検討会議（部長会）委員名簿

令和5年10月5日現在

市長	宮島 大典	土木部長	田島 克巳
市長	朝長 則男 ◆令和5年4月29日付で 退任	港湾部長	大塚 健
副市長	山口 智久 ◆令和5年8月1日付で 退任	市民生活部長	中西 あけみ
副市長	田中 英隆	保健福祉部長	辻 英樹
副市長	西本 眞也	保健所長	井上 文夫
議会事務局長	池田 真二	子ども未来部長	岡 雄一
基地政策局長	北村 敬男	環境部長	吉田 敏之
行財政改革推進局長	吉田 裕一郎	会計管理室理事	中嶋 康子
企業立地推進局長	川口 康博	選挙管理委員会事務局長	三浦 正史
防災危機管理局長	山元 義崇	監査事務局理事	宮崎 謙一郎
契約監理室長	森田 知之	農業委員会事務局長	有富 暢一
企画部長	杉本 和孝	消防局長	坊上 選
総務部長	田所 和行	水道局長	中島 勝利
財務部長	東 隆一郎	水道局経営管理部長	湯村 哲美
観光商工部長	長嶋 大樹	水道局事業部長	坂本 直之
農林水産部長	高増 剛	教育長	陣内 康昭
都市整備部長	溝口 勝利	教育総務部長	大藤 和浩
		学校教育部長	栗林 俊明

佐世保市総合計画企画委員会議（課長会）名簿

令和5年10月5日現在

議会運営課長	細井 章子	みなと振興・整備課長	高島 秀喜
基地政策局次長	吉本 泉	コミュニティ・協働推進課長	合満 篤
行財政改革推進局主幹	岩崎 祐一	保健福祉政策課長	金泉 雄三
企業立地推進局次長	伏原 朋宏	子ども政策課長	八木 正直
防災危機管理局次長	永吉 博	環境政策課長	吉住 和倫
契約課長	森田 知之	会計管理室副理事	塚田 健一
政策経営課長	前川 直也	選挙管理委員会事務局長	三浦 正史
総務課長	宮嶋 孝也	監査事務局主幹	戸浦 恵津子
財政課長	坂口 篤史	農業委員会事務局長	有富 暢一
商工労働課長	金子 泰雄	消防局総務課長	谷岡 明代
農政課長	岩永 七菜	水道局総務課長	柄本 泰久
都市政策課長	森山 良一	教育委員会総務課長	溝口 裕二
土木政策課長	中尾 健一		

佐世保市総合計画 事務局名簿

令和5年10月5日現在

政策経営課長	前川 直也	政策経営課主任主事	小森 眞
政策経営課長補佐	末永 信介	政策経営課主任主事	富永 愛美
政策経営課主査	嘉福 洋平	政策経営課主事	松本 桜子

8. 主な分野別計画等の一覧表

《 ひと 》 育み、学び、認め合う『人財』育成都市

主な計画等名称	計画期間	概要
第2期新さぼっ子未来プラン (次世代育成支援佐世保市行動計画) (佐世保市子ども・子育て支援事業計画)	令和2年度～ 令和6年度	子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画。
佐世保市 教育振興基本計画	令和6年度～ 令和9年度	第7次佐世保市総合計画における教育分野の活動計画であり、教育委員会が所管するもの以外の分野別計画との整合性を保ちながら事業の推進を図ることを目的として策定したもの。 令和5年度に第4期として策定。

《 しごと 》 活力あふれる国際都市

主な計画等名称	計画期間	概要
佐世保競輪経営方針	令和2年度～ 令和6年度	車券売上と競輪事業収益を確保し、競輪事業から一般会計へ安定的かつ持続的に繰り出すため、5年間の経営方針を定めたもの。

《 まち 》 西九州を牽引する創造都市

主な計画等名称	計画期間	概要
佐世保市都市計画マスタープラン	令和2年度～ おおむね10年間	都市計画を効果的、効率的に進めるため、長期的な視点にたち、市全体の将来像とその将来像の実現に向けた土地利用、道路、公園などの都市計画に関する基本的な方針を示すもの。
佐世保市立地適正化計画	令和5年度～ おおむね5年間	中長期的な視点にたって都市全体の構造を見直し、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むためのマスタープラン。
佐世保市景観計画	平成22年度～	佐世保らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針及び景観形成基準等をまとめた計画。
佐世保市営住宅長寿命化計画	平成30年度～ 令和9年度	市営住宅の供給のあり方（維持管理・建替・用途廃止等）を適切にマネジメントするための計画。
佐世保市緑の基本計画	令和4年度～ 令和23年度	緑豊かな都市づくりの長期ビジョンとその実現に向けた施策の取組を体系的に示した計画。
佐世保市水道ビジョン2020	令和2年度～ 令和11年度	本市水道事業の将来像や在り方、今後の方向性を示した、本市水道事業のマスタープランとなる計画。
佐世保市下水道ビジョン2020	令和2年度～ 令和11年度	本市下水道事業の将来像や在り方、今後の方向性を示した、本市下水道事業のマスタープランとなる計画。
道路施設補修計画	平成20年度～ 令和11年度	道路施設（橋梁、トンネル等）の計画的な維持管理の方針を定め、道路施設の安全性の確保と機能保全に努めるとともに維持管理予算の平準化を図るための計画。
河川施設長寿命化計画	令和元年度～ 令和50年度	河川施設（暗渠、樋門等、ポンプ設備）の計画的な維持管理の方針を定め、河川施設の安全性の確保と機能保全に努めるとともに維持管理予算の平準化を図るための計画。

急傾斜施設長寿命化計画	令和元年度～ 令和 50 年度	急傾斜施設の計画的な維持管理の方針を定め、急傾斜施設の安全性の確保と機能保全に努めるとともに維持管理予算の平準化を図るための計画。
佐世保市環境基本計画	平成 30 年度 ～令和 9 年度	本市の環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定した計画。「地球温暖化対策推進法」に基づく、温室効果ガス排出削減に向けた目標や方針を定めた佐世保市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）や「環境教育等促進法」に基づく、環境教育・環境学習の枠組みを定めた佐世保市環境教育等推進行動計画を含んで策定。
ごみ処理基本計画	令和 4 年度～ 令和 13 年度	「廃棄物処理法」に基づき、ごみ減量化や総合的なごみ処理方針を定めた計画。
生活排水処理基本計画	令和 2 年度～ 令和 6 年度	「廃棄物処理法」に基づき、生活排水の処理について定めた計画。
佐世保港港湾計画	平成 14 年度 ～	利便性や安全性さらには快適性に優れた港湾空間の構築を目指し、総合的な港湾の整備を推進するために策定された計画。
基地政策方針	令和 3 年度～	「基地との共存共生」を推進するとともに、基地政策に係る方向性を明確にし、取組を着実に進めていくための計画。

《 暮らし 》 地域が社会を築く安心都市

主な計画等名称	計画期間	概要
第 3 期佐世保市地域コミュニティ推進計画	令和 5 年度～ 令和 9 年度	町内会の活性化や地区自治協議会の運営・活動の充実など、地域コミュニティの活性化に向けた各施策を総合的かつ計画的に推進するための地域コミュニティ活性化推進条例に基づき策定した計画。
佐世保市備蓄計画	平成 28 年度 ～	大規模災害に備え備蓄体制の強化を図り、更なる市民生活の安定を確保するため、長崎県が策定した基本方針並びに佐世保市地域防災計画に基づき、備蓄品目や備蓄数量等を計画的に整備、購入するために策定した計画。
佐世保市交通安全施策実施方針	令和 4 年度～	「交通安全対策基本法」により県が策定する交通安全計画に基づき、本市の交通安全に関する必要な施策の推進を図ることを目的に策定。
佐世保市人権教育・啓発基本計画 (改訂版)	平成 27 年度 ～	市民一人ひとりが人権の大切さを認識し、日常生活の様々な場面で実践に結び付けるため人権教育及び啓発を推進するために策定した計画。
第 3 次佐世保市男女共同参画計画	令和 5 年度～ 令和 9 年度	男女が個性や能力を発揮し、自らの意志と行動であらゆる分野に対等に参画する男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するために策定した計画。
第 3 次けんこうシップさせぼ 21	令和 6 年度～ 令和 17 年度	市民の生涯にわたる健康づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的に策定。
第 2 次佐世保市歯・口腔の健康づくり 推進計画	令和 6 年度～ 令和 17 年度	市民の歯科疾患の予防に取り組み、家庭、地域、学校、職場、医療機関、行政が一体となり健康増進に寄与することを目的に策定。
第 4 次佐世保市食育推進計画	令和 4 年度～	さまざまな関係機関や団体と連携し、また食育の担

	令和 8 年度	い手の育成や活躍の場の提供を図りながら市民が生き生きと豊かに暮らすための食育を推進することを目的に策定。
佐世保市感染症予防計画	令和 6 年度～	新たな感染症の発生やまん延に備えるため、感染症対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定。
佐世保市老人福祉計画・ 第 9 期佐世保市介護保険事業計画	令和 6 年度～ 令和 8 年度	「高齢者支援に関する基本的な考え方」を明確にし、いかに高齢者支援体制の確保及び整備を図っていくのか、それらの実現に向け、取り組むべき施策について明確にするための計画。
佐世保市障がい者プラン	平成 30 年度 ～令和 8 年度	本市の障がい者に関する計画的かつ総合的に推進するための指針となる計画。
佐世保市第 7 期障がい福祉計画・ 佐世保市第 3 期障がい児福祉計画	令和 6 年度～ 令和 8 年度	「佐世保市障がい者プラン」をもとに、障がい福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示した計画。
佐世保市国民健康保険保健事業 実施計画	平成 30 年度 ～令和 5 年度	健康・医療情報を活用し、生活習慣病を起因とする被保険者の疾病の予防・健康増進を図り、効果的かつ効率的に保健事業を実施するための計画。
佐世保市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	令和 6 年度～ 令和 10 年度	地域福祉を推進するための基本理念や推進体制、地域住民等の主体的活動の活性化等を目的とした具体的な取組を示した計画。
佐世保市文化振興基本計画	令和 2 年度～ 令和 9 年度	佐世保市における文化振興のための基本計画。計画達成のための成果指標がある。
佐世保市スポーツ推進計画	令和 5 年度～ 令和 10 年度	市民の健康づくりやまちのにぎわいづくりなどの視点も含め、本市のスポーツ施策の方向性を明確にし、関係団体と目標の共有を図ると共に、必要に応じ、スポーツ以外の分野の取組との連動や、民間等との連携により、相乗的な効果を発揮するための計画。
佐世保市地域防災計画	昭和 38 年度 ～	風水害、地震、原子力災害等の各種災害における災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧に関する事項別の方針等を定めた計画。
佐世保市国民保護計画	平成 18 年度 ～	国民保護法に基づき、万が一、外国からの武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を迅速かつ的確に行い、国民の生命、身体及び財産を保護するための計画。
佐世保市国土強靱化地域計画	令和 2 年度～	大規模な自然災害等が発生した場合に致命的なダメージを回避し、仮に被害を受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができる取組の方向性を示した計画。
佐世保市業務継続計画・受援計画	令和 3 年度～	大規模な自然災害等が発生した場合においても最低限の行政サービスを維持しながら迅速に災害応急対策を開始するとともに、応援団体の協力を得ながら早期に行政機能の復旧を図るための計画。

《 行政経営 》

主な計画等名称	計画期間	概要
佐世保市 DX 戦略	令和 4 年度～ 令和 9 年度	本市における DX の方向性や方針を明確化し、取組を加速させるために策定した戦略。
佐世保市公共施設適正配置・ 保全基本計画	平成 29 年度 ～令和 18 年 度	次世代へ過大な負担を残さないことで、市民が継続して必要とされる行政サービスを楽しむことができるようにするという考えのもと、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準を図り、時代に即した行政サービスを実現するため、今後の公共施設等のあり方についての方針を示すもの。
第 7 次佐世保市行財政改革推進計画 (行革推進プラン)	令和 4 年度～ 令和 9 年度	人口減少や少子高齢化、急速なデジタル化など、取り巻く環境の変化や今後も厳しい財政状況が見込まれる中、財政の健全性を保ちつつ、顕在化する新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応していくための方向性や取組を示した計画。
過疎地域持続的発展計画	令和 3 年度～ 令和 7 年度	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、佐世保市内の過疎地域（吉井・世知原・宇久・小佐々・江迎・鹿町）の振興を図るための計画。
佐世保市地域公共交通網形成計画	平成 27 年度～ 令和 6 年度	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、本市の持続可能な公共交通網の形成に向けた基本的な指針となるもの。
佐世保市地域公共交通再編実施計画	平成 30 年度～ 令和 3 年度	将来にわたって公共交通サービスを維持していくことを目的としたバスの運行体制一体化やバス路線再編に合わせた利便性向上策などの取組をまとめた計画。
佐世保市地域公共交通持続化実施計画	令和 4 年度～ 令和 6 年度	公共交通サービスを維持するため、バス事業の更なる効率化を図り、市内全域において持続可能なバス運行の維持を実現することを目的とした計画。

9. 社会指標・KPI の解説

社会指標・KPI	解説
指標名 ■ = 社会指標 ■ = KPI	① 指標の意味（どのような社会状態を確認できるか）
	② 目標値とした理由（何を指すのか）
	③ 指標算出の数式
	④ 比較可能な参考値（他都市との比較）
子ども未来政策	
■ 合計特殊出生率	① 子育て支援が充実することにより、子どもを持つと考える市民が増加し、女性が出産する子どもの数が上昇することが確認できる
	② 人口減少を和らげるため、現状値以上を目指す
	③ 15 から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した値
	④ 長崎県：1.67 / 全国：1.30（R3 年度）
■ 子ども女性比	① 子育て支援が充実することにより、子どもを持つと考える市民が増加し、女性に対する子どもの比率が上昇することが確認できる
	② 人口減少を和らげるため、現状値以上を目指す
	③ 0 から 4 歳人口（男女計）を 15 から 49 歳女性人口で除した値
	④ 長崎県：0.20916 / 全国：0.18089（R3 年度）
施策 1 ■ 乳幼児健康診査受診率	① 母子の実態把握をし、支援に繋げる乳幼児健康診査の受診状況から、子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減の状況を確認できる
	② 全国の平均過去 3 年間の平均値を目指す
	③ 乳幼児健康診査受診者数 / 乳幼児健康診査対象者数
	④ 長崎県：96.6 / 全国：95.6（R3 年度）
施策 2 ■ 地域子ども・子育て支援事業の平均利用回数	① 子どもと保護者が身近な施設でどれだけ子育ての支援を受けているのか確認できる
	② 施設でのサービス等を概ね週 1 回利用することを目指す
	③ $\{(地域子育て支援センター) + (認定こども園(子育て支援事業)) + (ファミリーサポートセンター)の延べ利用人数\} / 就学前在宅児童数(5月1日時点)$
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 3 ■ 保育所待機児童数（10月1日現在）	① 保育を必要とする子どもが、どれだけ保育所等に入所できないか確認できる
	② 保育所等の待機児童が発生しないことを目指す
	③ 各年 10 月 1 日時点の待機児童の数
	④ 長崎県：0 人（R4.4.1 時点）
施策 4 ■ 乳幼児福祉医療費受給資格の認定率	① 乳幼児福祉医療費の認定申請がされることで、子どもが適切に医療を受けられる環境にあること及び受給を通じて子育て家庭に対する経済的支援が広く行き届いていることを確認できる
	② 対象世帯の全ての認定を目指す
	③ 乳幼児福祉医療費受給資格認定者数 / 乳幼児の人口（生活保護世帯の乳幼児を除く。）
	④ 比較可能な参考指標なし
教育政策	
■ 市民 1 人あたりの生涯学習に関わった回	① 生涯を通じ、あらゆる場所で学び続けている人が増えていることが確認できる
	② より多くの人々が学び続ける社会を目指す

社会指標・KPI	解 説
数	③ 生涯学習事業への参加、生涯学習拠点施設の利用者数／本市人口 ※ 生涯学習拠点施設については図書館の利用者数を除く ④ 比較可能な参考指標なし
施策 1 ■ 全国学習状況調査児童生徒質問紙結果（学習意欲）	① 「学ぶことが好きですか」との問いに対する肯定値を測ることで、学習に対する意欲を確認できる ② 本計画最終年度に 70.0%をめざす ③ 全国学習状況調査児童生徒質問紙調査において「学ぶことが好きですか」の問いに対する肯定的回答の割合（小学 6 年生、中学 3 年生において実施） ④ 長崎県：61.1%／全国：60.4%（R4 年度）
施策 1 ■ 全国体力・運動能力調査結果・運動習慣調査（運動好き）	① 「運動やスポーツをすることが好きですか」との問いに対する肯定値を測ることで、運動やスポーツが好きな児童・生徒の状況を確認できる ② 90.0%を目指す ③ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査において「運動やスポーツは好きですか」の問いに「好き」「やや好き」と応えた児童生徒の割合（小学 6 年生、中学 3 年生において実施） ④ 長崎県：86.4%／全国：86.1%（R4 年度）
施策 1 ■ 全国学習状況調査児童生徒質問紙結果（自己肯定感）	① 「自分にはよいところがあると思いますか」との問いに対する肯定値を測ることで、自己肯定感を確認できる ② 本計画最終年度に 90.0%をめざす ③ 全国学習状況調査児童生徒質問紙調査において「自分にはよいところがあると思いますか」の問いに対する肯定的回答の割合（小学 6 年生、中学 3 年生において実施） ④ 長崎県：81.0%／全国：78.9%（R4 年度）
施策 2 ■ 地域学校協働活動等に携わった大人の人数	① 学校・地域・家庭が一体となって、子どもの育成に関わっていることが確認できる ② 減少を抑制し、現状の参加者数の維持を目指す ③ 市内の地域学校協働活動等に携わった大人の総人数及び家庭教育推進事業に参加した大人の人数 ④ 比較可能な参考指標なし
施策 2 ■ 健全育成事業への参加者数	① 参加者数の増加により、青少年の健全育成環境が向上していることを確認できる ② 減少を抑制し、現状の参加者数の維持を目指す ③ 青少年健全育成会への補助金を活用した事業に参加した人数＋徳育推進標語コンクール応募数＋徳育推進フォーラムへの参加者数＋補導に従事した補導委員の延べ人数 ④ 比較可能な参考指標なし
施策 3 ■ 生涯学習事業への参加者数	① 多くの市民が生きがいをもって、地域のつながりや豊かな郷土を維持・発展させていることが確認できる ② 参加者数向上を目指す ③ 「生涯学習推進事業」＋「生涯学習支援事業」＋「英語シャワー事業」＋「文化財の調査・保護・活用事業」＋「世界遺産保存整備事業」＋「福井洞穴整備・発掘事業」＋「針尾送信所保存整備事業」＋「文化財展示施設等管理運営事業」に係る参加者等 ④ 比較可能な参考指標なし
施策 3 ■ 生涯学習拠点施設の	① 生涯学習が行われる環境の充実度が確認できる ② 利用者数向上を目指す

社会指標・KPI	解 説
利用者数	③ 地区コミセン利用者数+少年科学館利用者数+総合教育センター利用者数 ④ 比較可能な参考指標なし
経済政策	
■ 市内総生産 (第2次・第3次)	① 第2次、第3次産業全体の活力を確認できる ② 第2次、第3次産業の総生産の維持を目指す ③ 長崎県の市町民経済計算における本市の第2次・第3次産業総生産 ④ 1,451,687 百万円 (R2 年度：中核市の平均値) ※ 統計データを公表している都市を対象に算出
施策 1 ■ 観光消費額	① 本市域外からの需要の取り込み効果を確認できる ② コロナ禍で傷ついた観光消費をコロナ以前へと戻し、維持する。 ③ 1人当たりの消費額×観光客数 ④ 95,699 百万円 (平成 30 年度：コロナ以前の消費額へ戻し、維持する)
施策 1 ■ 観光消費額 (1人あたりの平均金額)	① 1人当たりの本市域外からの需要の取り込み効果を確認できる ② 現状の消費額から+1万円を目指す ③ 1人当たりの消費額 ④ 34,048 円 (R3 年度：全観光圏の平均値)
施策 2 ■ 利益を上げた企業の割合	① 地域経済が円滑に循環していることが確認できる ② 本計画最終年度に 50%の達成を目指す ③ 法人市民税法人税割納税企業数/法人市民税納税企業数×100% ④ 比較可能な参考値なし
施策 3 ■ 立地企業の新規雇用計画人数 (平成 18 年度からの累計)	① 本市への企業誘致が進んでいることを確認できる ② 佐世保相浦工業団地や設計・開発を含むオフィス系企業の誘致に加え、市内企業の増移設等を上乘せし、R9 年度に 4,426 人を目指す ③ H18 以降に立地した企業の新規雇用計画人数の累計 ④ 長崎県：2,500 人 (R3~R7 年度)
施策 4 ■ ふるさと納税制度による寄附額	① 本市特産品 (返礼品) の認知度及び販売額の向上を確認できる ② 過去最高額を超える 30 億円を目指す ③ ふるさと納税寄附額の実績額 ④ 5.4 億円 (R4 年度：全国 1,786 実施団体の平均値)
施策 5 ■ 競輪事業の事業収益額	① 競輪事業の成果を確認できる ② 毎年 220 億円以上の車券売上を確保し、10 億円の収益を目指す ③ 車券売上見込み額-開催に必要な経費+競輪開催以外の収益額 ④ 814,372 千円 (R3 年度：全国 43 競輪場の平均値)
農林水産政策	
■ 市内総生産 (第1次)	① 第1次産業全体の活力を確認できる ② R2 年度時点の第1次産業総生産の維持を目指す ③ 長崎県の市町民経済計算における本市の第1次産業総生産 ④ 7,188 百万円 (R2 年度：中核市の平均値) ※ 統計データを公表している都市を対象に算出
施策 1 ■ 新規就農者数	① 農業の持続可能性を確認できる ② 過去 5 年間の平均人数を毎年確保することを目指す ③ 新たに就農 (雇用就農は除く) した人数 (当該年度) ④ 比較可能な参考指標なし
施策 1 ■ 認定農業者1人あたり	① 農業の生産性が向上していることが確認できる ② 農業就業人口の減少率 (2017→2025) 11.5%と同等の増加を目指す

社会指標・KPI	解 説
の生産額	③ 認定農業者等の生産額（作目毎の（生産面積等×基準単収）の合計／認定農業者数 ④ 比較可能な参考指標なし
施策 1 ■農山村の持つ地域資源の維持・継承面積	① 当該地の面積により、地域資源が適切に維持・継承されていることを確認できる ② 減少を抑制し、現状面積の維持を目指す ③ 多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業における活動組織の取組面積 ④ 比較可能な参考指標なし
施策 2 ■新規就業者数	① 水産業の持続可能性を確認できる ② 過去 5 年間の平均人数を毎年確保することを目指す ③ 新たに漁業に就業（雇用者を含む）した人数（当該年度） ④ 比較可能な参考指標なし
施策 2 ■漁業者 1 人あたりの漁獲高	① 水産業の生産性が向上していることが確認できる ② 漁協組合員の減少率（2017→2022）9.5%と同等の増加を目指す ③ 本市内の漁獲高／漁業者数（漁協組合員（法人経営体を含む）） ④ 比較可能な参考指標なし
都市政策	
■DID 人口密度	① 人口減少が進む中においても都市的生活を営む区域においては、一定の居住人口の密度が保たれている状態を確認できる ② 現状レベルの維持を目指す ③ DID 人口／DID 面積 ④ R2 国調 DID 人口密度は（長崎市 67.6、長与町 62.4、時津町 48.5、大村市 36.5、諫早市 37.1、佐賀市 49.0、久留米市 54.5、大分市 47.4、別府市 55.9、呉市 51.5）
施策 1 ■都市拠点部における地価の変動率（対前年度比）	① 主要地点の地価の変動で、都市のコンパクト度の状況を確認できる ② 都市のコンパクトシティ化により土地利用が増進し、地価に影響を与えるため、主要地点における都市機能向上による地価の上昇を目指す ③ 主要地点（11 地点）の地価変動率／主要地点数 ※前期基本計画では、施策 2「地域の特性に応じたまちづくりの推進」の KPI として、市内全域の各拠点等 24 地点を採用していたが、後期基本計画では、施策 1 の KPI として、立地適正化計画の都市機能誘導区域等をふまえ、11 地点に見直し。 ④ 長崎県平均：▲0.6%／全国平均：▲0.1%（R4 年度）
施策 2 ■認定長期優良住宅のストック数	① 長期にわたり良好な状態で住むことができる優良な住宅が増えていることを確認できる ② 全国目標を基準に増加を目指す ③ 長期優良住宅の認定を受けた住宅の累計戸数 ④ 全国：113 万戸（R 元年度現状値）→250 万戸（R12 年度目標値）
施策 2 ■再編整備による市営住宅の目標管理戸数の達成率	① 公営住宅が適正に整備・配置されていることが確認できる ② 市営住宅の集約により都市部（都市核、地域核、生活核等）の人口密度の向上を目指す ③ 当該年度の目標管理戸数／年度末の管理戸数 ④ 比較可能な参考指標なし
施策 3 ■管理瑕疵による事故発生件数（遊具）	① 日常管理と計画的な施設の更新などにより公園の安全性を確認できる ② 公園を管理していく上で安全性の確保が最優先であるため ③ 事故発生件数 ④ 比較可能な参考指標なし

社会指標・KPI	解説
施策 3 ■公園利用者数	① 適切な運用による公園の利活用の状況が確認できる
	② 現状と変わらず利用され続けられる公園であるため
	③ 利用者数の計測が可能な公園の利用者数 (弓張公園、神崎鼻園地、白浜海水浴場、白浜キャンプ場、白岳自然公園、長串山公園、烏帽子スポーツの里、中央公園、三川内中央運動公園、テクノパーク第一公園、花高中央公園、広田公園、大塔公園、もみじが丘中央公園、天神公園、新公園、柚木ふれあいの森公園)
	④ 比較可能な参考指標なし
上下水道政策	
■水の安定供給率（施設や水質の適正な整備管理による断減水の抑制状況）	① 水道施設や水質の適正な整備管理により、水が年間を通じて常に安定的に供給されていることが確認することができる
	② 水道施設や水質の適正な整備管理により、市民に対して安全安心な水を常時安定的に供給することが水道局が目指す社会の状態であり水道局の責務であるため
	③ (年間日数 - 災害等による断減水の年間発生日数 - 事故等による影響世帯数100戸以上の断減水の年間発生日数) / (年間日数 - 災害等による断減水の年間発生日数)
	④ 比較可能な参考指標なし
■整備区域内普及率（公共下水道が整備された区域に住む人口の割合）	① 公共下水道の普及を通して、公衆衛生の向上を確認することができる
	② 下水道の整備を推進することによって公衆衛生の向上を図ることが、水道局が目指す社会の状態であるため
	③ 公共下水道が整備された区域内の人口 / 公共下水道整備予定区域内の人口 / 79.4 (浄化槽等を除いた公共下水道の普及の最終目標値)
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 1 ■基幹管路の年間更新進捗率	① 水の安定供給のための基幹管路の更新状況が確認できる
	② 水の安定供給のために基幹管路の適切な更新を目指す
	③ 年間の基幹管路更新総延長の実績値/年間の基幹管路更新総延長の計画値
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 2 ■幹線管渠の年間整備進捗率（西部幹線）	① 公共下水道の普及のための整備状況が確認できる
	② 公共下水道の普及のために幹線管渠の確実な整備を目指す
	③ 年間の西部幹線管渠整備総延長の実績値/年間の幹線管渠整備総延長の計画値
	④ 比較可能な参考指標なし
土木政策	
■道路による広域圏速達性	① 都市間ネットワークの結節により、本市と各都市圏、及びさせば広域都市圏内の相乗的価値の向上を図ることができる（価値の低下の防止）
	② 連携中枢都市圏のダム機能
	③ 1) 都市圏速達率：速達達成自治体/本土圏域自治体（通勤通学10%＝30分以内、他＝50分以内） 2) 高速化戦略達成率：本市における道路高速化目標区間の整備率 西九州自動車道（松浦IC～武雄JCT：57.9km）、東彼杵道路（15.0km）中整備済延長の割合
	④ 都市圏固有の交通環境評価のため比較困難
■市内主要渋滞箇所	① 市内循環の円滑化（慢性的渋滞のない状態）により、都市機能の維持を図ることができる（機能不全の防止）
	② ネットワーク機能不全の原因は渋滞であるため
	③ 長崎県交通渋滞対策協議会により特定された市内主要渋滞箇所数
	④ 長崎市：67箇所
■管理瑕疵による重症者数	① インフラ老朽化等への適切な対応により、市民の安全の確保を図ることができる（施設不備による事故の防止）

社会指標・KPI	解説
	② 市が管理する土木施設において重症者を出す事故があつてはならないため
	③ 管理瑕疵による負傷であつて、救急医療における「重症者」に区分された者の数(佐世保市消防局区分)
	④ 長崎市：0人
施策 1 ■ 市内主要渋滞箇所	① 市内循環の円滑化(慢性的渋滞のない状態)により、都市機能の維持を図ることができる(機能不全の防止)
	② ネットワーク機能不全の原因は渋滞であるため
	③ 長崎県交通渋滞対策協議会により特定された市内主要渋滞箇所数
	④ 長崎市：67箇所
施策 2 ■ 管理瑕疵による重症者数	① インフラ老朽化等への適切な対応により、市民の安全の確保を図ることができる(施設不備による事故の防止)
	② 市が管理する土木施設において重症者を出す事故があつてはならないため
	③ 管理瑕疵による負傷であつて、救急医療における「重症者」に区分された者の数(佐世保市消防局区分)
	④ 長崎市：0人
環境政策	
■ 温室効果ガス削減率(平成25年度比)	① 本市の温室効果ガス削減状況を確認できる(基準とする平成25年度の温室効果ガス排出量と当該年度の排出量を比較して、どれだけ削減できたかを率にして表したものの。)
	② 国の目標に準じて、2030(令和12)年度に2013(平成25)年度比で△46%の温室効果ガス削減を目指す
	③ $(1 - \text{当該年度の温室効果ガス排出量} / \text{平成25年度の温室効果ガス排出量}) \times 100\%$
	④ 長崎県：26.5%/全国：18.4%(R2年度)
施策 1 ■ 電気自動車(EV)及びプラグインハイブリッド自動車(PHEV)の市内普及率	① 市内自動車のEV及びPHEV転換状況が確認できる
	② 環境基本計画に掲げる2030(令和12)年度温室効果ガス排出量削減目標2013(平成25)年度比46%削減を目指す
	③ $\text{市内のEV・PHEV保有台数(推計値)} / \text{市内自動車保有台数(二輪車等を除く)} \times 100\%$
	④ 長崎県全体：0.30%(令和3年度)
施策 1 ■ 市域の再生可能エネルギー導入量	① 市内の電力消費に係る再生可能エネルギー使用状況が確認できる
	② 環境基本計画に掲げる2030(令和12)年度温室効果ガス排出量削減目標2013(平成25)年度比46%削減を目指す
	③ 令和3年度再生可能エネルギー導入量(177MW) + 太陽光発電設備(10kw未満)新規導入量(固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイトから算出)
	④ 長崎県全体：1,127MW/長崎市：154MW(令和3年度)
施策 2 ■ 環境基本計画の成果指標達成率	① 環境基本計画で設定した成果指標の目標が達成していることが確認できる
	② 計画年度終了時(R9)に、成果指標達成率100%を目指す
	③ $\text{目標達成した成果指標} / \text{全成果指標} \times 100\%$
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 2 ■ 環境基準達成率 大気(NO ₂ 、SO ₂) 水質(BOD、COD)	① 市域における大気及び水質の環境が市民生活のうえで望ましい状態か確認できる
	② 国が示す環境基準の達成を目指す
	③ $\text{環境基準達成地点数} / \text{測定地点数} \times 100\%$
	④ NO ₂ ：一般環境大気測定局 100%、自動車排出ガス測定局 100% SO ₂ ：一般環境大気測定局 99.7%、自動車排出ガス測定局 100% BOD：93.5%、COD：80.7%(R2 全国達成状況)
施策 3 ■ ごみの一人1日あたり	① 市内のごみ発生状況が確認できる
	② ごみ処理基本計画で設定した令和9年度目標値 975gを目指す

社会指標・KPI	解説
の排出量	③ ごみ排出量／年間日数（365 日又は 366 日）／人口(住民基本台帳年度末人口) ④ 長崎県平均：957 g／全国平均：890 g（令和 3 年度）
港湾政策	
■ 佐世保港を利用する船舶の総トン数	① 人と物の交流が拡大していることが確認できる ② 現状値以上を目指す ③ 佐世保港を利用するクルーズ客船や旅客船、貨物船等（米海軍の艦船等を除く。）の船舶のトン数を利用毎に合算 ④ 比較可能な参考指標なし
施策 1 ■ クルーズ客船による乗降人員数	① 船を利用した交流人口の拡大を確認できる ② コロナ前ピーク水準以上を目指す ③ 佐世保港に寄港する全てのクルーズ客船の乗船客の上陸人員数＋乗込人員数 ④ 比較可能な参考指標なし
基地政策	
■ 港のすみ分けに資する効率的な土地利用の促進（旧軍用財産土地の転活利用率）	① 旧軍用財産の転活用の促進により効率的な土地利用が図られていることが確認できる ② 港のすみ分けに資する効率的な土地利用のため、旧軍用財産の転活用の促進 ③ 転用済み土地面積／旧軍用財産土地（大蔵省移管時点）全体面積 ④ 横須賀市 75.5%、呉市 92.7%、舞鶴市 85.9%（いずれも令和 4 年度）
施策 1 ■ 前畑弾薬庫移転・返還の進捗率	① 本市が国へ要望している米軍提供施設である前畑弾薬庫の返還までの進捗状況が確認できる ② 早期返還に向け進捗率の上昇を目指す ③ 事業進捗率 ④ 比較可能な参考指標なし
施策 1 ■ 防衛省発注佐世保地区建設工事における地元企業受注額	① 佐世保地区における防衛省発注建設工事の地元企業受注額を把握することで、基地（自衛隊・米軍）所在による経済効果が確認できる。 ② 防衛省予算の伸び率と同程度を目指す。 ③ 佐世保地区における九州防衛局発注の自衛隊・米軍施設関連建設工事の地元企業受注額(予算(支払)ベース) ④ 比較可能な参考指標なし
市民生活政策	
■ 安全・安心な暮らしの状況を確認できる件数	① 市民生活における地域の安全・安心の状態を確認できる ② 現状値の減少を目指す ③ (交通事故発生件数+刑法犯罪認知件数)／本市の人口×1,000 ④ 長崎県平均：4.6 件／全国平均：7.2 件（令和 4 年度）
施策 1 ■ 町内会加入率	① 地域の絆の高まりを量的（町内会加入率）に捉え、その度合いを確認するもの ② 現状値の向上を目指す ③ 町内会等から報告があった加入世帯数／国勢調査を基にした推計世帯数 ④ 長崎県平均：77.4%／中核市平均：68.0%（令和 4 年度）
施策 1 ■ 地区自治協議会の活動への参加者数	① 地域の絆の高まりを質的（地区自治協議会の活動への参加者数）に捉え、その度合いを確認するもの ② コロナ禍の影響を受ける以前の令和元年度実績である 136,045 人から毎年その 1%分（1,360 人）を増加させることを目指す ③ 地区自治協議会が取り組む活動（行事や会議等）への参加者数 ④ 比較可能な参考指標なし
施策 2 ■ 刑法犯罪認知件数	① 日常生活を脅かす要素（犯罪）が減少していることが確認できる ② 過去 10 年間の減少率の年平均値を目指す

社会指標・KPI	解説
	③ 長崎県警察本部の統計における本市で発生した刑法犯罪認知件数 ④ 佐世保市：3.1 件／長崎県平均：2.5 件／全国平均：4.8 件（令和 4 年度）≪人口千人あたりの件数≫
施策 2 ■交通事故発生件数	① 日常生活を脅かす要素（交通事故）が減少していることが確認できる ② 過去 10 年間の減少率の年平均値を目指す ③ 長崎県警察本部の統計における本市で発生した交通事故（人身事故）件数 ④ 佐世保市：2.0 件／長崎県平均：2.0 件／全国平均：2.4 件（令和 4 年度）≪人口千人あたりの件数≫
施策 2 ■消費生活相談・市民相談応答率	① 市民の相談に的確に対応していることが確認できる ② 市民が納得できる相談対応 100%を目指す ③ 消費生活相談及び市民相談の応答件数／消費生活相談及び市民相談の受付件数 ※ 応答（相談者へ適切な助言や情報提供及び他機関の紹介や、事業者との仲介を行い解決したもの） ④ 比較可能な参考指標なし
施策 3 ■人権・男女共同参画の啓発事業に参加して関心や理解が深まった人の割合	① 人権・男女共同参画について関心や理解を深めるための事業内容の適切さが確認できる ② 事業参加者の全員が、人権・男女共同参画への関心や理解が深まることを目指す ③ 人権・男女共同参画の啓発事業アンケートで「関心や理解が深まった、おおむね深まった」と回答した人数／アンケート回答者数 ④ 比較可能な参考指標なし
施策 3 ■啓発事業への参加者数	① 人権・男女共同参画について関心や理解を深めるための事業に参加した人数が確認できる ② 啓発事業参加者数を増加していくことを目指す。 ③ 啓発事業に参加した人数 ④ 比較可能な参考指標なし
保健福祉政策	
■平均寿命に対する健康自立度	① 誰もが、いくつになっても健康に暮らしていることが確認できる ② 現状以上を目指す ③ 本市の男女それぞれの平均自立期間／平均寿命×100 の率を、男女別人口を用いて加重平均（男女別の率にそれぞれの人口をかけたものを足し合わせ、総人口で割る）したもの ④ 長崎県：97.37％／全国：97.17％（令和 3 年度）
施策 1 ■平均自立期間	① 人生における健康な期間（平均）を確認できる ② 平均寿命と同等の延伸を目指す ③ 厚生労働科学研究班による「健康寿命の算定プログラム」を用いて、人口、死亡数、介護保険の要介護認定者数等を使用して算定 ④ 男性・・・長崎県：79.7 年／全国：80.0 年（令和 3 年度） 女性・・・長崎県：84.2 年／全国：84.3 年（令和 3 年度）
施策 2 ■救急患者の受入病院決定率	① 適切かつ効率的な救急医療体制が整備されていることが確認できる ② 直近 5 年間の平均である 98.2%を目指す ③ 問い合わせ回数 4 回以内で受入病院が決定した搬送件数／全搬送件数×100 ④ 比較可能な参考指標なし
施策 2 ■訪問診療を受けた（延べ）患者数	① 住み慣れた場所で生活ができる在宅医療体制が整備されていることを確認できる ② 75 歳以上における人口推計（伸び率）に応じた医療の提供がなされていることを目指す ③ 訪問診療に係るレセプト件数 ④ 比較可能な参考指標なし

社会指標・KPI	解説
施策 3 ■要介護者以外の割合	① 住み慣れた地域で、自立した生活が可能であることが確認できる
	② 減少を抑制し、現状維持を目指す
	③ $(65 \text{ 歳以上の高齢者数} - \text{要支援認定者を含まない要介護認定者数}) / 65 \text{ 歳以上の高齢者数} \times 100$
	④ 長崎県平均：85.3% / 全国平均：86.0% (令和4年度)
施策 4 ■入所施設などから地域社会に移行した障がい者の数	① 障がい者の地域での社会参加が促されていることを確認できる
	② 過去4年間に移行した人数の平均(12人)以上を目指す
	③ 障がい者入所施設や精神科病院からグループホームなどの地域生活に移行した障がい者の数
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 5 ■重篤な食中毒発生件数	① 食に起因する健康被害の発生が抑制されていることが確認できる
	② 被害が発生しないことを目指す
	③ 死亡食中毒又は50人以上の大規模食中毒の発生件数
	④ 長崎県：1件 / 全国：39件 (令和4年度)
施策 5 ■生活衛生許可施設の運営や動物の飼養等における健康被害発生件数	① 生活衛生許可施設等の衛生環境の保持や狂犬病予防により、健康被害が起こらない生活衛生状態であることが確認できる
	② 被害が発生しないことを目指す
	③ 生活衛生許可施設等で特定された健康被害や狂犬病の発生件数
	④ 長崎県：0件 / 全国：0件 (令和4年度) ※ 狂犬病の発生件数など厚生労働省への報告義務のある事例のみ計上
施策 6 ■特定健診受診者の血圧Ⅱ度以上の割合	① 国民健康保険被保険者の生活習慣病重症化の抑制状況を確認できる
	② 毎年度▲0.1%を目指す
	③ $\text{血圧Ⅱ度以上の者(収縮期160以上または拡張期血圧100以上)} / \text{特定健康診査受診者} \times 100$
	④ 長崎県市町平均：5.4% (令和3年度)
施策 7 ■就労支援対象世帯のうち就職・稼働収入増により自立となる世帯の割合	① 自立支援の促進が機能し、被保護世帯が自立につながっていることが確認できる
	② 現状値の維持 ※高水準の維持
	③ $\text{就職・稼働収入増による廃止世帯数} / \text{就労支援対象世帯数} \times 100$
	④ 比較可能な参考指標なし
文化スポーツ政策	
■市民1人当たりの文化・スポーツに触れた回数	① あらゆる場所で文化やスポーツに触れている人が増えていることが確認できる
	② より多くの人々が文化・スポーツに触れ続ける社会を目指す
	③ $\text{主要文化施設等の利用者数、拠点スポーツ施設の利用者数} / \text{本市人口}$
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 1 ■主要文化施設等の利用者数	① 市民の文化意識の高まりを確認できる
	② 人口減少が見込まれる中、現状値維持を目指す
	③ 主要文化施設等の利用者数(アルカス SASEBO、市民文化ホール、島瀬美術センター、図書館)
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 1 ■姉妹都市等との交流事業(派遣・受入)の参加人数(令和6年度からの累計)	① 市民の異文化理解に対する意識の高まりを確認できる
	② 人口減少が見込まれる中、現状値維持を目指す
	③ 市が実施する姉妹都市訪問事業や青少年訪問事業及び市民団体等が主体として実施する姉妹都市への訪問事業に参加した人数
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 2 ■拠点スポーツ施設の	① スポーツができる環境の充実度が確認できる
	② 過去5年間の平均値を目指す

社会指標・KPI	解説
利用者数	③ 拠点スポーツ施設（「体育文化館」＋「総合グラウンド（庭球場・陸上競技場・野球場）」＋「温水プール」＋「東部スポーツ広場」＋「小佐々中央運動広場」）の利用者数 ④ 比較可能な参考指標なし
消防政策	
■ 建物火災1件あたりの焼損床面積	① 火災による建物被害の抑制を確認できる ② 現状値の減少を目指す ③ 建物火災により焼損した床面積の合計／建物火災件数（過去5年間の平均） ④ 全国平均（過去5年間の平均）：51.3㎡（令和3年度）
■ 心肺停止患者の1カ月後の生存率	① 地域間・国際間での生存率等の比較を確認できる ② 現状値の向上を目指す ③ 1カ月後の生存者数／心臓疾患で倒れた後に心臓マッサージ等が行われた人の総数（過去5年間の平均） ④ 全国平均（過去5年間の平均）：16.1%（令和3年度）
施策1 ■ 消防隊の出動から放水開始までの時間	① 火災への迅速な対応状況を確認できる ② 資機材の軽量化や消防技術向上等により、国の整備指針に対し0.5分の短縮を目指す ③ 建物火災で消防隊が放水を開始するまでの所要時間の合計／建物火災件数 ④ 6.5分（国の整備指針）
施策1 ■ 人口千人あたりの消防団員数	① 地域防災体制の充実度を確認できる ② 平成30年の人口千人あたりの消防団員数を7.0人としたうえで、消防団員数の現状維持を目指す ③ 消防団員数／人口×1,000 ④ 全国平均：6.2人（令和4年度）
施策2 ■ 救急隊の出動から病院到着までの時間	① 病院との連携により症状に応じた救急搬送が来ていることが確認できる ② コロナ禍前であるH30の実績値以下を目指す ③ 救急隊が患者を病院に搬送するまでの所要時間の合計／救急件数 ④ 全国平均：42.8分（令和3年度）
施策2 ■ 救急隊が行う救命処置の適正化率	① 救急隊員が適切な救命処置を実施していることが確認できる ② 常に適切な処置をすることを目指す ③ 医師が適正と評価した救急件数／検証の対象となった救急件数（心肺停止患者等） ④ 比較可能な参考指標なし
施策3 ■ 人口1万人あたりの火災件数	① 火災発生状況を確認できる ② 全国平均を目指す ③ 火災件数／人口×10,000（過去5年間の平均） ④ 全国平均：2.9件（令和4年度）
防災危機管理政策	
■ 災害死亡者数	① 大規模災害時においても、最悪の事態が発生しない防災体制であることが確認できる ② 発生しないことを目指す ③ 地震や台風、大雨等の災害を原因とした死亡者数 ④ 比較可能な参考指標なし
施策1 ■ 自主防災組織カバー率	① 市民の自助・共助による防災意識の向上を確認できる ② 令和4年度の全国平均である84.7%を目指す ③ 活動範囲世帯数／全世帯数×100 ④ 長崎県：73.8%／全国：84.7%（令和4年度）

社会指標・KPI	解説
行政経営	
経営 1 ■全施策の成果の達成度	① 第7次総合計画において想定した全施策の目標が達成していることが確認できる
	② 計画年度終了時に、目標未達のKPIを発生させないことを目指す
	③ 各KPIの達成率の平均値 ※ 各KPIの現状値から目標値までの達成度を達成率として算出
	④ 比較可能な参考指標なし
経営 2 ■仕事にやりがいを感じる職員の割合	① 職員が主体的かつ前向きに業務に取り組んでいることを確認できる
	② 現状から10%の増加を目指す
	③ 職員アンケートにおいて、「仕事にやりがいを感じている」と回答した職員の割合
	④ 比較可能な参考指標なし
経営 2 ■広報させばに対する満足度	① 本市の広報させばのあり方に関する市民の意向が確認できる
	② 過去5年間の平均以上を目指す
	③ 広報させば上で行うアンケートで「大変良い」「良い」と答えた件数(12か月分)/回答総数(12か月分)
	④ 比較可能な参考指標なし
経営 3 ■財源調整2基金の実質的な残高の標準財政規模に対する割合	① 本市の財政余力が確認できる
	② 目安とされる10%程度を目指す
	③ 財源調整2基金(減債基金及び財政調整基金)(特殊要素除く)の実質的な残高/標準財政規模
	④ 比較可能な参考指標なし
経営 3 ■市税徴収率	① 市税が適正かつ公平に確保されていることが確認できる
	② 新たな納付方法を導入することなどで、現状値以上を目指す
	③ 実際に納税された額/納税されるべき額
	④ 長崎県平均:97.3%/中核市平均:98.0%(令和4年度)
経営 3 ■「公共施設適正配置・保全基本計画」対象施設の延床面積削減率(累積)	① 人口規模と財政規模を勘案した、適正な施設保有状況が確認できる
	② 基本計画の目標である、令和18年度までに15%以上の削減に向け、5年ごとに実施計画を策定し、施設の計画的な削減を目指す
	③ 「公共施設適正配置第2期(R4~R8)実施計画」において見込む削減面積
	④ 比較可能な参考指標なし
経営 4 ■職場における改革・改善マインドの醸成	① 行革推進プランが目指す姿への到達に向けた基礎となる職場での改革・改善マインドの醸成状況を確認できる
	② すべての職場で改革改善の風土を醸成がなされた状態を目指す
	③ 職員アンケートにおいて「職場に、組織全体で改革・改善に取り組む組織風土がある」と回答した職員の割合
	④ 比較可能な参考指標なし
経営 4 ■DX戦略の達成度	① DX戦略において想定した重点分野の目標を達成していることが確認できる
	② 目標未達のKPIを発生させないことを目指す
	③ DX戦略において設定した各KPIの達成率の平均値
	④ 比較可能な参考指標なし
経営 5 ■市内離島・過疎地域の人口	① 対象地域の活力が維持・活性化していることが確認できる
	② 対象地域の人口減少率の抑制を目指す
	③ 市内離島(黒島・高島)の人口+過疎地域(吉井町・世知原町・宇久町・小佐々町・江迎町・鹿町町)の人口(3月31日現在)
	④ 比較可能な参考指標なし
経営 5 ■行政を介した移住者数	① 市外から定住者を取り込めていることが確認できる
	② H28からの事業実施により移住者数は増加傾向にあるが、平準化した後も一定数の移住者を維持していくことにより、定住人口減少の緩和を目指す

社会指標・KPI	解説
	③ 西九州させば移住サポートプラザでの移住相談や支援を経て本市移住に至った人数 ④ 長崎県：1,740人／長崎市：418人（令和3年度）
経営5 ■ 市内公共交通に関する計画路線の達成率	① 市内の公共交通網が円滑に移動可能な状態にあることが確認できる ② 現在、運行(航)している公共交通の路線数の維持と、市内における交通不便地区の解消を目指す ③ 運行(航)中のバス、鉄道、航路、乗合タクシー等路線数／計画路線数（交通不便地区対策予定路線を含む） ④ 比較可能な参考指標なし
経営6 ■ 前畑弾薬庫移転・返還の進捗率	① 本市が国へ要望している米軍提供施設である前畑弾薬庫の返還までの進捗状況が確認できる ② 早期返還に向け進捗率の上昇を目指す ③ 事業進捗率 ④ 比較可能な参考指標なし
経営6 ■ 防衛省発注佐世保地区建設工事における地元企業受注額	① 佐世保地区における防衛省発注建設工事の地元企業受注額を把握することで、基地（自衛隊・米軍）所在による経済効果が確認できる。 ② 防衛省予算の伸び率と同程度を目指す。 ③ 佐世保地区における九州防衛局発注の自衛隊・米軍施設関連建設工事の地元企業受注額（予算（支払）ベース） ④ 比較可能な参考指標なし

10. 連携する政策・施策



クルーズ客船

クルーズ客船の経済効果の拡大施策

観光消費による地域経済の活性化は…

経済政策

施策1 観光の振興

- 観光 DX の推進
- 独自の魅力や強みの強化
- インバウンド観光の推進
- 地域連携、市民参加と持続可能な観光の実践

観光客の移動時間を短縮し、安全に通行させるには…

土木政策

施策1 市内の円滑な循環を阻害する渋滞箇所等の改善

- 市内循環ネットワークの整備

クルーズ客船の寄港拡大は…

港湾政策

施策1 人流と物流を支えるみなとづくり

- 港湾施設の利用促進によるみなとの振興



コンパクト+ネットワーク

コンパクト・プラス・ネットワークに向けた施策

コンパクトなまちづくりへの対応は…

都市政策

施策1 持続可能な都市形成と拠点の再生

- 持続可能なまちを目指した都市の再生
- 都市の課題を解決する取組の促進

拠点間をつなぐネットワークは…

土木政策

施策1 市内の円滑な循環を阻害する渋滞箇所等の改善

- 市内循環ネットワークの整備

行政経営

経営5 魅力あふれる持続可能な地域づくり

- 地域公共交通の維持・改善



ゼロカーボン

ゼロカーボンシティの実現に向けた施策

カーボンニュートラルに貢献する取組の検討は…

環境政策

施策1 カーボンニュートラルの推進

- カーボンニュートラルの推進

森林・漁場環境のカーボンニュートラルの取組は…

農林水産政策

施策1 農林業の振興

- 農山村の持つ多面的機能を有する地域資源の適切な維持・継承

施策2 水産業の振興

- 水産資源の維持及びそれを育む漁場環境の適切な保全

住環境のカーボンニュートラルの取組は…

都市政策

施策2 安全で快適な住環境の確保

- 住生活基本計画に基づく住環境の確保

港でのカーボンニュートラルの取組は…

港湾政策

施策1 人流と物流を支えるみなとづくり

- 経済活動の基盤となる社会資本の整備



適切な排水処理

適切な生活排水の処理に向けた施策

下水道整備区域における適切な生活排水の処理は…

上下水道政策

施策2 公共下水道の普及と安定処理

- 公共下水道の普及
- 下水の安定処理

下水道整備区域以外における適切な生活排水の処理は…

環境政策

施策2 環境保全活動の推進

- 環境負荷の低減

地域包括ケアシステムの推進に向けた施策

地域に暮らす高齢者への介護は…

保健福祉政策

施策3 高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり

- 介護予防等の促進
- 地域における生活支援サービスの充実

地域に暮らす障がい者への支援は…

保健福祉政策

施策4 障がい者の自立と社会参加の環境づくり

- 障がい者の地域での生活支援
- 社会的障壁の除去

地域に暮らす高齢者・障がい者への医療は…

保健福祉政策

施策2 質の高い地域医療体制の確保・充実

- 良質で適切な医療・介護の提供

保健事業について、他の施策と連携した一体的な実施…

保健福祉政策

施策6 国民健康保険事業等の適切な実施

- 後期高齢者医療に係る広域連合との連携

地域に暮らす高齢者・障がい者・子どもや子育て世帯への身近な支援は…

市民生活政策

施策1 地域コミュニティの活性化の推進

- 町内会の活性化
- 地区自治協議会の運営・活動の充実

子ども未来政策

施策1 母子保健の推進

- 妊娠・出産等に関する知識の普及
- 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減

施策2 地域での子育て支援

- 地域における子育て支援の充実
- 地域における子どもの健全育成

多文化共生の実現に向けた施策

多文化が交流する共生社会を築くには…

市民生活政策

施策1 地域コミュニティの活性化の推進

- 町内会の活性化

多文化交流を進めるには…

文化スポーツ政策

施策1 文化振興・国際交流の推進

- 国際交流の推進

多様な文化に適応できる人財の育成は…

教育政策

施策1 学校教育の充実

- 新しい時代に求められる資質・能力の育成

救急と医療体制の充実に向けた施策

緊急時の救助・搬送は…

消防政策

施策2 救急・救助の高度化

- 生存率の向上
- 救助技術の高度化
- 救急車の適正利用と予防救急
- 感染症に対する備え

緊急時の救助・搬送は…

保健福祉政策

施策2 質の高い地域医療体制の確保・充実

- 医療人材の確保
- 適切な救急医療体制の維持
- 地域医療に関する市民啓発

防災・減災に向けた施策

災害の総合的な対応は…

防災危機管理政策

施策1 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

- 総合的な防災・危機管理体制の確立
- 地域防災力の向上
- 市民への防災情報の発信
- 大規模災害発生時の対応

災害のための訓練や備えは…

消防政策

施策1 火災や自然災害対策の推進

- 自然災害に対する備え

災害発生時の上下水道は…

上下水道政策

施策1 水の安定供給の推進

- 危機管理体制の充実

施策2 公共下水道の普及と安定処理

- 危機管理体制の充実

災害のための備蓄は…

市民生活政策

施策2 安全安心施策の推進

- 災害時用備蓄品の確保

災害危険箇所の情報提供や対策の実施は…

土木政策

施策2 土木施設の安全・機能確保

- 予防保全型インフラメンテナンス
- 突発・緊急案件への迅速かつ適切な対応

11. 用語解説

アーバンスポーツ 広い場所を必要としない、個人が気軽に始められるなどの理由で、都市住民が参加しやすいスポーツ。BMX・スケートボード・スポーツクライミング・パークール・インラインスケートなどの都市型スポーツ。

RPA Robotic Process Automation（自動化技術）の略。AI等の技術を用いて業務効率化・自動処理を行うこと。

EBPM Evidence-based policy making（エビデンスに基づく政策立案）の略。エピソード・思い付きに基づく政策立案ではなく、根拠に基づいて政策立案を行うことで、よりよい政策を立案していこうという取組。

ウェルビーイング(Well-being) 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

海風の国 佐世保・小値賀観光圏のブランドコンセプト。日本の本土最西端に位置し、太古の昔から海風によって様々な文化・歴史と交流し、島々、浦々に特徴ある生活文化が根付き発展した当圏域を表すもの。

AI Artificial Intelligence（人工知能）の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

エリアマネジメント 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上（快適な環境創出、美しい街並み、地域のブランド力、良好なコミュニティの形成など）させるための、住民、事業者、地権者等による主体的な取組。

カーボンオフセット 日常生活や経済活動において努力をしても削減できなかった温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせる考え方。

カーボンニュートラル 温室効果ガス排出量をできるだけ削減したうえで、それでもなお排出される温室効果ガスを吸収または除去することで、実質ゼロにすること。

カーボンニュートラルポート(CNP) 港湾における脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を目指した取組。

旧軍港市転換法 旧軍港市である横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とする法律（昭和25年施行）。

救命の連鎖 傷病者の命を救い、社会復帰に導くために必要となる行動と、その一連のつながり。「心肺停止の予防」、「心肺停止の早期認識と通報」、「市民等による救命処置」、「救急隊や医療機関による救命処置」の4つで成り立つ。

競技スポーツ プロスポーツやオリンピックに代表されるように、スポーツ技術や記録の向上を目指し、人間の可能性を追求するスポーツのこと。競技スポーツは、相手や自分との勝負に「勝つか負けるか」が主な目的になる。

共助 地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。

健康経営 従業員の健康を会社の財産ととらえ、会社の成長のために、従業員の健康づくりに積極的に取り組むこと。

減債基金 地方公共団体の借入金の返済を計画的に行うための積立金。

公助 市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助。

こども政策DX こどもまんなか社会の実現に向けて、デジタル技術を積極的に活用して、子育てをより楽しく安心、べんりなものにしていくことができるような取組。

コミュニティ・スクール 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

財政調整基金 地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。

サイバーポート 港湾の生産性を飛躍的に向上させ、港湾を取り巻く様々な情報が有機的に繋がる事業環境を実現するため、「民間事業者間の港湾物流手続（港湾物流部門）」、「港湾管理者の行政手続や調査・統計業務（港湾管理分野）」、「港湾の計画から維持管理までのインフラ情報（港湾インフラ分野）」を電子化し、これらをデータ連携により一体的に取扱うデータプラットフォーム（データ活用の基盤）。

させば産品 市内にすでにある特産品（伝統的工芸品を含む）に加え、商品開発やブランド化により新たに特産品になるものを加えたもの。

サセボタバスケ 「賞味期限や消費期限が近くなった食品類」を、値段を下げてタバスケのWebサイトに登録（出品）していただき、販売につなげるサービス。

サテライトオフィス 企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。

自主防災活動 自然災害から、いのち・財産・わが家・わがまちを守るため、地域の人々が連携し、協力し合って活動を行うこと。

自助 災害が発生したときに、まず自分自身の身の安全を守ること

生涯スポーツ 子どもから高齢者まで、生涯にわたって人生の各時期（ライフステージ）に、それぞれの興味・関心や目的に応じてスポーツに親しむことを意味する。競技として、レクリエーションとして、あるいは健康・体力づくりとして、といったように様々な目的や楽しみ方がある。

3D 都市モデル 都市空間に存在する建物や街路といったオブジェクトに名称や用途、建設年といった都市活動情報を付与することで、都市空間そのものを再現する3D都市空間情報プラットフォームのこと。

様々な都市活動データが3D都市モデルに統合され、フィジカル空間とサイバー空間の高度な融合が実現し、都市計画立案の高度化や、都市活動のシミュレーション、分析等を行うことが可能となる。

生活核 身近な地域における日常生活と都市活動の維持のための拠点。

生物多様性 地球上には哺乳類や植物、細菌類まで3000万種もの生きものが生息しているといわれており、どの生きものをとってもただ一

種だけでは生きていけず、多くの生命が他のたくさんの生きものと直接、間接的に支えあっている、生きものたちの豊かな個性と命のつながりのこと。

ゼロカーボンアクション30 環境省が脱炭素に向けて提唱する取組で、省エネや住宅、移動、食品ロス、ファッションなど8つのカテゴリーに分けて、日々のライフスタイルの中でできることから気軽に取り組める30の行動を紹介している。（参照：環境省HP「ゼロカーボンアクション30」）

総合型地域スポーツクラブ 子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

ダウンサイジング 機器やシステムなどを性能や機能を保ったまま縮小、小型化、小規模化すること。

地域核 周辺地域を含んだ圏域における日常生活と都市活動の拠点。

地域学校協働活動 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

地域包括ケアシステム 可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続することができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援・福祉サービスが相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支援する体制。

地球温暖化防止活動推進センター「させばエコラボ」 地球温暖化など環境問題に関する知識の習得や関心を高めることを目的として、対面やウェブを活用した環境教育デジタルサービスを提供することにより、市民や事業者のエコライフ・エコオフィス実践者の増加を図ることを目的に佐世保市が設置している。

地(知)の拠点 大学が地方公共団体と連携して、地域のための教育・研究や社会貢献を進めること。

地方交付税 地方公共団体が等しく行うべき事

務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税。

長期優良住宅 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。

DID Densely Inhabited District（人口密集地区）の略。国勢調査で設定される人口集中地区のこと。

DX Digital Transformation（デジタル変革）の略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念であり、英語圏で「Trans」を「X」と略すことから、「DX」と略される。

DMO Destination Management/Marketing Organization（観光地域づくり法人）の略。地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地づくりの舵取り役を担う法人。

都市アイデンティティ 「佐世保らしさ」を意味し、本市ならではの魅力や独自性を、市民の愛着や誇りとともに都市イメージとして定着させるもの。

都市核 都市全体及び周辺市町を含む広域的な圏域における中核を担う拠点。

都市拠点部 本計画における都市拠点部とは都市核や地域核及び斜面密集市街地整備地区の中から選定した11地点をいう。

西九州させば広域都市圏 近隣の市町と連携して、行政サービスにかかる費用の節減や、協働で経済支援を行うなど、スケールメリットを活かした取組を進めるための枠組みであり、佐世保市を中心として、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、伊万里市、有田町の12の自治体で構成。

認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村の認定を受けた農業経営者等。

HACCP Hazard Analysis and Critical Control Point（危害要因分析重要管理点）の略。食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法の一つ。具体的には、食品等事業者が原材料の受入から最終製品にいたる一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、その危害の発生を防止することができるポイントを重点的に管理する手法。

BPR Business Process Re-engineering（業務プロセスの見直し）の略。コスト、品質、サービス、スピードのような、重大で現代的なパフォーマンス基準を劇的に改善するために、ビジネスプロセスを根本的に考え直し、抜本的にデザインし直すこと。

標準財政規模 地方公共団体が標準的な行政サービスを行う上で必要な一般財源の規模。

病診連携 役割（機能）の異なる病院と診療所間の連携のこと。（例：かかりつけ医と手術を行う病院の連携）

病病連携 役割（機能）の異なる病院間の連携のこと。（例：急性期病院と回復期病院の連携）

フードドライブ 家庭などで余っている食べ物を持ち寄ってもらい、子ども食堂などに寄付する活動。

平均自立期間 日常生活動作が自立している期間の平均で、介護保険の要介護度の要介護2～5を不健康（要介護）な状態とし、それ以外を健康（自立）な状態として算定。

ポートセールス 港の管理者が船社や関連企業等に自ら所有する港のメリットを説明し、クルーズ客船等の船舶や貨物を誘致すること。

みなとオアシス 地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が申請に基づき登録するもの。

予防救急 救急車を呼ばなくてはならないような病気やけが、熱中症などを未然に防ぐために、日頃から気を付けるポイントを知り、意識して行動すること。

予防保全型インフラメンテナンス 施設の定期点検を継続的に実施しながら、インフラの老朽化状況の全体像を把握し、緊急度に応じた措置を行うとともに、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行うことで、維持管理費用を可能な限り抑制、平準化していくインフラの管理手法。

4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル) リフューズ(Refuse)：ごみになるものを断る。リデュース(Reduce)：ごみになるものを減らす。リユース(Reuse)：ものをそのまま再利用する。リサイクル(Recycle)：原材料に

戻して再生利用する。

ライフサイクルコスト 施設等の設計及び施工から解体や廃棄に至る過程で必要な費用の合計額のこと。

余 自

余 白

裏表紙